

平成22年度 大学機関別認証評価

自己評価報告書・本編

[日本高等教育評価機構]

平成 22 (2010) 年 6 月

東北女子大学

東北女子大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	p. 1
II. 東北女子大学の沿革と現況	p. 2
III. 「基準」ごとの自己評価	p. 4
基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的	p. 4
基準 2. 教育研究組織	p. 7
基準 3. 教育課程	p. 16
基準 4. 学生	p. 38
基準 5. 教員	p. 62
基準 6. 職員	p. 73
基準 7. 管理運営	p. 76
基準 8. 財務	p. 80
基準 9. 教育研究環境	p. 84
基準 10. 社会連携	p. 89
基準 11. 社会的責務	p. 95
IV 特記事項	p. 98

東北女子大学

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命、目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

本学の建学の精神は三か条からなっている。その一は「教育を生活の中に活かせ」、その二は「高い教養と正しい躰を身につけよ」、そしてその三は「常に希望をいだき時代と共に歩め」ということである。すなわち、第一は教育が単に知識の集積によるものではなく、実際の生活の中に活かされてこそ真の意味をもつということである。第二は女性が高い教養と品性を身に付け、人間として成長しなければならないことを説くものである。また、第三の精神は、いかなる困難な状況においても、強い意志と希望をもってそれを乗り越えてゆくことの重要性を示している。

本学の使命と目的は、この建学の精神に基づき、学則の総則第一条にあるように「家政学に関する高度の学術技芸を教授研究し、国民文化の向上と社会開発に寄与する専門的教育を施し、人間性の高揚を図り、自主独立の精神を培い民主的な文化国家及び社会の有為な形成者となるべき指導的女性の育成を目的にする」と定められている。

すなわち、女性が高い教養と品性を身に付け、自立して社会の発展に寄与できるような有為な人材を養成することを目的としている。

2. 大学の個性・特色等

本学の個性・特色は、前述の建学の精神及び学則第一条の規定を、少人数教育、四年間にわたるクラス主任制によるホームルーム指導並びに3年次以降の卒論研究・学生生活各般の助言指導教員制（教員一人に平均6人程度の学生が所属）を通して、日々の教育研究活動に具体化しているところに見られる。

まず、第一の「教育を生活の中に活かせ」ということでは、専門分野の研究をはじめ、講義・演習・実験・実習等の授業展開においても、それが単なる観念論や知識の集積に終わるのではなく、現実の社会事象や生活知・技能等との関連を積極的に意識化し、体験化を通して、実際に課題解決能力を発揮できる人材育成を少人数教育によって実践し、成果をあげているところに特色がある。

第二の「高い教養と正しい躰を身につけよ」ということでは、平成3年の大学設置基準大綱化後も一般教育科目及び同科目担当教員組織を残して教養教育に力を注ぐと同時に、日常生活での良好な人間関係を作るための態度、言葉使い、自己抑制心、清楚な服装等の指導にも全学あげて力を注いでいる。これらのことについても、小規模、少人数教育等の利点を生かして、丁寧な指導助言を行うことによって大きな成果を上げている。

第三の「常に希望をいだき時代と共に歩め」ということでは、入学生が描く自分の将来像・希望の実現と大学に対する社会の要請に応えるために、家政学の教育研究を通して女性の自立を図るという本学の伝統を生かしながら改善を進めてきた点に大きな特色が見られる。すなわち、家政学を総合科学として捉え直す中で、家政学科と児童学科を置き、家政学の基礎的内容を両学科の共通教養としながら、専門分野の能力育成と専門的資格の取得に発展的に繋げている。

学生の希望実現に対応する取得可能な資格・免許は、家政学科では中学校教諭一種免許状（家庭）、高等学校教諭一種免許状（家庭、情報）、栄養教諭二種免許状及び栄養士免許

証であり、児童学科では幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状及び保育士資格である。大部分の学生は1～2種類以上の免許状・資格を取得して卒業するが、毎年、卒業生の60%～70%の者が、これら免許状・資格を必要とする職域に進出していることは、「常に希望をいだき時代と共に歩め」という精神を顕現しているものといえよう。

今後も、原体験をたつとぶ人間形成を基本に据えて、生活を科学し実践力を育む家政学科及び初等教育に清新な確かさを築く児童学科のさらなる充実を目指して、カリキュラム改善をはじめ、個々人の特性に応じた能力形成等に寄与できる教育研究基盤の強化を図ることになっている。

Ⅱ. 東北女子大学の沿革と現況

1. 本学の沿革

〔沿革〕

大正 12	(1923)年	4月	弘前和洋裁縫女学校 開校
昭和 3	(1928)年	4月	弘前和洋裁縫女学校 師範科 開設
昭和 8	(1933)年	4月	弘前和洋裁縫女学校 高等師範科 開設
昭和 21	(1946)年	4月	東北女子専門学校 開校
昭和 22	(1947)年	4月	柴田中学校 開校
昭和 23	(1948)年	4月	柴田女子高等学校 開校
昭和 24	(1949)年	4月	東北栄養専門学校 開校
昭和 25	(1950)年	4月	東北女子短期大学 開学
昭和 29	(1954)年	4月	柴田幼稚園 開園
昭和 44	(1969)年	4月	東北女子大学 (家政学部家政学科) 開学
昭和 49	(1974)年	4月	東北女子大学 家政学部児童学科 設置
昭和 59	(1984)年	4月	東北コンピュータ専門学校 開校
昭和 60	(1985)年	4月	東北女子大学家政学専攻科 開設
昭和 62	(1987)年	4月	弘前経理専門学校 併設 (平成 12(2000)年 4月東北経理専門学校に改称)
昭和 62	(1987)年	12月	東北女子大学新校舎増築落成 (図書館、コンピュータ実習室、多目的ホール)
平成 11	(1999)年	4月	専門学校統合校舎新築
平成 13	(2001)年	4月	東北女子大学家政学科情報コース 設置
平成 17	(2005)年	4月	東北女子大学家政学科栄養教諭コース 設置
平成 20	(2008)年	4月	東北女子大学児童学科保育士養成コース設置
平成 22	(2010)年	4月	東北女子大学家政学専攻科 廃止
平成 22	(2010)年	6月	清原地区に新校舎落成

東北女子大学は、学校法人柴田学園によって家政学部家政学科のみの単科大学として昭和44(1969)年4月に創設された。その歴史を遡れば、柴田やすが大正12(1923)年4月に弘

東北女子大学

前和洋裁縫女学校を開校したことに始まる。爾来、柴田学園は 87 年の歴史を通じて、女子教育に建設的意味を見出し、3 か条からなる建学の精神の下に女子教育に努め、社会的役割、責務を果たしてきた。その後、我が国における短期大学制度の成立と同時に東北女子短期大学を昭和 25(1950)年 4 月に開校したが、柴田やすは開学式の栄えある壇上で式辞を朗読中に不帰の人となり、70 年の生涯を閉じた。

柴田やすの没後、学園を引き継いだ今村敏は、昭和 43(1968)年、創立 45 周年を迎えたのを契機として、いっそう高く堅実な知識教養を身につけた指導的女性の育成が社会の要望となりつつあること、弘前市が北奥における教育文化の中心的都市であるにも拘わらず 4 年制の女子大学が存在しないこと、及び本学園の教育理想を一貫して実現するためには更に高度な教育機関を必要とすることなどの事情を考え、昭和 44(1969)年 4 月に東北女子大学を開設した。そして昭和 49(1974)年 4 月には当時東京以北では唯一の児童学科の認可を得た。

その後、社会情勢の変化などに対応して、専攻科の設置、家政学科に情報科教諭、栄養教諭免許課程を設置、平成 20(2008)年には保育士養成課程の開設の認可申請が認められるなど、大学の拡充に努めてきた。

2. 大学の現況

・大学名 東北女子大学 所在地 青森県弘前市豊原 1 丁目 2 番 1 号

・学部構成 家政学部 家政学科、児童学科

・在籍学生数 (平成 22 年 5 月 1 日現在)

		入学定員	収容定員	在籍学生数	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次
家政学部	家政学科	40	160	162	41	40	43	38
	児童学科	60	240	216	61	56	62	37
合計		100	400	378	102	96	105	75

・教員数 (平成 22 年 5 月 1 日現在)

学部名	学 科	教 授	准教授	講 師	助手	計
家政学部	家政学科	4	6	5	4	19
	児童学科	10	7	1	2	20
合計		14	13	6	6	39

・事務職員数 (平成 22 年 5 月 1 日現在)

学部名	事務室	図書館	学務課	学生課	保健室	計
家政学部	4	2	2	1	1	10

Ⅲ. 「基準」ごとの自己評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

(教育の理念・目的・目標、大学の個性、特色等)

1-1. 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されていること。

《1-1の視点》

1-1-① 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されているか。

(1) 1-1の事実の説明(現状)

学内に対しては、全学生に配布する学生便覧に、「就学のしるべ」をはじめ、4～7頁には学園小史(一、「学園の母」柴田やす先生、二、にはうるしの樹、三、東北女子大学の誕生、四、建学の精神)を、また学則第一条(本学の使命と目的)を掲載し、本学の建学の精神・大学の基本理念を明らかにしている。入学式(全教職員、全在学生参列)の式辞、新入学生オリエンテーションでの講話、学期はじめに行われる全学ガイダンス、創立記念式典(全教職員、全在校生参列)等の際にも建学の精神に触れ、積極的に周知理解を図っている。

さらに、新入学生及び新任教職員全員に対して、「ここに人ありき 柴田やす伝」(船水清著 全106頁)を配布し、通読を推奨すると同時に、上記の講話時等にも活用している。

学外に対しては、本学の「大学案内」等を資料として各高等学校に持参又は送付し、教員、高校生の閲覧に供してもらおうと同時に、各地で開催される大学説明会、オープンキャンパス、新入学生の保護者に対する就学説明会、4年次進級学生の保護者の会等の際にも建学の精神に基づく本学の教育方針と、それが現代社会における人間形成にどのような意味を持つものであるか等を話すことによって周知し、理解と協力を求め、社会とともに人材を育成することを目指してきた。また、開設してあるホームページにおいても、建学の精神ならびに校訓を掲載して、学外への周知を図っている。

(2) 1-1の自己評価

前述したように、学内外に大学の建学の精神は十分周知されていると評価している。

また、建学の精神、本学の基本理念に基づく教育方針に沿った教育研究活動が、学生の専門職への高い就職率となって現れている点でも、十分周知徹底し、生かされている結果であると評価される

(3) 1-1の改善・向上方策(将来計画)

広報委員会では、本年6月の新校舎完成を機にホームページの刷新を図ることとし、「見やすい・分かりやすい・調べやすい・使いやすい」を目指して新ホームページの構築に取り組んでいる。このことにより、本学建学の精神と教育方針を、より一層明確に社会に発信し、周知していくことにしている。

さらには、「建学の精神と本学の教育研究」、「建学の精神にたつ現代専門職者論」等の公開講座開設計画をも検討することになっている。

1-2. 大学の使命・目的が明確に定められ、かつ学内外に周知されていること。

《1-2の視点》

- 1-2-① **建学の精神・大学の基本理念を踏まえた、大学の使命・目的が明確に定められているか。**
- 1-2-② **大学の使命・目的が学生及び教職員に周知されているか。**
- 1-2-③ **大学の使命・目的が学外に公表されているか。**

(1) 1-2の事実の説明（現状）

1-2-① 建学の精神・大学の基本理念を踏まえた、大学の使命・目的が明確に定められているか。

建学の精神・大学の基本理念を踏まえた使命・目的に関しては、すでにI-1で述べたが、一つは、学園創設者・柴田やすが、自らの体験とそれに基づく女子教育についての貴重な実践活動から得た「教育即生活・生活即教育」という信条に凝縮されているのであり、同時に人間・女性としての教養と品性及び希望と進取の気性をもつことによって強く豊かに生き抜く人間育成の方針が明確に定められ、学生便覧、大学案内等の印刷物にも明確に示されている。

二つは、学則第一条に「家政学に関する高度の学術技芸を教授研究し、国民文化の向上と社会開発に寄与する専門的教育を施し、人間性の高揚を図り、自主独立の精神を培い民主的な文化国家及び社会の有為な形成者となるべき指導的女性を育成すること目的とする」と規定し、教育基本法の教育の目的・理念及び学校教育法の大学の目的規定の精神に立ち、まさに家政学部からなる女子大学の教育研究を通して、その使命・目的を果たすことが明確に定められている。

1-2-② 大学の使命・目的が学生及び教職員に周知されているか。

学生及び教職員への大学の使命・目的の周知は、全学生、教職員に配布される学生便覧（「就学のしるべ」、「学園小史（一、学園の母・柴田やす先生、二、にはうるしの樹、三、東北女子大学の誕生、四、建学の精神）」及び「学則（第一条 本学の使命と目的）等掲載」、『ここに人ありき 柴田やす伝』、大学案内等の精読奨励と入学式、新学年度オリエンテーション、創立記念式典、卒業式等の式辞・講話（いずれも全教職員、全在校生出席）等の積極的な周知活動により、理解が定着している。

1-2-③ 大学の使命・目的が学外に公表されているか。

学外に対しては、学生便覧、「大学案内」を主体とする印刷資料を各高等学校等に持参、送付し、教職員、高校生等の閲覧に供してもらうと同時に、各地の大学説明会、オープンキャンパス、保護者への説明会等の機会を積極的に活用して、大学の使命及び本学の教育方針と建学の精神について公表し、かつ、それに基づく本学の教育研究方針が、現代社会の要求する人材育成と深く関連していること等の周知活動を行っている。また、インターネット上のホームページにも、「大学案内」等の内容を掲載して公表している。

(2) 1-2の自己評価

建学の精神・大学の基本理念を踏まえた使命・目的については、前述の説明からも理解されるように、学生便覧の「就学のしるべ」、「学園小史」、「学則」及び大学案内等に記述説明されると同時に、「学則」第一条に、本学の使命と目的が規定されていることから、建学の精神・大学の基本理念を踏まえた使命・目的が明確に定められていることはあきらかである。

その周知方については、「学生便覧」をはじめとする印刷冊子の配布と精読奨励及び式辞、講話等を通して行っている。また、日頃の教育研究活動の指導助言の際にも、物事に取り組む姿勢の基本として話されることも多く、学生及び教職員によく周知理解され定着している。

学外に対する公表・周知については、受験を目指す高校生と高校教職員及び保護者等が対象の中心となっている。この面では公表・周知の成果は上がっているが、一般社会への公表・周知には、まだ課題が残されている。

(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

まず、目的規定と各学科のカリキュラム構成との関連性を明確にすることであるが、現行の学則第一条の目的規定をより具体化、細分化した目標規定を定めると同時に、各学科のカリキュラム構成に連続していく構造化を明確にしながら改善を図ることとする。

次に、一般社会への公表・周知の強化策については、学園広報誌「にはうるし」の配布先等を拡大するとともに、インターネット上のホームページの内容を充実改善することとしている。

[基準1の自己評価]

前述の内容からも分かるように、大学の使命・目的が学則をはじめ、大学紹介関連の印刷物等に明示されており、各種の説明会等での周知方も相当行きわたっており、効果を上げていると評価される。

それは、受験生、保護者、高等学校をはじめ、社会各般の職域でも、本学の使命・目的に基づく人格教育及び専門教育の成果等に相当の理解と信頼を寄せていることが、受験者・入学者数及び就職率の高さからも伺うことができるからである。

[基準1の改善・向上方策（将来計画）]

学園広報誌の配布先等を拡大するとともに、従来、インターネット上のホームページによる広報活動は、受験生対象に大きな比重をかけて行ってきたが、今後は一般社会、地域社会の人びとへの広報活動の重要性を再確認し、本学の建学の精神・大学の基本理念を踏まえた使命・目的と現実の教育活動及びその教育に基づく人材輩出等についても、一般社会の人びとの関心を高めるためのより具体的で分かりやすい内容に再編成していくこととし、広報委員会においてホームページの充実・強化を図ることから着手することとしている。

基準 2. 教育研究組織（学部、学科、大学院等の教育システム等）

2-1. 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が、大学の使命・目的を達成するための組織として適切に構成され、かつ、各組織相互の適切な関連性が保たれていること。

《2-1の視点》

2-1-① 教育研究上の目的を達成するために必要な学部、学科、研究科、附属機関等の教育研究組織が、適当な規模、構成を有しているか。

2-1-② 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が教育研究上の目的に照らして、それぞれ相互に適切な関連性を保っているか。

(1) 2-1の事実の説明（現状）

2-1-① 教育研究上の目的を達成するために必要な学部、学科、研究科、附属機関等の教育研究組織が、適当な規模、構成を有しているか。

本学は学校法人柴田学園の傘下であり、図 2-1 に示されるように、家政学部家政学科及び児童学科の 1 学部 2 学科の単科大学であり、付属組織として附属図書館がある。家政学部（収容定員 400 人）は、家政学科定員 40 人（収容定員 160 人）、児童学科定員 60 人（収容定員 240 人）を設置している。平成 22(2010)年 5 月 1 日現在の在籍学生数及び専任教員数は、表 2-1-1 のようになっている。

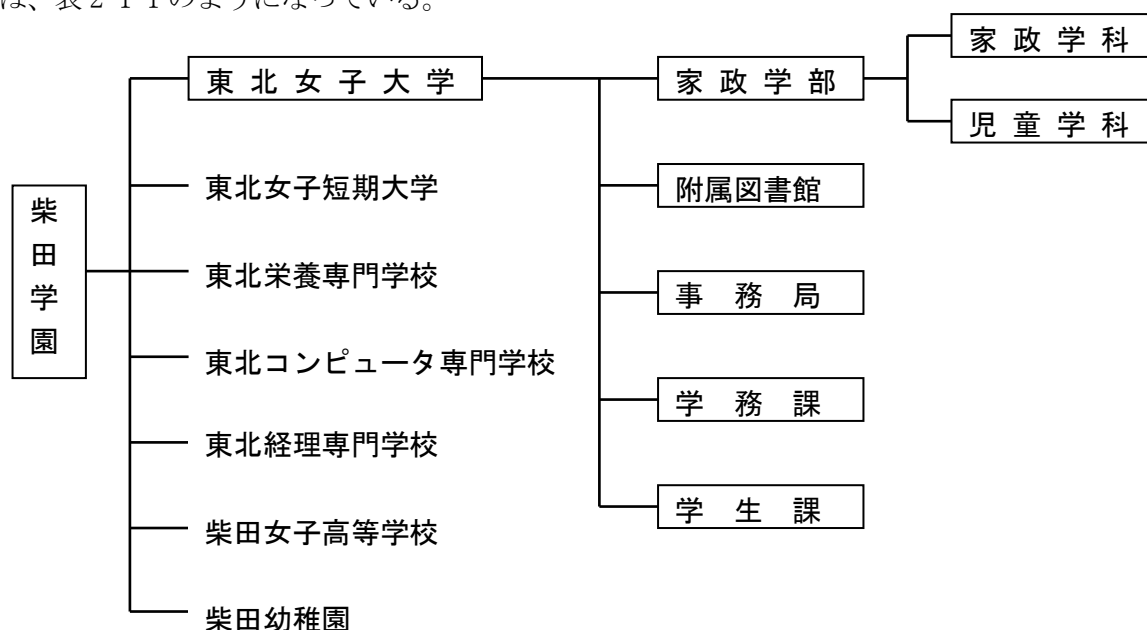


図 2-1 法人・大学組織図

家政学科では、中学校教諭一種免許状（家庭）および高等学校教諭一種免許状（家庭・情報）・栄養教諭二種免許状が、児童学科では小学校教諭一種免許状ならびに幼稚園教諭一種免許状が取得できる（学則第 11 条）。さらに、家政学科は厚生労働省より栄養士養成施設の認可を（養成定員 40 人）受けており、栄養士の資格が取得できる（学則第 11 条）。児童学科

は平成 20(2008)年 3 月に平成 20(2008)年度からの保育士養成施設（養成定員 60 人）としての認可を受け、保育士資格が取得できる（学則第 11 条）。

また学部・学科における専任教員数は、収容定員数によって定められている大学設置基準上の必要専任教員数より上回っている。

表 2-1-1 教育研究組織の規模と構成（平成 22 年 5 月 1 日現在）

	学科	入学定員	収容定員	在籍学生数	専任教員数	大学設置基準上必要専任教員数	
						各学科	学部全体
家政学部	家政学科	40	160	162	19	6	7
	児童学科	60	240	216	20	6	

2-1-② 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が教育研究上の目的に照らして、それぞれ相互に適切な関連性を保っているか。

家政学部家政学科及び児童学科の 1 学部 2 学科の構成で、各学科の教育研究に関する専門事項を審議し教授会に提案するために、家政学科には家政学科会議、児童学科には児童学科会議が設置されている。各学科会議は、各学科の教授・准教授・専任講師・助教で構成されている。さらに教授会のもとには、学部全体の教育研究に関する専門事項を審議するために、図 2-2 に示すように、家政・児童両学科所属教員によって組織される学務委員会をはじめ各種委員会が設置されている。これらの組織が各々の専門に関する事項の原案を作成、審議、教授会に提案し、教授会において意思決定がなされる。大学の使命と目的達成のため、両学科ともそれぞれ連携しながら学生の教育にあたっている。教育研究支援組織として、図書館、事務局、学務課、学生課がある。これらの組織は、学部の教育・研究の支援にも当たっている。

（2）2-1の自己評価

教育研究上の目的を達成するための組織の規模と構成は適切である。これらの組織間の関連性に関しては、学部が 1 学部 2 学科であり、各種委員会委員は両学科所属教員によって構成されているため、両学科間の連携はよく保たれ、適切な運営と意思疎通が図られており、学生の教育は適切になされている。

（3）2-1の改善・向上計画（将来計画）

大学の使命と目的達成のために、組織の見直しを図り、それぞれの学科の特徴や学科の機能をさらに十分に発揮させることができるよう、組織の改革を行うことにした。平成 21(2009)年 10 月に、平成 3(1991)年以来入学生がなく、存在意義が失われた家政学専攻科ならびに児童学専攻科を廃止し、その代替措置として、4 年制大学に相応しい栄養士課程の再編や 6 年制教員養成への動きに対応する修士大学院設置の検討に入ることにした。また、発足以来実体がなかった家政学研究所を廃止し、新たに、家政学に関連する様々な分野における地域資源の有効活用を図るための施設として地域資源活用研究センター(仮称)を、平成 21(2009)年 10 月の定例教授会で設立することとした。

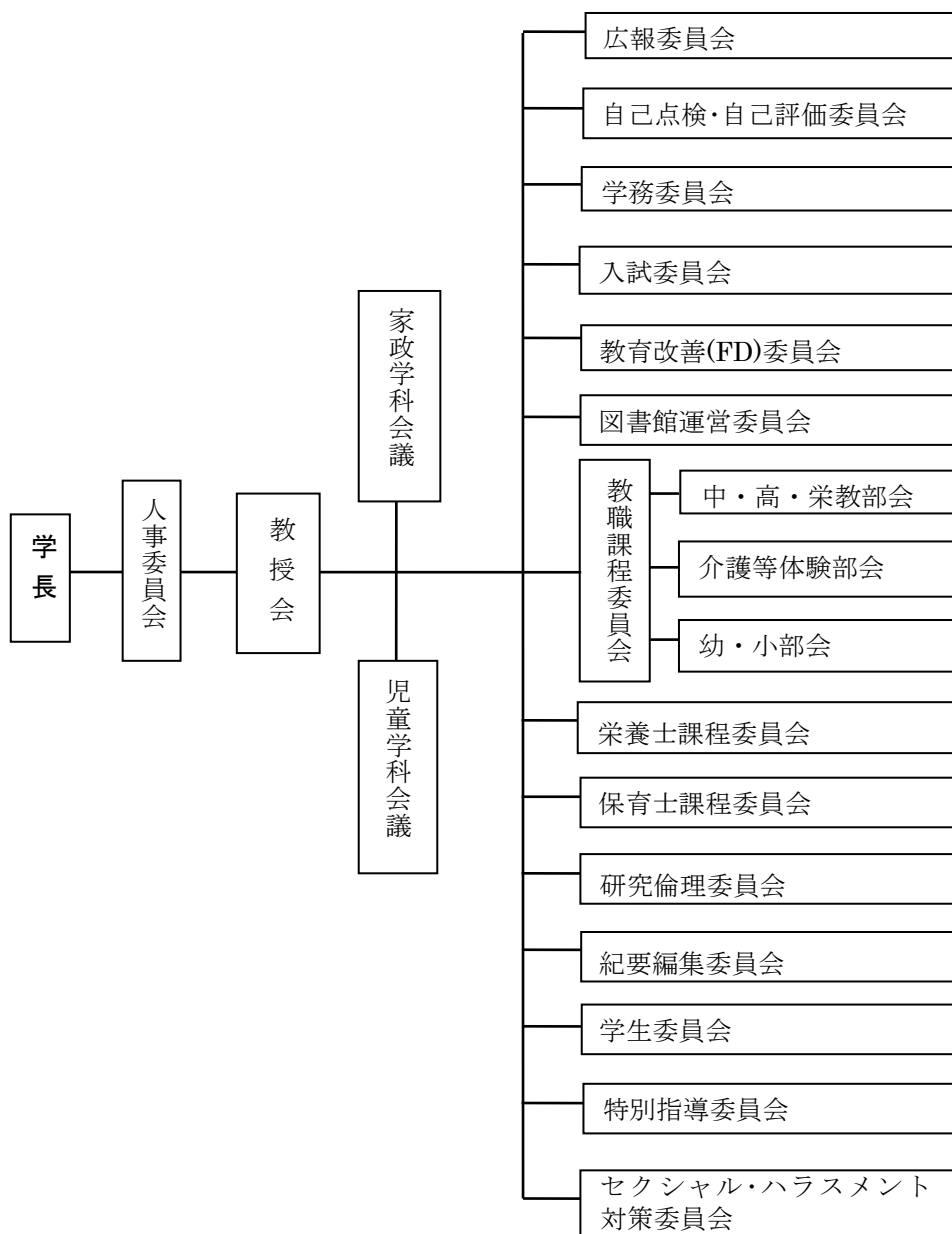


図 2-2 各種組織体の構成

2-2. 人間形成のための教養教育が十分できるような組織上の措置がとられていること。

《2-2の視点》

- 2-2-① 教養教育が十分できるような組織上の措置がとられているか。
- 2-2-② 教養教育の運営上の責任体制が確立されているか。

(1) 2-2の事実の説明(現状)

- 2-2-① 教養教育が十分できるような組織上の措置がとられているか。

本学では、開学以来人間性の涵養のために教養教育として一般教育科目を重視してきた。平成 3(1991)年の大学設置基準大綱化の後も、一般教育科目の部門には学科とは別に教養教育の専門教員を配置した。旧カリキュラムでは教養教育である一般教育科目として、家政学科・児童学科ともに人文分野、社会分野、自然分野、外国語科目、保健体育科目の全領域に渡って 32 単位を卒業要件単位としていた。平成 20(2008)年度入学生からは、学生が幅広く教養を身に付けるとともに基礎力の充実を目的として、表 2-2-1 に示すような従来の一般教育科目を「共通教養科目」として人文・社会分野、自然分野、基礎技術の 3 分野構成とする新カリキュラムを導入した。この新カリキュラムではスリム化や選択の多様性を図った結果、家政学科・児童学科ともに共通教養科目（人文・社会分野、自然分野、基礎技術分野）、外国語科目及び保健体育科目の全領域に渡って 28 単位を卒業要件単位とした。特に旧カリキュラム及び新カリキュラムにおいても、人間として生きて行くために最も重要な「倫理学」を必修科目として課している。

表 2-2-1 教養科目の新・旧カリキュラム

旧カリキュラム			新カリキュラム		
授業科目	単位数		授業科目	単位数	
	必修	選択		必修	選択
一般教育科目	14 (10)	8 (12)	共通教養科目	8 (6)	12 (14)
人文分野	5 (5)		人文・社会分野	2 (2)	
社会分野	4 (4)		※自然分野	2 (0)	
※自然分野	5 (1)		基礎技術分野	4 (4)	—
外国語科目	8 (8)	—	外国語科目	0 (2)	6 (4)
保健体育科目	2 (2)	—	保健体育科目	2 (2)	—
計	24 (20)	8 (12)	計	10 (10)	18 (18)
卒業要件単位数	32 (32)		卒業要件単位数	28 (28)	

※自然分野は家政学科のみ化学必修。()は児童学科の単位数。

2-2-2 ② 教養教育の運営上の責任体制が確立されているか。

教養教育のための特定の組織はないが、各学科に教養教育（旧カリキュラムの一般教育科目、新カリキュラムの共通教養科目）を担当する教員を配置しており、学務委員会で全体の調整を図っている。

(2) 2-2の自己評価

本学においては、旧カリキュラムでは一般教育科目として、また新カリキュラムでは共通教養科目として、開学以来人間性の涵養のために教養教育を一貫して重視してきた。また、人間形成をはかる教養教育が適切に行われるための組織上の措置がとられている。入学 1 年次においては、2 年次以降の専門科目のための基礎教育も含まれるが、教養教育に重点をおくカリキュラム構成となっている。新カリキュラムでは、学生の将来の希望に応じて共通教養科目を選択できるように、選択制の度合いを高くしたが、学生の科目選択に

偏りが見られる。特に免許取得における基礎科目にもなっている自然分野において、その傾向が強い。

(3) 2-2の改善・向上計画(将来計画)

共通教養科目の新カリキュラム導入による学習効果について検証する。共通教養科目の選択に幅を持たせたため、科目の選択に偏りが生じる心配があるので、共通教養科目の履修に関して、学生に対する履修指導を強化しなければならない。

また、現在共通教養科目は、4年次で開講される「自然科学概論」を除いては、2年次までにすべて開講されているが、開講科目の教育内容によっては高学年にも一部を開講する、いわゆる「楔形カリキュラム」の導入を検討している。

2-3. 教育方針等を形成する組織と意思決定過程が、大学の使命・目的および学習者の要求に対応できるように整備され、十分に機能していること。

《2-3の視点》

- 2-3-① 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が適切に整備されているか。**
- 2-3-② 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるように十分に機能しているか。**

(1) 2-3の事実の説明(現状)

2-3-① 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が適切に整備されているか。

研究教育に関わる学内の組織は前掲の図2-2に示すようになっている。教授会・各種委員会・各事務組織との密接な連携により運営されている。平成20(2008)年度から学内委員会の再編見直しを行った。

家政学科、児童学科の基本的意思決定組織として、家政学科会議及び児童学科会議が設けられており、同会議が当該学科の教育研究の基本方向と主要課題の提起及び検討を行っている。各学科会議で意見等が集約され、結論が得られた場合は、学務委員会の議を経て、教授会の審議に付され、実際の教育研究活動として展開されることになる。また、学務分掌上の各委員会から当該分掌分野の教育研究活動に関わる事項が提起され、学部内の調整を要するような場合は、学務委員会の議を経て教授会の審議に付される。特に重要な事項等については、学長を中心とした各学科長・学務課長・学生課長による科課長会議で再度検討を加えて教授会に提案している。

教授会は、最高議決機関であり、教授・准教授・講師・助教により構成され、議長は学長である。また、事務局の職員も陪席する。8月を除く毎月1回定例会議が開催され、また必要に応じて臨時の会議が開催される。教授会は学則39条により次の項目について審議することが定められている。

1. 教授、准教授、助教、助手、講師、副手の昇任および進退に関する事項
2. 研究および教授に関する事項
3. 学則および教育課程に関する事項

4. 学生の入学、編入学、転入学、休学、退学、復学、転学科、転学、卒業、除籍に関する事項
5. 学生の学業成績に関する事項
6. 学生の生活指導および賞罰に関する事項
7. その他学長が特に必要と認めた事項

教授会の下には、以下の各種委員会が置かれている。これらの委員会は随時開催される。学則に記載されている事項以外の教授会の運営については、教授会運営規程に基づいて行われている。

(1) 自己点検・自己評価委員会

自己点検・評価委員会は、平成 15(2003)年から義務付けられた外部評価機関における大学評価に対応するために平成 18(2006)年度に設置された。学長を委員長として、学務委員会委員および事務長より構成されている。外部評価に対応するための自己点検・自己評価業務を行い、自己点検・評価報告書を作成する。平成 20(2008)年に第 1 回目の自己点検・評価報告書を作成した。

(2) 入試委員会

入試委員会は、入学試験における入学者の合否判定を行なう委員会である。学長を委員長として、家政・児童学科長、学務・学生課長そして試験の出題委員から構成されている。

(3) 学務委員会

学務委員会は、学則ならびに教育課程、学生の入学・休学・退学等の学籍移動に関する事項、ならびに学生の学業成績に関する事項を審議し、教授会での議決を経て、その実施にあたる。本委員会は、家政・児童学科長、学務・学生課長、ならびに教授会から選出された委員から構成されており、学務課から職員も陪席する。

(4) 教育改善 (FD : Faculty Development) 委員会

本学の教育活動の改善を図るために設けられた。平成 19(2007)年度に学生による授業評価を行い、平成 21(2009)年度は、学生による授業評価ならびに教員による授業参観などを実施した。

(5) 学生委員会

学生委員会は、学生生活支援に関する事項を円滑に実施するために設置されている。特に、学生生活指導・就職対策指導・保健指導を 3 つの柱とし、学生課との連携のもとに学生のサービスやサポートの充実に努めている。また保健指導においては、学生の健康管理に関与し、保健室専従の職員が学生課と連携して、年度始めの健康診断の他、学生の日常の健康管理に携わっている。

(6) 図書館運営委員会

図書館運営委員会は、「図書館運営規則」第 3 条に基づいて設置されている。図書館の整備、図書購入・廃棄など図書館運営について協議する。

(7) 栄養士課程委員会

従来の栄養士実習委員会を改組、名称を変更し、家政学科の栄養士養成課程の学外実習の計画・立案・実施だけでなく、栄養士養成の教育課程の編成などを含む栄養士養成教育全般にわたって審議する委員会とした。

(8) 教職課程委員会

従来の教育実習委員会は、主に家政・児童学科におかれている教員養成課程の教育実習において、実習先の学校ならびに施設との対応、学生の指導を中心に業務を行ってきたが、改組後は、教育実習を含む教員養成課程のカリキュラムの編成を含む教育全体の問題を扱うこととした。委員会内部には、中・高・栄教部会、介護等体験部会、幼・小部会を置きそれぞれの業務を行うこととした。

(9) 保育士課程委員会

児童学科に設置されている保育士養成課程に関する教育課程の編成、履修学生に対する学習指導ならびに保育実習の計画・実施など、保育士養成に関わる事項について審議検討・実施することとなっている。

(10) 研究倫理委員会

東北女子大学研究倫理規定に基づき、教員が行う研究について、社会的・倫理的妥当性を審査するための委員会である。教員から提出された研究申請書について、本学の研究倫理規定に適合するかどうかを審査し、審査結果を学長に答申する。

(11) 紀要編集委員会

紀要編集委員会は、年一回の学内での教員の研究成果の公表の媒体となっている「東北女子大学・東北女子短期大学紀要」の発行に関わる委員会であり、紀要原稿の募集、編集を担当している。

(12) 広報委員会

平成 18(2006)年度から設置されたホームページ委員会を改組、広報委員会とした。広報活動の一環として、大学案内パンフレットの企画・編集とホームページの企画・運営・管理の拡充を図っている。

(13) 特別指導委員会

特別指導委員会は、教員採用試験あるいは管理栄養士国家試験に対する学生支援のための委員会である。年間を通じて、教員採用試験のための特別指導講座の開設、また管理栄養士国家試験対策講座を企画・実施する。また、学生に基礎的学力の向上のため、漢字実力検定試験、運針検定試験などを実施している。

(14) セクシュアル・ハラスメント対策委員会

学生が遭遇するセクシュアル・ハラスメントに対応するために設置されている。セクシュアル・ハラスメント防止のための啓蒙活動とともに、学生からの相談窓口を設け、担当教員が対応する体制をとっている。本年（平成 21(2009)年 12 月）には、セクシュアル・ハラスメントに対する学生の意識調査を行った。

これらの各種委員会には、助教以上の全教員が所属しており、関係する事務部門の職員も委員会に関わっている。各委員会からの方針は最終的に教授会で審議後決定され、執行される。

家政学科・児童学科では、必要に応じて随時、学科会議が開催される。ここでは主として学科所属学生の教育・研究指導に関わる事項についての検討審議が行われ、その結果は学務委員会あるいは教授会に報告され、審議される。

以上のように、学科会議、各種委員会、学務委員会、科課長会議という段階的、複眼的な検討行為を経ながら、教授会において最終的意思決定が行われている。

2-3-② 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう十分に機能しているか。

本学では開学以来、家政学科・児童学科とも、助言教員制が設けられている。この助言教員は、学生の相談相手となり、大学教育に関する問題及び個人生活に関する問題について、適切な助言と指導を与えている。1・2 年次の学生に対しては、クラス主任が、3・4 年次の学生に対しては、クラス主任および卒業研究指導教員が助言・指導にあたっている。助言教員制とは別に、学生課が窓口になっている学生相談も利用できる。特に臨床心理士の資格を持った教員のカウンセリングも受けられ、学生のプライバシーや秘密は確実に守られている。さらに学生課では「学友会」活動の支援や指導を通して、学生の要求も汲み上げている。また平成 19(2007)年度には学生委員会が、全学生を対象とした「学生生活に関する実態調査」を実施しており、その報告書は学生の生活実態を知る重要な手掛かりとなっている。このように指導・助言の対応はきめ細やかにかつ広く、そして学生の要求の汲み上げにも対応している。

平成 21(2009)年度からは、オフィス・アワーを全学的に設定した。最低でも週 1 回程度のオフィス・アワーを設定し、学生にも周知して実施している。特に教育改善 (FD) 委員会を設置し、学生による授業評価を行うとともに、授業参観を実施してしている。また、学生の講義への出席管理を重視し、学生の欠席がすぐに把握できるようになっている。教員・学務課・所属クラス主任との間の連携がとれ、学生指導、退学や休学につながる長期の欠席などの防止に効果を挙げている。

(2) 2-3の自己評価

本学は、小規模な大学であるため、教員間の意思疎通が比較的し易いこともあり、委員会の規程が未整備であったが、平成 20(2008)年度以降、各委員会規程等の整備に取り組んだ結果、全委員会についての規程が整った。

各教育研究組織は、適正な規模で構成され運営されている。年度始めに決定される学務

分掌により、全教員が各委員会の構成員となり、業務を行い学生の教育指導に当たっている点は評価できる。委員会の数が多いため、一人の教員が同時に多くの業務を兼ねており、一人の教員の負担が大きくなっている現状もある。

家政学科会議及び児童学科会議は、必要に応じて随時開催されているが、学科としての意見の集約については必ずしも十分とはいえない。しかし、各学科会議、各種委員会、学務委員会、科課長会議が設置されて、教育研究に関わる事項の情報交換、検討、審議活動を行っており、その際、当然、大学の使命・目的及び学習者の要求等に対応する視点を重視している点で、十分機能していると判断している。

(3) 2-3の改善・向上計画(将来計画)

本学が小規模で、情報交換や意思の疎通等に小回りがきくことに起因すると考えられるが、教育研究に関する意思決定機関としての学科会議や各委員会の多くが慣習法によって組織運営が行われている点を改善していく必要がある。

教授会の下にある各委員会の機能の更なる見直しが必要となっている。またそれぞれの学科の特徴や学科の機能を十分に発揮させることができるよう、組織の改革を行う。

[基準2の自己評価]

本学の教育研究の基本的組織は、大学の使命・目的を達成するための組織として、大学設置基準等に適合するものとして構成され、かつ各組織相互の適切な関連性が保たれているといえる。このことは、教養教育と人間育成を重視する本学の教育方針と同時に専門科目のための基礎教育及び専門教育の関連性、並びに専門教育の充実を考慮したカリキュラム展開ができるような組織上の措置がとられていることから判断されることであり評価できる。また、教育方針等を形成する組織と意思決定過程等についても基本的組織の設置と体系が整えられて、支障なく機能していると評価できる。

今後、本学の教育研究組織を充実させ、6年制教員養成方式案及び管理栄養士養成への転換を図ることを視野に入れば、その規模等において、さらにゆとりある構成が必要となる。

[基準2の改善・向上計画(将来計画)]

教育研究組織が適切な規模を維持し、近い将来においてより高度で充実した教育研究活動を実現していくための基本構想及び年次計画案を立てるため、将来計画委員会を設置することにしている。また前掲の図2-2の各組織間の連携をより一層強固なものとし、特に家政学科会議と児童学科会議の充実を図り、両会議が教授会や学務委員会へ明確な教育研究や教育課程などの指針を提案できる、より実効性のある教育研究組織体としていく。

基準 3. 教育課程（教育目的、教育内容、学習量、教育評価等）

3-1. 教育目的が教育課程や教育方法等に十分反映されていること。

≪ 3-1 の視点 ≫

- 3-1-① 建学の精神・大学の基本理念及び学生のニーズや社会的需要に基づき、学部、学科又課程、研究科又は専攻ごとの教育目的が設定され、学則等に定められ、かつ公表されているか。
- 3-1-② 教育目的の達成のために、課程別の教育課程の編成方針が適切に設定されているか。
- 3-1-③ 教育目的が教育方法等に十分反映されているか。

(1) 3-1 の事実の説明（現状）

- 3-1-① 建学の精神・大学の基本理念及び学生のニーズや社会的需要に基づき、学部、学科又課程、研究科又は専攻ごとの教育目的が設定され、学則等に定められ、かつ公表されているか。

表 3-1-1 に、建学の精神・大学の基本理念及び、学生のニーズや社会的需要に基づき、大学設置基準第 19 条が求めている「専門的知識・技術の教授」と「幅広い教養・総合的判断力・豊かな人間性の涵養」という教育課程の編成目的に沿った、学部・学科ごとの教育目的について示した。

表 3-1-1 教育目的

		教育目的
大 学	家政学部	本学は、「家政学に関する高度の学術技芸を教育研究すること」を骨子とし、国民文化の向上と社会開発に寄与する専門的教育を施し、人間性の高揚を図り、自主独立の精神を培い民主的な文化国家及び社会の有為な形成者となるべき指導的女性の育成を目的とする。
	家政学科	家政学は、多くの学問分野にその基礎をおく総合的学術体系であり、これが女子（高等）教育上不可欠の学問であるとの認識のもとに、家政学系、食物学系、被服学系の各教科はもとより、人間尊重を特に重要視する教育方針をとっており、建学の精神に則り、「高い人間性の涵養」、「高度な専門知識と技術」をもった人材の養成をめざしている。
	児童学科	児童学科においては、育児、保育、児童教育などの分野が、将来よき母としての役割を果たすためには必要不可欠なものであり、家政学の伝統の基礎に立ち、時代のニーズに即して、多様化する教育現場に対応できる専門的な知識と高度な指導技術・すぐれた実践力を身につけた教育者を育成すると共に、幅広い教養と向学の精神、人間（尊重）愛をもって活躍できる人材を送り出すことを目的としている。

本学部の教育目的は学則第 1 条に、「家政学に関する高度の学術技芸を教授研究し、国民文化の向上と社会開発に寄与する専門的教育を施し、人間性の高揚を図り、自主独立の精神

を培い民主的な文化国家及び社会の有為な形成者となるべき指導的女性を育成することを目的とする」と明記され、公表されている。また各学科では、表 3-1-1 に示されているように、学則第 1 条に基づいた教育目的を設定して、その実現に取り組んでいる。

3-1-② 教育目的の達成のために、課程別の教育課程の編成方針が適切に設定されているか。

表 3-1-2 教育課程の編成目的と編成方針及び教育内容・方法

学部	学科	編成目的	教育課程の編成	教育内容・方法	
家政学部	家政学科	専門的知識・技術の教授	専門的知識・技術を極め教員並びに栄養士免許取得のため。	専門教育科目 教職に関する科目	栄養士養成課程の科目。 中学校教諭一種(家庭)、高校教諭一種(家庭・情報)、栄養教諭二種免許状を取得するための科目。 また、専門教育科目の「家政学原論」、「家庭管理学概論」を卒業要件単位とすることによって、家政学の伝統の基礎を履修し、幅広い教養の涵養に寄与させる。併せて、教職課程の教科「家庭」の兼用単位としても設定されている。
			専門課程の総仕上げのため。	卒業研究	卒業論文
		幅広い教養・総合的判断力・豊かな人間性の涵養	幅広い教養・総合的判断力・豊かな人間性の涵養のため。	共通教養科目※	人文・社会分野の科目 自然分野の科目 基礎技術分野の科目
				外国語科目	「英語」、「ドイツ語」、「中国語」
	保健体育科目	「体育」			
	児童学科	専門的知識・技術の教授	専門的知識・教育技術を極め、保育士・教員免許取得のため。	専門教育科目 ・専門に関する科目 ・教科に関する科目 ・教職に関する科目 ・保育士に関する科目	保育士養成の科目。 小学校教諭一種、幼稚園教諭一種免許状を取得するための科目。また、専門教育科目の「発達心理学(1)」、「発達心理学(2)」、「発達心理学(3)」を卒業要件単位とすることによって、保育士や教員の専門基礎を修得させる。
			専門課程の総仕上げのため。	卒業研究	卒業論文
		幅広い教養・総合的判断力・豊かな人間性の涵養	幅広い教養・総合的判断力・豊かな人間性の涵養のため。	共通教養科目※	人文・社会分野の科目 自然分野の科目 基礎技術分野の科目
				外国語科目	「英語」、「ドイツ語」、「中国語」
				保健体育科目	「体育」

※共通教養科目は、新カリキュラム上の分類で、旧カリキュラム上では一般教育科目と称され、人文分野、社会分野、自然分野の科目で構成されている。

本学では、教育目的の達成のために、大学設置基準第 19 条が求めている「専門的知識・技術の教授」と「幅広い教養・総合的判断力・豊かな人間性の涵養」という教育課程の編成方針を本学の編成目的として、教育課程を体系的に編成している。表 3-1-2 には、本学の教育課程の編成方針及び教育内容・方法について示した。

教育課程の編成方針として、平成 20(2008)年度の新カリキュラムでは家政学科と児童学科の両学科共通に、幅広い教養・豊かな人間性の涵養のための「共通教養科目(旧カリキュラムで一般教育科目と称する)」と「外国語科目」及び「保健体育科目」を設置し、専門領域に関しては学科ごとにその特質を生かした方針で、家政学科には専門的知識・技術を極め教員並びに栄養士免許取得のための「専門教育科目」及び「教職に関する科目」、児童学科には専門教育科目をさらに細分化し、専門的知識を極めるための「専門に関する科目」、専門的教育技術を教授し、教員免許取得のための「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」、並びに保育士資格取得のための「保育士に関する科目」を設置している。

3-1-③ 教育目的が教育方法等に十分に反映されているか。

旧カリキュラムでは、一般教育科目、専門教育科目および自由選択科目(英語を除く外国語科目や教職科目)から構成されていた。本学の教育目的を堅持しながら、カリキュラムのスリム化と履修科目の選択の幅を広げるという方針のもとに、従来の一般教育科目を、家政学科と児童学科の共通教養科目とした。家政学科では、教育職員免許法上の「教科に関する科目」はすべて「専門教育科目」の中に組み、すべて卒業要件科目としているが、「教職に関する科目」はすべて免許取得のための選択科目であり、卒業要件科目には含まれない。児童学科では、特に教育職員免許法上の「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」はすべて「専門教育科目」の中に組み込み、すべて卒業要件科目としている。自由選択科目を専門教育科目に取り込み、必修科目数および各科目の単位数の改善を行った。平成 20(2008)年度の入学生から、この新カリキュラムを実施しており、現在は 3 年次までは新カリキュラム、4 年次は旧カリキュラムとなっている。

《家政学科》

家政学科の特質を生かすために、平成 20(2008)年度にカリキュラム改正を行い、「共通教養科目」においては、「人文・社会分野」の「倫理学」(2 単位)、「自然科学分野」の「化学」(2 単位)、「基礎技術分野」の全科目(4 単位)が必修、「人文・社会分野」と「自然科学分野」から合計 12 単位が選択必修となっており、バランスのとれた選択履修を可能とし、幅広い教養と専門教育の基礎が身に付けられるように配慮している(表 2-2-1 参照)。

「専門的知識・技術の教授」の目的で設置している「専門教育科目」は、専門領域を極めると同時に、1 年次からスタートする科目がいくつかあり、基礎として専門を学習した上で、自らの意思で最終目標の専門を選択することを可能にし、その総仕上げとして卒業研究科目を設定している。特に家政学科では卒業論文の単位を 8 単位としている。

本学の建学の精神である「教育即生活」に基づき、生活に密着した基礎的かつ実践的な教育課程となっている。なお、専門的知識・技術の教授にとって重要な専門的資格・免許取得のために、「教職に関する科目」を教育職員免許法と教育職員免許法施行規則の基準に適合するように設置し、希望者が選択履修できるようにしている。

教職免許課程の再課程認定の申請あるいは平成 13(2001)年度の高等学校情報免許の課程申請および栄養士課程のカリキュラムの変更などに際して、若干のカリキュラムの改正が行われてきたが、平成 20(2008)年度からの入学生に対しては、学生のニーズに応じて科目を選択できるカリキュラム改正を行った。

《児童学科》

新カリキュラムにおける「幅広い教養・総合的判断力・豊かな人間性の涵養」の目的で設置している教育課程は、「共通教養科目」、「外国語科目」、「保健体育科目」である。特に「共通教養科目」については、「人文・社会分野」、「自然分野」、「基礎技術分野」の3つの分野からなり、「倫理学」が卒業必修(2単位)、「日本国憲法」(2単位)は教職課程履修者で必修、基礎技術分野の全科目(4単位)が卒業必修、人文・社会分野と自然科学分野から合計14単位が選択必修となっており、バランスのとれた選択履修を可能とし、将来教員を目指す学生が幅広い教養が身につけられるように配慮している。外国語では、児童学科のみ「英語」2単位を必修とし、英語4単位を含む6単位を外国語の卒業要件単位数としている(表2-2-1参照)。

「専門的知識・技術の教授」の目的で設置している「専門教育科目」は、さらに「専門に関する科目」、「教科に関する科目」、「教職に関する科目」及び「保育士に関する科目」に細分化されている。また、専門領域を極めると同時に、1年次からスタートする科目がいくつかあり、基礎として専門を学習した上で、自らの意思で最終目標の専門を選択することを可能にし、その総仕上げとして「卒業研究科目」を設定している。

特に、児童学科の特性として、乳児・幼児・児童の総合的教育研究を目指すため、平成20(2008)年度から保育士養成課程を新設した。それにより育児・保育・教育・生活に密着した基礎的かつ実践的な教育課程となっている。学生はより幅広く、より専門的な教科の履修が可能となった。

なお、専門的知識・技術の教授にとって重要な専門的資格・免許取得のために、「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」を教育職員免許法と教育職員免許法施行規則の基準に適合するように設置し、希望者が履修選択できるようにしている。

(2) 3-1の自己評価

表3-1-1及び表3-1-2に示したように、大学の使命・目的に応じて、学部・学科が構成され、そのもとで教育課程の編成方針をつくり、組織的に編成しているという点で、全体的な教育システムとしては評価できる。

設置した教育課程については、年次にしたがって順次開講され、学生の履修も支障なく行われている。特に、児童学科の「専門に関する科目」では「家政学原論」を必修科目とし、「家庭管理学概論」、「被服学概論」、「食物学概論」から2単位以上を選択必修科目として設けたことは、本学の家政学部の児童学科としての特色であり、家政学の伝統的基礎を修得する上で充分機能している。

しかし、平成19(2007)年12月実施の全学対象の「学生生活に関する実態調査報告書」、及び平成22(2010)年2月実施の4年次対象の「本学に対する評価と満足度」によると、授業に対する満足度や評価については、児童学科の学生は肯定的なのに対し家政学科の学生

は概して否定的である。このことは平成22(2010)年4月の学生委員会でも取り上げられた。家政学科の専門教育科目の必修科目の設定に問題があるのではないかの指摘や、また管理栄養士を目指す学生の実力をつけるために教科内容の充実や新カリキュラムの見直し、あるいはさらなる学力向上のために1年次で少人数制の基礎ゼミのような科目を導入する必要性などが、学生委員会で確認されている。

また、「学生による授業評価アンケート」を、平成19(2007)年度と平成21(2009)年度に実施して、集計分析した結果、教育課程の編成方針に基づいて設定している「共通教養科目」、「外国語科目」、「保健体育科目」、「専門教育科目」、「教科に関する科目」、「教職に関する科目」の授業科目種別間の満足度に関する評価得点の差が多少見られるが、両年度とも、全科目の平均が5点満点中4点台を維持している。また、平成19年度前期、後期から平成21年度前期、後期へと右肩上がりに得点が上がっている点からしても、カリキュラム改善等を評価できるといえる。ただ、家政学科と児童学科の比較では、前者の満足度や評価が低い理由等についての説明が急がれる。この授業評価アンケートの分析結果から、総合的に判断すると教育の目的、内容、方法等が学生のニーズや社会の動向に、かなり高いレベルで対応していると評価できる。

(3) 3-1の改善・向上計画(将来計画)

教育目的が教育課程や教育方法等に充分反映されているかという観点では、大学としての特徴を踏まえつつ、家政学部家政学科及び児童学科としての特色ある専門教育システムを構築しており、全体的な構成に関しては、今のところ大幅な改善・向上方策の設定を要しない。しかし平成22(2010)年4月で新カリキュラムが3年目を迎え、その部分的な見直しが俎上に上っている。学生委員会では、家政学科における専門教育科目の必修科目の設定の見直しや、また管理栄養士を目指す学生の実力をつけるために教科内容の充実や新カリキュラムの見直し、あるいはさらなる学力向上のために1年次で少人数制の基礎ゼミのような科目を導入する必要性などを確認している。

今後両学科における新カリキュラムのさらなる見直しを、各学科会議が中心となって実施し、教授会や学務委員会に提案しつつ、その改善方策を検討していく。その場合、FD委員会と学務課が担当する「学生による授業評価アンケート」について、今後も調査項目の見直し改善等をはかりながら、継続的な調査分析を行いその結果を大いに活用して改善・向上を推進していくことにしている。

3-2. 教育課程の編成方針に即して、体系的かつ適切に教育課程が設定されていること。

《3-2の視点》

- 3-2-① 教育課程が体系的に編成され、その内容が適切であるか。
- 3-2-② 教育課程の編成方針に即した授業科目、授業の内容となっているか。
- 3-2-③ 年間学事予定、授業期間が明示されており、適切に運営されているか。
- 3-2-④ 単位の認定、進級及び卒業・修了の要件が適切に定められ、厳正に適用されているか。
- 3-2-⑤ 履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫が行われているか。

3-2-⑥ 教育内容・方法に特色ある工夫がなされているか。

3-2-⑦ 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を行っている場合には、それぞれの添削等による指導を含む印刷教材等による授業、添削等による指導を含む放送授業、面接授業もしくはメディアを利用して行う授業の実施方法が適切に整備されているか。

(1) 3-2の事実の説明（現状）

3-2-① 教育課程が体系的に編成され、その内容が適切であるか。

表 3-2-1 に家政学科の授業科目の年次配当（開設単位）、また表 3-2-2 に児童学科の授業科目の年次配当（開設単位）を示した。両学科とも、平成 20(2008)年度からは新カリキュラムとなっており、現在では 3 年次までは新カリキュラム、4 年次は旧カリキュラムとなっている。新カリキュラムでは、卒業要件として、「共通教養科目」のうち 20 単位以上を修得することとしている。「外国語科目」において、旧カリキュラムでは、「ドイツ語」と「中国語」は自由選択科目であり卒業単位には算入されていなかったが、新カリキュラムでは、すべての外国語を卒業要件の単位とした。英語では、「英語Ⅰ」、「英語Ⅱ」、「英語Ⅲ」、「英語Ⅳ」とし、児童学科のみ「英語Ⅰ」を外国語の必修単位とし、残りは学生が自身の興味や能力に応じて外国語科目を選択できるようにした。「保健体育科目」においては「保健体育」を必修科目としている。「専門教育科目」においては、学科の専門性に応じて必要な科目を必修科目としている。

《家政学科》

平成 20(2008)年からの新カリキュラムにおいて、家政学科では教育課程編成の体系として、授業科目の種別を、「共通教養科目」、「外国語科目」、「保健体育科目」、「専門教育科目」、「教職に関する科目」とし、種別ごとに卒業要件となる「履修必修単位数」を設定している。また、教育職員免許法上の「教科に関する科目」はすべて「専門教育科目」の中に組み込んでおり、すべて卒業要件科目となっているが、「教職に関する科目」はすべて免許取得のための選択科目であり、卒業要件科目には含まれない。旧カリキュラムでは自由選択科目で、教職科目として開設されていた「教育原理」、「教育方法・技術」、「道德教育の研究」の 3 科目については、教職だけでなく、将来様々な職業につく上でも必要と考えられること、また教職課程の履修者の総取得単位数の軽減を目的として、専門教育科目（選択）に導入し、一部のみ教職に関する科目と兼用することとした。しかし、教職に関する科目の全ての科目が、卒業単位に算入されたわけではない。

「共通教養科目」においては、「倫理学」と「化学」および基礎技術分野の「論作文技術(1)、(2)」、「情報機器の操作(1)、(2)」は必修とし、それ以外の科目は学生の履修希望の多様性に配慮して選択科目としている。「共通教養科目」及び「専門教育科目」ともに、選択の幅が十分に確保されており、特に「専門教育科目」は 3 年次以降、選択の幅がかなりある。また「共通教養科目」においては人文・社会分野や自然分野のいずれにも選択が偏らないように履修指導し、幅広い教養を身に付けられるようにしている。

表3-2-1 家政学科カリキュラムにおける授業科目の年次配当（開設単位数）

新カリキュラム（家政学科）

開講年次	共通教養科目		外国語科目		保健体育科目		専門教育科目		教科に関する科目	教職に関する科目	合計		
	必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	選択	選択	必修	選択	計
1年	8	24	—	8	2	—	9	8	—	0	19	40	59
2年	—	—	—	8	—	—	11	33	—	6	11	47	58
3年	—	—	—	—	—	—	1	52	—	13	1	65	66
4年	—	2	—	—	—	—	13	36	—	14	13	52	63
計	8	26	—	16	2	—	34	129	—	33	44	204	248

旧カリキュラム（家政学科）

開講年次	一般教育科目		外国語科目			保健体育科目		専門教育科目		教科に関する科目	教職に関する科目	合計			
	必修	選択	必修	選択	自由	必修	選択	必修	選択	自由	自由	必修	選択	自由	計
1年	14	38	4	—	4	2	—	9	4	—	0	29	42	4	75
2年	—	—	4	—	4	—	—	21	20	—	12	25	20	16	61
3年	—	—	—	—	—	—	—	7	64	—	17	7	64	17	88
4年	—	—	—	—	—	—	—	11	32	—	14	11	32	14	57
計	14	38	8	—	8	2	—	48	120	—	43	72	158	51	281

※自由とは自由選択科目のことで、卒業要件単位には算入されない。また家政学科の場合、教科に関する科目は専門教育科目の中に含まれ、教職に関する科目は卒業単位に算入されない。

《児童学科》

平成 20(2008)年からの新カリキュラムにおいて、児童学科では教育課程編成の体系として、授業科目の種別を、「共通教養科目」、「外国語科目」、「保健体育科目」、「専門教育科目」に分類し、さらに「専門教育科目」を「専門に関する科目」、「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「保育士に関する科目」に細分化させた。種別ごとに卒業要件となる「履修必修単位数」を設定している。また「教科に関する科目」のうち 14 単位、及び「教職に関する科目」のうち 12 単位は保育士に関する科目の兼用科目である。なお、基本的には「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」も、すべて卒業要件単位に算入される。

「共通教養科目」においては、「倫理学」と基礎技術分野の「論作文技術(1)、(2)」、「情報機器の操作(1)、(2)」は必修としているが、それ以外は学生の履修希望の多様性に配慮して選択科目としている。「共通教養科目」及び「専門教育科目」ともに、選択の幅が十分に確保されている。また「共通教養科目」においては人文・社会分野や自然分野のいずれにも選択が偏らないように履修指導し、幅広い教養を身に付けられるようにしている。

表3-2-2 児童学科カリキュラムにおける授業科目の年次配当（開設単位数）

新カリキュラム（児童学科）

開講年次	共通教養科目		外国語科目		保健体育科目		専門教育科目					合計		
							専門に関する科目	教科に関する科目	教職に関する科目	保育士に関する科目				
	必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	選択	選択	選択	必修	選択	計
1年	6	24	2	6	2	—	—	10	11	—	3	10	54	64
2年	—	—	—	8	—	—	10	4	16	6	15	10	49	59
3年	—	—	—	—	—	—	4	4	2	27	12	4	45	49
4年	—	2	—	—	—	—	6	10	—	27	8	6	47	53
計	6	26	2	14	2	—	20	28	29	60	38	30	195	225

旧カリキュラム（児童学科）

開講年次	一般教育科目		外国語科目			保健体育科目		専門教育科目		教科に関する科目	教職に関する科目	合計			
	必修	選択	必修	選択	自由	必修	選択	必修	選択	自由	自由	必修	選択	自由	計
1年	10	42	4	—	4	2	—	12	4	4	—	28	46	8	82
2年	—	—	4	—	4	—	—	16	17	28	4	20	17	36	73
3年	—	—	—	—	—	—	—	13	35	—	20	13	35	20	68
4年	—	—	—	—	—	—	—	12	29	2	12	12	29	14	55
計	10	42	8	—	8	2	—	53	85	34	36	73	127	78	278

※自由とは自由選択科目のことで、卒業要件単位には算入されない。

なお、科目の年次配当の基本は学科の特性に応じた配当としている。両学科とも、学生の基礎力の充実を目的として、基礎的科目を1年次および2年次に開設している。家政学科の「専門教育科目」では、3年次、4年次により多くの選択科目を配当している。また児童学科では、ほとんどが教職志望者であることから、3年次以降の「専門に関する科目」と「教科に関する科目」、「教職に関する科目」及び「保育士に関する科目」における選択幅が十分に確保されている。

以上のように、家政学科及び児童学科では教育課程全体を科目種別ごとに編成し、必修・選択別を定めるとともに、選択幅が充分となるよう設定、また科目の年次配当を適切に行うことによって、4年間の教育を遂行する仕組みとしている。両学科とも、大学における学習の総仕上げともいえるべき「卒業研究」は、3年次に学生が指導教員を選び開始される。また、卒業論文発表会を設定し、卒業研究の発表を義務付けている。

3-2-2 教育課程の編成方針に即した授業科目、授業の内容となっているか。

教育課程の編成方針に基づいた、家政学科及び児童学科の開設科目の全体構成は、表3-2-1及び表3-2-2に示した通りである。全体的には、新カリキュラムでは卒業要件の124単位に対し開設単位数の合計は、家政学科では248単位、児童学科では225単位である。

開設科目種別ごとに、開設科目の単位数を見ると、十分な選択幅があることが分かる。開設される授業科目の年次配当については、年次進行及び学科の特性を踏まえた編成となっている。

表 3-2-3 に、学部における授業科目の単位・授業方法・授業内容・授業日程等に関する規定（学則から抜粋）を示した。授業は、これらの規定に基づいて実施される。具体的な授業の内容は、毎年発行される授業計画(Syllabus)を参照されたい。以上を総合し、教育課程の編成方針に即した授業科目、授業の内容となっている。

表 3-2-3 授業科目の単位・授業方法・授業内容・授業日程等

単 位 制	授業科目に与えられた単位を、一定の基準に従い履修修得し、学則に定められた単位数に達することにより、卒業又は修了の資格が与えられる制度である。		学則第 6 章	
授業期間	授業期間は、原則として前期と後期にわたる通年科目と、前期（4月1日～9月30日）又は後期（10月1日～3月31日）のいずれか半期で修了するものがある。		学則第 4 章	
科目の種類	科目は、原則として講義・演習・実験実習に分類される。	講 義	毎週 1 時間 15 週を 1 単位とする。	学則第 5 章 第 12 条
		演 習	毎週 2 時間 15 週を 1 単位とする。教授会の議を経て毎週 1 時間 15 週で 1 単位とすることができる	
		実験・実習	原則として毎週 3 時間 15 週を 1 単位とする。教授会の議を経て毎週 2 時間 15 週で 1 単位とすることができる	
単位の授与	履修科目の認定は、出席 3 分の 2 以上出席した者に、定期試験（レポート、論文、作品を含む）において合格点（100 点満点で 60 点以上）に達したものは、所定の単位が与えられる。		学則第 5 章	
授業内容	授業内容については、「授業計画(Syllabus)」を毎年発行し、①授業概要、科目名、担当教員名、開講年次、必修・選択別、通年・半期別、単位数、② 授業の到達目標およびテーマ、③授業概要、④授業内容(各回毎の授業内容)、⑤教科書・参考書等、⑥成績評価の方法等、⑦履修上の注意等を記載して、学生に明示している。		授業計画 (Syllabus)	
授業日程 行事日程	1 日 10 時限(1 時限 45 分)で 1 週間単位の授業時間割表と、年間行事予定表の内容として、「入学式・卒業式」、「オリエンテーション・ガイダンス」、「1 年生合宿研修会」、「前期授業開始・終了日」、「後期授業開始・終了日」、「夏季・冬季・春季休業」、「各種学外実習期間」、「大学祭・体育祭等の行事」等について記載して、学生に明示している。		学則第 4 章 授業時間割表 年間行事予定表	

各学科の専門教育及び教科・教職に関する科目における講義・演習・実験実習科目の開講単位数比率を図 3-2-1 に示した。本学の使命・目的に記した「本学の伝統である家政学の基礎に立ち、時代のニーズに即して、家政学科、児童学科それぞれの専門分野はもとよ

り、多様化する教育現場に対応できる専門的な知識と高度な指導技術・優れた実践力を身につけた教育者を育成すると共に、幅広い教養と向学の精神、人間（尊重）愛をもって活躍できる人材を送り出すことを目的としている」を具体化する方策として、専門教育では「実践的な専門教育」を重視している。図 3-2-1 から、家政学科及び児童学科とも、演習・実験実習科目が 4 割以上を占めることが分かる。これによって、課題や作品制作の実習、実験並びに講義と実習とを併用した多彩な演習科目が設置され、技術や知識の修得のみならず、感性豊かな教育の場として効果を発揮するように努めている。

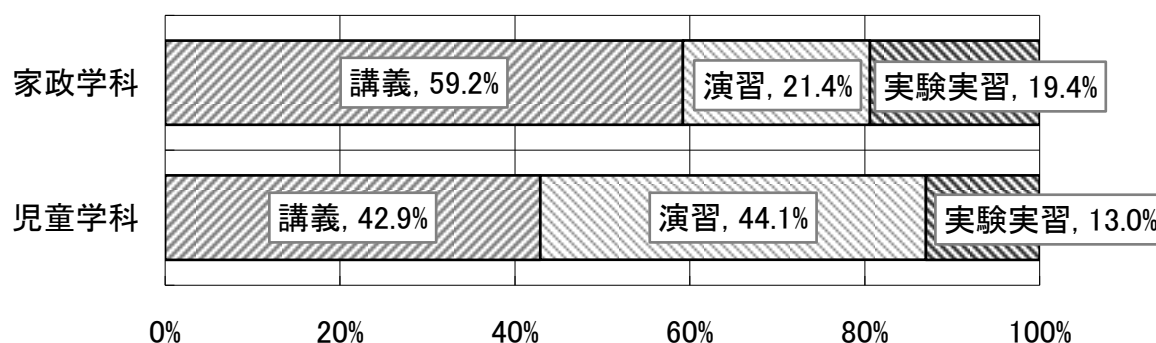


図 3-2-1 専門教育科目及び教科・教職に関する科目における講義・演習・実験実習科目の開講単位数比率

3-2-③ 年間学事予定、授業期間が明示されており、適切に運営されているか。

表 3-2-3 の「授業期間、授業日程、行事日程」の項目で示された具体的事柄について記載した年間行事予定（年間学事予定）は、前期行事予定と後期行事予定からなっている。この行事予定は学務課で原案が作成され、学務委員会で検討後、教授会によって承認され、学生に明示されている。特に講義、演習、実験実習において、それぞれ所定の単位を修得するために必要な時間が確保できるように行事が組まれている。

各学期はじめに行なわれるガイダンスにおいて、行事予定表と時間割表を全学生に配布し周知徹底を図っている。授業時間を厳正に確保するため、各学期において補講期間を定め、休講等で授業時間が確保できない場合に対応している。また、学務課からは担当教員に対して、授業時間の確保と休講の場合の補講実施に努めるように要請している。このように年間行事予定（年間学事予定）と授業期間は明示され、適切に運営されている。

3-2-④ 単位の認定、進級及び卒業・修了の要件が適切に定められ、厳正に適用されているか

授業科目の単位の認定、卒業の要件を含む履修方法及び卒業に関する事項については、学則第 5 章（教育課程および履修方法等）、学則第 6 章（卒業の認定および学士の学位）及び履修内規第 16 条（単位の認定および成績の発表）に定められている。

表 3-2-4 に示すように、卒業要件を定めており厳正に運用されている。家政学科・児童学科ともに 124 単位が卒業要件となっており、両学科とも進級制をとっておらず、最終的には 4 年間で必要単位の修得ができれば卒業となる。

表 3-2-4 履修科目の上限・進級、卒業・修了要件

大 学	履修単位数の上限	履修単位数の上限の規定なし。				
	学籍異動	取得単位数の不足による進級停止の規定なし。				
	卒業認定	本学に 4 年以上在学し、右記に規定する 124 単位以上を取得した者に卒業を認定する。	学科名 科目名	家政学科	児童学科	学則第 11 条 第 13 条、及び履修規定 第 3 条
			共通教養科目	20 単位	20 単位	
			外国語科目	6 単位	6 単位	
			保健体育科目	2 単位	2 単位	
			専門教育科目	96 単位	96 単位	
計	124 単位	124 単位				

各授業科目の成績評価は、表 3-2-5 の成績評価基準に示されている通り、学則第 12 条（履修科目の評価）、履修内規第 16 条（単位の認定および成績の発表）に明示され、厳正に運用されている。本学では、GPA 制度は導入していない。科目の履修登録を行い、授業に 3 分の 2 以上出席した学生に対して成績評価が行なわれている。成績評価の方法（学期末試験、講義時間内の小テスト、レポートや作品等）に関しては、学生に配布するシラバスに記載することになっている。なお、成績評価に関する全学での共通の基準はなく、科目の特徴に応じて担当教員に一任されている。

表 3-2-5 成績評価基準

成績評価	履修科目の評価はその科目の担当教員が出席状況と試験、論文、報告書によって行う。ただし、実験、実習、演習及び実技は、平常の成績により評価することがある。履修科目の評価は 100 点をもって満点とし、60 点以上を合格とする。また右記の評語をもちいて発表する。	秀	95 点以上	学則第 12 条 履修科目の評価 履修内規 第 16 条単位の 認定及び成績の 発表
		優	80 点以上	
		良	70 点以上	
		可	60 点以上	
		不可	60 点未満	

病気等の事情により本試験に欠席した場合には、本人からの願い出により、教授会で認定されれば、追試験を受験できる。追試験の場合の成績評価は本試験と同じである。合格

点に達していないものは、本人からの願い出により、前・後期ともに再試験を受験できる。再試験に合格すれば、「可」の評価が与えられる。また再試験では、一定期間の保留期間をもうけて学生を指導した後に、試験・評価・判定などの運用も行っている。

成績表は学期ごとに、クラス主任より学生に伝達される。その際には、保護者にも成績表を見せるように指導しており、保護者への成績表の送付は実施していない。新年度の初めに、学務課より出される前年度の成績不良者についての資料に基づいて、学務委員会での審議を経て、「クラス主任・学科主任からの注意・激励」、「保護者の召喚」などの処置をとる。この措置により、学生を督励して学業成績の改善を図ることができ、単位不足による卒業保留を未然に防止することに効果をあげている。

編入生に対しては、2年または3年の在学期間内に、必要な単位の修得を可能にするために、単位を分割取得できるよう履修内規(履修内規第15条4項)で定めている。表3-2-6には他大学での取得単位・編入学・他校の既取得単位認定について示した。

単位認定の場合は、出身校のシラバスなどを参照して学務委員会で認定できるかどうかを審議し、その結果は教授会で承認を受けることになっている。

表3-2-6 他大学での取得単位・編入学・他校の既取得単位認定

編入学・転入学	編入学または転入学を許可された者の既取得単位の取り扱いおよび在学期間の通算については、教授会の認定による。		学則第17条
他大学での既取得単位	本学が教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、他の大学や短期大学等の教育施設において行った学修を、本学における授業科目の履修とみなして、単位を認定することができる。	計60単位	学則第10条 1項、2項
他校における既取得単位	本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において修得した単位を、本学に入学した後の授業科目履修の単位とみなして、前項とあわせて60単位まで認定することができる。		

3-2-⑤ 履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫が行われているか。

年次別の履修科目の登録単位数の上限の設定(いわゆる「キャップ制」)は行っていない。授業回数に関して、15回ないしは30回の授業回数をもって講義その他の授業の単位を厳密に認定しており、大学設置基準を遵守している。両学科とも、最終的には4年間で必要単位の修得ができれば卒業となる。これは、複数の免許・資格の取得を希望する学生が多く、履修単位の上限を設定すると免許取得ができなくなる可能性があるためにとられた処置である。原則として各学年で開講されている科目を全て履修することが可能であるが、下級学年生は上級学年で開講されている科目が履修できないことは、履修指導のガイダンスなどで周知されている。

表 3-2-7 卒業生の取得単位数の推移

家政学科												
資格の種類	卒業年度											
	平成19年度				平成20年度				平成21年度			
	取得者数	取得単位数			取得者数	取得単位数			取得者数	取得単位数		
		平均	最小	最大		平均	最小	最大		平均	最小	最大
中・高1種(家庭)・栄	15	191	184	199	3	189	184	194	0	—	—	—
中・高1種(家庭)	0	—	—	—	3	166	165	169	0	—	—	—
高1種(家庭)・栄	2	191	188	194	0	—	—	—	0	—	—	—
高1種(家庭)のみ	0	—	—	—	0	—	—	—	0	—	—	—
中1種(家庭)・栄	0	—	—	—	1	180	180	180	0	—	—	—
中1種(家庭)のみ	0	—	—	—	0	—	—	—	0	—	—	—
中・高1種(家庭)・栄教・栄	0	—	—	—	16	194	188	206	7	198	190	213
高1種(家庭)・栄教・栄	0	—	—	—	0	—	—	—	2	194	192	196
中1種(家庭)・栄教・栄	0	—	—	—	2	187	186	188	0	—	—	—
栄教・栄	0	—	—	—	10	162	154	172	11	160	155	167
中・高1種(家庭)・栄教・栄	0	—	—	—	0	—	—	—	0	—	—	—
高1種(家庭・情報), 中1種(家庭)	0	—	—	—	1	180	180	180	2	184	184	184
高1種(情報), 中1種(家庭)	0	—	—	—	0	—	—	—	0	—	—	—
高1種(情報)のみ	2	170	170	170	2	166	166	166	0	—	—	—
栄養士のみ	8	148	138	154	6	139	133	145	6	142	135	151
資格未取得者	1	152	152	152	0	—	—	—	1	136	136	136
卒業生の合計	28				44				29			
児童学科												
資格の種類	卒業年度											
	平成19年度				平成20年度				平成21年度			
	取得者数	取得単位数			取得者数	取得単位数			取得者数	取得単位数		
		平均	最小	最大		平均	最小	最大		平均	最小	最大
小1種のみ	7	176			4	183	171	194	2	190	186	194
幼1種のみ	5	174	162	184	7	188	182	196	6	178	162	186
小1種, 幼1種	50	202	189	223	53	205	193	223	39	205	186	218
資格未取得者	3	178	156	219	3	145	139	157	0			
卒業生の合計	65				67				47			

家政学科では、多くの学生が免許取得を希望し、教員免許及び栄養士免許の取得を目指している。家政学科の教育課程も、本来の家政学の学習に加えて、免許取得のための教育に力を入れてきた。家政学の基本にかかわる講義内容の充実は言うまでもないが、現在の社会変化に対応して、教科の内容を検討していく必要がある。現在の開設科目からは、特

定の専門分野を深く学ぶよりは、「広く、浅く」学ぶといった感を免れない。より専門性を高めるためには、学生の将来の希望に応じて科目を選択できることが必要と思われる。近年の入学者では、学力の不足が見られる者もあり、そうした学生に対する教育指導法の検討が必要である。児童学科の学生のほとんどは教職志望であり、小学校教諭一種と幼稚園教諭一種の両方を履修する学生が7、8割を超える現状である。表3-2-7は、過去3年間の卒業生の取得単位数の推移を示している。4年間の取得単位数は年度により若干の違いはあるが、平均すると195単位から200単位の間にあり、最大で223単位を取得している学生もおり、また履修科目の取り過ぎで消化不良を起こしているのではないかなどの疑いもある。

表3-2-8 新カリキュラムにおける家政学科の卒業ならびに各資格取得後卒業必要最低単位数

科目名	卒業のみ	高(家・情)	高(家)中(家)	高(情)中(家)	高(家・情)中(家)	高(家)栄教	高・中(家)栄教	中(家)栄教	栄養士	栄養士栄教
共通教養・外国語・保健体育科目	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28
専門必修科目	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34
専門選択科目	62	62	62	62	62	64	64	62	62	62
小計 ^{※1} 卒業要件単位	124	124	124	124	124	126	126	124	124	124
教職に関する科目 ^{※2}	0	31	27	31	31	27	27	27	0	16
栄養に係る教育に関する科目 ^{※3}	0	0	0	0	0	2	2	2	0	2
小計	0	31	27	31	31	29	29	29	0	18
〔合計〕資格取得後卒業必要最低単位数	124	155	151	155	155	155	155	153	124	142

※1 教科に関する科目及び栄養士養成課程の科目はすべて、専門教育科目として開講されている。

※2 教職に関する科目の「教育原理」、「教育方法・技術」、「道德教育の研究」は専門教育科目として開講、それ以外の教職科目は卒業単位数に算入されない。

※3 栄養に係る教育に関する科目は、専門教育科目として開講されている。

しかし、他方、本学の就職率の高さを見れば、「小規模校の利点」、「豊かな教育経験者」等を活かした授業による教育効果が上がっているとも考えられる。今後、「小規模校の利点」、「豊かな教育経験者」等の本学の特徴が、学生の授業態度や学習に望む姿勢にいかんにか反映されているのか、また教育内容が社会の動向や学生のニーズに対応しているのか、数値的評価で明らかにする必要がある。従来複数の資格取得を目指す学生にとっては、卒業までの単位数が極めて多くなる状況にあった。平成20(2008)年度入学生からカリキュラムのスリム化を実施して単位制度の実質を保つための改善を行った。

その結果、表3-2-8から家政学科では、4年間の履修科目の登録単位の上限として160から170単位程度、表3-2-9から児童学科では、その上限として150単位～180単位程度の幅が見えてきた。このことから、また各年次での履修科目の登録単位の平均的な上限として約45単位と推定できる。児童学科では、小学校教諭一種、幼稚園教諭一種及び保育士

の最大3つの資格が取れるようにカリキュラムが組まれている。しかしこれは同時に、一部の優秀な学生に対して可能なことであり、このことを肝に銘じた履修指導を実施している。

表3-2-9 新カリキュラムにおける児童学科の各資格取得後卒業必要最低単位数

科目名		卒業のみ	小・幼	幼・保	小・幼・保
共通教養科目		20	20	20	20
外国語科目		6	6	6	6
保健体科目		2	2	2	2
小計		28	28	28	28
専門教育科目	専門に関する必修科目	20	20	20	20
	専門に関する選択科目	76	8	4	8
	教科に関する科目		18	14	20
	教職に関する科目		60	31	60
	保育士に関する科目		0	34	34
小計		96	106	103	127
〔合計〕 資格取得後 卒業必要最低単位数		124	134	131	170

3-2-⑥ 教育内容・方法に特色ある工夫がなされているか

新入生に対して、「入学時のオリエンテーションとガイダンス」、「学務課による履修指導」、「1年生山の家合宿研修会」、「試験ガイダンス」そして「後期ガイダンス」を実施し、在校生に対しては、「前期ガイダンス」と「後期ガイダンス」及び「就職支援ガイダンス」を実施している。これらのガイダンスでは、以後の学習を、意欲を持って円滑に進められるように、また将来を見据えた有意義な学生生活を送れるように指導を行っている。さらに1年次から2年次までは、週1回のクラス伝達の時間（45分）が前期・後期の時間割に計画的に組み込まれており、各種ガイダンスの補完や学業や生活指導などに当てられている。次に導入プログラムの概要について記載する。

《導入教育プログラム》

1) 入学前教育の導入

平成22(2010)年度推薦入学者に対して入学前教育を導入した。合格決定から入学までの期間が長く、その間勉学の意欲を維持し、入学後の大学の学習に適応することができることを目的として導入したものである。国語・数学・英語・理科の基礎科目について、入学予定者に課題を提出し、解答させる方式をとっている。

2) 入学時のオリエンテーションとガイダンス

入学式後の2日間、オリエンテーションとガイダンスを行っている。初日のオリエンテ

ーションでは、本学の「建学の精神・基本理念」に基づいた講話、本学における学業や学生生活に関する概観、本学の施設、ダブルスクーリングなどについてのオリエンテーション等がある。これらは学長、学務課長、学生課長、図書館長、事務長、クラス主任などが担当している。

また2日目のガイダンスでは、家政学科長及び児童学科長による大学生生活の指針などが説明され、学務課による実務的なガイダンス（定期試験や履修等に関すること）、学生課による実務的なガイダンス（通学・奨学金・学生傷害保険等に関すること）、クラス主任によるガイダンス（学務課や学生課からの庶務的な連絡・手続き事項に関すること）が実施される。

3) 学務課による履修指導

学務課による履修指導は、入学時のガイダンスの期間から始まり、学生に履修科目届（各自の履修科目時間割予定表）を提出させ、個別指導も行いながら約2週間後の履修手続締切日まで続く。その間、履修指導や教育指導の相談・助言を行い、学生と教職員とのコミュニケーションを図る機会ともなっている。

4) 1年生山の家合宿研修会

「1年生山の家合宿研修会」は、本学の伝統ある行事の一つである。岩木山麓にあるヴィラ柴田における1泊2日の合宿研修会である。この研修会の目的は、大学の建学の精神に基づく学風の理解と連帯意識を高め、有意義な大学生活を全うするための基本的方向を確認することである。具体的施策として、(1)大学生活の意義の把握、(2)集団生活を通じての家政学的実践活動、(3)津軽の自然に親しむ、(4)教員と学生、学生同士の親睦があり、このことを踏まえて、白神ビジターセンター見学、座談会、炊事・清掃活動、レクリエーションなどが企画されている。座談会は各学科で、学科の特質を考慮して企画されており、学生の抱えている問題への助言や悩みの解消にも役立っている。

5) 前期ガイダンス・後期ガイダンス

前期開講及び後期開講の前日のガイダンスは、学長の講話、学生課長や学務課長による学生指導上の諸注意や諸連絡等からなり、以後の学習を円滑に進められるように配慮されている。

6) 就職支援ガイダンス

教員採用試験対策や就職対策のガイダンスを適時に実施しており、面接試験のための模擬集団討論やキャリア教育の一環として、2年次と3年次には特別講義を実施している。

〔特別講義の実施〕

キャリア教育の一環として、2年次に「キャリアプランニングと適性検査」(3時間)と「自己分析」(3時間)、3年次に「就職活動の流れと職業適性診断」(3時間)と「エントリーシート・履歴書の書き方」(4時間)の特別講義が実施されている。担当は『ジョブカフェあおもり』と『日経ナビ』に依頼しており、教員採用志望の学生でも、特に適性検査や自己分析は役立っていると思われる。

〔資格取得教育〕

資格取得のための教育課程が設置されており、栄養士免許証、教育職員免許状（高等学校教諭一種（家庭・情報）、中学校教諭一種（家庭）、栄養教諭二種、小学校教諭一種、幼稚園教諭一種）、保育士資格が取得できる。こうした資格取得支援のために、特に教員（小・中・高）採用試験対策として特別指導講座が設けられ、教員採用試験対策の民間の模擬試験が本学で受験できるような便宜も図っている。さらに、管理栄養士講座も設けられており、学内ばかりではなく一般からの受講者もある。

《特色ある教育内容・方法》

本学では、共通教養科目の基礎技術分野で、論作文技術(1)・(2)、情報機器の操作(1)・(2)が、家政学科と児童学科に共通に卒業要件科目として設置されている。これは学年が進むにつれて必要となる基礎学力であり、それ故に1年次で文章表現能力の基礎及び情報機器操作の基礎を確実にすることが求められているためである。また両学科とも、教職課程を選択する学生が多く、教育のあり方を考え、教員としての意識の向上を図るために、行政・教育現場・管理職に就いている方々や、いろいろな領域で活躍している人材を招き、昭和63年より「教職の理解」をオムニバス形式で開講している。

3-2-⑦ 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を行っている場合には、それぞれの添削等による指導を含む印刷教材等による授業、添削等による指導を含む放送授業、面接授業もしくはメディアを利用して行う授業の実施方法が適切に整備されているか。

本学では通信教育制は設置していない。

(2) 3-2の自己評価

3-2-① 教育課程が体系的に編成され、その内容が適切であるか。

3-2-② 教育課程の編成方針に即した授業科目、授業の内容となっているか。

3-2-③ 年間学事予定、授業期間が明示されており、適切に運営されているか。

本学の教育課程は、表3-1-2、表3-2-1から表3-2-3並びに図3-2-1に示したように、教育課程の編成方針の基本として大学設置基準にある要件を踏まえており、体系的に編成され、その内容は適切であり、かつ教育課程の編成方針に即した教育内容・方法となっている。また、教育内容の詳細を学則、履修規定及び履修内規などに明示し厳正に運用している。年間学事予定（年間行事予定）、授業期間などが学務委員会で審議の後、教授会で承認され、「学生便覧」や「シラバス（授業計画）」などで、学生・教職員に明示されており、適切に運営されている。

表3-2-3の学部における授業科目の単位・授業方法・授業内容・授業日程等に関する規定（学則から抜粋）からも分かるように、授業は、これらの規定に基づいて実施される。具体的な授業の内容は、毎年発行される授業計画(Syllabus)に示されており、教育課程の編成方針に即した授業科目、授業の内容となっている。

3-2-④ 単位の認定、進級及び卒業・修了の要件が適切に定められ、厳正に適用されているか。

3-2-⑤ 履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫が行われているか。

3-2-⑥ 教育内容・方法に特色ある工夫がなされているか。

授業科目の単位の認定、卒業の要件を含む履修方法及び卒業に関する事項については、学則第5章（教育課程および履修方法等）、学則第6章（卒業の認定および学士の学位）及び履修内規第16条（単位の認定および成績の発表）に定められている。表3-2-4に示すように、卒業要件を定めており厳正に運用されている。家政学科・児童学科ともに124単位が卒業要件となっており、両学科とも進級制をとっておらず、最終的には4年間で必要単位の修得ができれば卒業となる。授業回数については適正に運用されており、各授業科目の成績評価は、表3-2-5の成績評価基準に示されている通り、学則第12条（履修科目の評価）、履修内規第16条（単位の認定および成績の発表）に明示され、厳正に運用されている。

大学設置基準は学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、履修科目の登録の上限を定めるように要求している。本学では、年次別の履修登録単位数の上限の設定は行っていない。ただ、本学のように免許・資格が取得できることを看板にし、そしてまた、現に免許・資格を生かした職業に就職する学生が大多数であることを学生募集に活かしている大学の場合、仮に1年間の履修登録単位数の上限を40単位にすると、例えば児童学科では2つの免許または資格しか履修できないことになってしまう。したがって、大学の生き残りがかかっている現在、果たしてそれが妥当なことなのか大いなる危惧を抱かざるを得ない。そのため、キャップ制の導入についての検討の必要性は本学としては十分に承知しているところであるが、上記のような事情の存在が、本学が履修科目の登録単位数の上限の設定に踏み込めない理由である。

教育内容と方法に関して、前述した本学の特徴である『導入教育プログラム』と『資格取得教育』が挙げられ、本学の就職率の高さが示すように、その成果が上がっていると判断する。

《導入教育プログラム》

導入教育プログラムは、入学期のスケジュールとして定着し円滑な実施状況である。また、助言教員制により、クラス主任によるクラス指導・個別指導を併せて行うことによって、入学後に生じやすい精神的不安を持つ学生の問題解決を図り、学生自身が各学科の専門領域における教育目的・目標を自覚して、4年間の勉学の流れを作り出すためのプログラムとして効果を上げている。特に1泊2日の日程で行われる「1年生山の家合宿研修会」は、その実施時期（5月末～6月初旬）が、ちょうど大学にも慣れ、学業上の悩みや問題を抱え、精神的にも不安定になり易い時期である。この合宿研修会は、自然に親しんだり、教師と悩みや問題を語り合ったり、心身ともにリフレッシュでき、また将来を語り合える親友を見つける機会にもなっている。また就職支援ガイダンスの年間スケジュール中で、2年次以降、数回にわたってジョブカフェ等による特別講義が開催されており、キャリア教

育の一環として十分に機能しており、教職希望者にも役立っている。

《資格取得教育》

資格取得のための教育課程が設置され、各課程において必要な単位を取得することによって、栄養士、高校教諭一種（家庭・情報）、中学校教諭一種（家庭）、栄養教諭二種、保育士、小学校教諭一種、幼稚園教諭一種の免許・資格が取得できる。こうした資格取得支援のために、特に教員（小・中・高）採用試験対策や管理栄養士対策のための特別指導講座が設けられている。教員採用試験対策の民間の模擬試験が本学で受験できるような便宜も図っている。

しかし近年、教員（小・中・高）採用試験対策用の特別指導講座の受講者が減少している。その原因の一つとして、本学教員が講座を担当していることが挙げられる。これは特に教員に原因があるのではない。気心の知れた教員の担当では、その講座に対する興味や緊張感が薄れてしまう。小さい大学ならではの悩みでもある。学生の特別指導講座に対する意識を変えるには、本学教員が担当できない領域だけでも、民間の教員採用試験対策業者に依頼するなどの新規軸を打ち出す必要があるだろう。

3-2-⑦ 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を行っている場合には、それぞれの添削等による指導を含む印刷教材等による授業、添削等による指導を含む放送授業、面接授業もしくはメディアを利用して行う授業の実施方法が適切に整備されているか。

本学では通信教育制は設置していない。

最後に、教育課程のスリム化については、平成 20(2008)年度の改革では未だ不十分であり、更なる適正なスリム化が必要である。とりわけ、卒業必修科目の大幅な見直しが必要である。というのは、これらの改革は、年次別の履修科目の登録単位数の上限の設定とも関連していることだからである。

(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

大学における教育課程の工夫・改善については、学科会議や学務委員会等で継続的な審議を重ねる必要がある。

平成 20(2008)年度から児童学科保育士課程の設置を契機に、教育課程の再編を行った。この新カリキュラムでは、家政学科・児童学科における従来の「一般教育科目」を共通教養科目として内容の再編を行った。「外国語科目」及び「保健体育科目」は、家政学部の共通教養科目としての再編計画も予定されている。その際には、カリキュラムのスリム化を進める上で、講義科目や演習科目の教科内容と単位数の見直し、及び卒業単位数に算入されていない教職科目の専門科目への取り扱いなどが重要な課題となる。

GPA(Grade Point Average) の導入によって、例えば、一定の点数以下の者は1年間に履修できる科目の単位数の上限を40単位とし、成績良好者に対しては1年間に履修できる科目の単位数の上限を、年次によって当然異なってくるが、最大で60単位にするという方向で単位制度の実質化の改善を図るのが本学の実情に即した解決策である。ただ、GPAの基

準を何点にするべきか。また、それに連動して年次別に1年間に履修できる科目の単位数の上限を何単位にするべきか。今後、慎重に検討する必要がある。というのは、軽率にキヤップ制を導入して、その結果、取り返しがつかない事態が発生することだけは避けなければならないからである。

3-3. 教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われていること

《3-3の視点》

3-3-1① 学生の学習状況・資格取得・就職状況の調査、学生の意識調査、就職先の企業アンケートなどにより、教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われているか。

(1) 3-3の事実の説明(現状)

学生の学習状況のうち、学生の授業への出欠状況や成績・単位取得状況については学務課が管理している。その内、授業への出欠状況については、授業担当の教員からの連絡、また欠席者本人から欠席届(履修規程11条、履修内規8条1項)を提出させる方法を用いて管理している。欠席届が提出された学生については、教授会において、その旨を報告することによって、教員への周知を図っている。また、毎年度初めに、卒業や免許取得に必要な科目の単位を修得しているか否かを学務課が点検して「欠単関係」一覧に纏めて、学務委員会において履修指導が必要と判断された学生に対して、教授会の議を経て学務課長ないしはクラス主任が直接に指導する方法を取っている。

資格の取得については、本学での履修によって取得できる免許・資格については、当然のことであるが、学務課がすべてを把握している。それ以外にも、旧カリキュラムの学生で学外試験の保育士試験に合格した者に対しては、その旨を学生課に申し出るように学生に対して指導している。

就職状況の調査については、小規模大学であること、また就職内定者は学生課に速やかに連絡・報告するように指導を行っており、卒業前の就職内定状況については、すべて学生課が把握している。また、卒業年の5月1日現在までの状況については、卒業生全員から就職状況を連絡させる方法を取っており学生課がすべて把握している。

学生の意識調査については、平成19(2007)年度に「学生生活に関する実態調査報告書」を全学生に対する無記名のアンケート調査により纏めた。また、平成21(2009)年度の『本学に対する評価と満足度』(4年次対象)というアンケートで学生の意識調査も実施している。平成19(2007)年度の「学生生活に関する実態調査」及び平成21(2009)年度の『本学に対する評価と満足度』の両方に共通する問題点が、学生委員会から指摘された。それによると、アンケート全体に対して、児童学科の学生が肯定的な評価をしているのに対して、相対的にみると家政学科の学生は否定的な評価が多い。この相違は、何に起因するのか、単に学科が異なる為の学生の気質の反映であればよいが、カリキュラムや履修指導や学生生活指導に関わるのであれば、早急に改善する必要がある。

卒業学生の就職先に対するアンケート調査は実施していない。特に現在は、関東方面の就職者のネットワークを強化している。また、小学校教員に採用された者については、青森県や関東圏の教育委員会への訪問を行っており、就職後の状況を調査・把握するように

努めている。

(2) 3-3の自己評価

企業先へのアンケートは実施していないが、それ以外の項目については実施しており、学生の学習状況・資格取得・就職状況の調査、学生の意識調査などにより、教育目的の達成状況を点検・評価するための努力を行っている。

(3) 3-3の改善・向上の方策（将来計画）

学生委員会では、平成 19(2007)年度の「学生生活に関する実態調査」及び平成 21(2009)年度の『本学に対する評価と満足度』の両方に共通する問題点、概して児童学科の学生が肯定的な評価なのに対し、相対的に家政学科の学生は否定的な評価であることを、単に学科が異なる為の学生の気質の反映とは捉えず、カリキュラム、履修指導及び学生生活指導に関する問題点として、ポートフォリオの作成まで言及した提案をしている。

また本学は、小規模大学であることから、企業先へのアンケートを相手方の協力が得られる範囲で実施する。

【基準3の自己評価】

建学の精神、基本理念を踏まえた大学の教育目的については、表 3-1-1 に明記しており、適切な内容である。教育目的を達成するために、教育課程を組織的に編成している点については、表 3-1-2 に明記しており、全体として有効に機能している。

学科における教育目的に沿った教育課程が定められているかどうかという点については、履修単位数・開設単位数、授業科目の年次配当、専攻学科の授業科目と履修単位数、授業科目の単位・授業内容・授業方法・授業日程、両学科における講義・演習・実験実習科目の開講単位数比率、履修科目の上限・進級、卒業・修了要件、編入学・他校の修得単位認定について、表 3-2-1 から表 3-2-6 並びに図 3-2-1 に示したとおりであり、十分な体制が整っている。

上記を総括し、大学設置基準上での教育課程の要件を踏まえ、本学独自の教育システムを構築しているという点で評価できる状態にある。

また、「学生による授業評価アンケート」の分析結果については、すでに本基準 3 の(2)-3-1 の自己評価で一部ふれたように良好な結果が見られている。当然のことながら、大学の教育理念・方針と大学教育に関する法令等に従って、学部、学科、課程別に編成された教育課程の目標に基づいて、各教員が具体的に内容を構成し、それぞれの授業を行っているものであるが、それらの評価得点に次のような特徴がみられる。質問項目の授業内容の理解度、目的目標の明確さ、方法・教材の工夫をはじめ総合的満足度等については全般に高い得点を得ており、特に「総合満足度」については、全科目平均が 5 点満点中 4 点台を維持している。また、両学科とも 8 割を超える授業科目が 4.0 点以上に集中していることや、児童学科では、4.5 以上の授業科目が最も多い特徴等がみられる。このような授業目標の達成状況からしても教育課程の編成、授業内容、教育方法をはじめとして学生のニーズや社会の動向に対応しているものと評価される。

「入学時のオリエンテーションとガイダンス」、「学務課による履修指導」、「1 年生山の家

合宿研修会」、「前期ガイダンス」、「後期ガイダンス」、「就職支援ガイダンス」等を実施し、意欲を持って以後の学習を円滑に進められるように、また将来を見据えた有意義な学生生活を送れるように指導を行っている点は、十分に評価できる。このような教育システムを維持し、さらなる質的向上を目指すことが今後の課題である。

【基準3の改善・向上方策（将来計画）】

本学においては、教育課程を構成する科目種別として、「共通教養科目」、「外国語科目」、「保健体育科目」、「専門教育科目」、「教科に関する科目」（この科目名では児童学科のみに設置）、「教職に関する科目」が設置されているが、これらは各々の教育目的に照らした一応の成果が認められるものの、近年の学生のニーズやレベルに対応させた教育方法・内容については随時検討を行い、さらに充実を図るためその改善策を講じていく予定である。

「学生からの授業評価アンケート」の評価の結果をどのように授業改善に活用し、どのように改善されたか否かのチェックを行う等、それらのシステムを確立しなければならない。

将来、上記の検討課題は、学科会議・学務委員会・学生委員会等の活動を通じ、積極的に推進していく。

本学の「使命・目的」を遂行するためには、単に教育課程の枠組みに止まらない課題と言える学生支援の取組みや社会連携の活動とも併せて推進していくことが必要である。

Semester制への移行も踏まえて、さらなる教育課程のスリム化、年次別履修科目の上限（キャップ制）と進級要件の導入等については、引き続き検討していくことにしている。また、新しい成績評価制度としてGPA制度の導入も検討しつつあり、学生の成績をより客観的に評価できるシステムの構築を目指すことにしている。

基準4. 学生（入試・入学、学習支援、学生サービス、就職支援、学生からの要望処理システム、卒業・進路指導、国際交流等）

4-1. アドミッションポリシー（受入れ方針・入学者選抜方針）が明確にされ、適切に運用されていること。

《4-1の視点》

- 4-1-① アドミッションポリシーが明確にされているか。
- 4-1-② アドミッションポリシーに沿って、入学選抜等が適切に運用されているか。
- 4-1-③ 教育にふさわしい環境の確保のため、収容定員と入学定員及び在籍学生数並びに授業を行う学生数が適切に管理されているか。

（1）4-1の事実の説明（現状）

4-1-① アドミッションポリシーが明確にされているか。

本学の建学の精神に基づいて定められたアドミッションポリシー（学生受け入れ方針）は、家政学部家政学科と家政学部児童学科では異なる。

〔家政学科〕

家政学部家政学科のアドミッションポリシーは、「1. 衣・食・住・保育など人間の生活に関わるさまざまな実践的な知識や技術を身につけ、それを活かして、社会で活躍したい人。 2. 目標に向かって努力できる人。」である。

〔児童学科〕

家政学部児童学科のアドミッションポリシーは、「1. 乳幼児、児童の成長・発達に関わる遊び・学習の理論と実践的知識や技術を身につけて、教員や保育士として活躍したい人。 2. 子ども大好き、一人ひとりを大切に、自らの成長にも夢を持って努力できる人。」である。

このように、本学のアドミッションポリシーは、家政学科と児童学科の募集単位ごとに明示されている。これらのアドミッションポリシーは、本学の建学の精神に基づいて規定されている学則の第1条を受けて、それぞれの学科の特色や性格に即して定められたものである。すなわち、建学の精神の第一は「教育を生活の中に活かせ」、その第二は「高い教養と正しい躰を身につけよ」、そしてその第三は「常に希望をいだき時代と共に歩め」であり、それに基づく学則の第1条では「本学は、家政学に関する高度の学術技芸を教授研究し、国民文化の向上と社会開発に寄与する専門的教育を施し、人間性の高揚を図り、自主独立の精神を培い民主的な文化国家及び社会の有為な形成者となるべき指導的女性を育成することを目的とする」と規定している。すなわち、女性が高い教養と品性を身に付け、家政学科と児童学科のそれぞれの専門領域において、自立して社会の発展に寄与できるような有意な人材を養成することを目的としているのである。このような学則第1条の目的に即して、本学のアドミッションポリシーは、家政学科と児童学科の特色や性格に即して定められたものである。

従前は、アドミッションポリシーの主旨は明確に示されていなかった。大学案内の中で、「教育即生活」すなわち「教育を生活の中に活かせ」が学長の挨拶文の中で表明され、校訓が「受け継いでいるもの」として直接的に明示されているが、他はカリキュラムを紹介するなどの間接的なものにとどまっていた。平成 21 年(2009)年度版の大学案内パンフレットで、初めてアドミッションポリシーの明確化が図られた。その周知の徹底を図るために、インターネットのホームページへ上へのアドミッションポリシーの掲載、高校生を対象とする各種の進学説明会や進学相談会、そして教職員による各高校の進路担当教員を対象とする巡回訪問や、それに加えて高校の進学関係の教員を対象とする進学説明会などにおいて直接に説明している。また、年に 2 回開催されるオープンキャンパスや学園祭など様々な機会を活用しアドミッションポリシーの周知徹底に努めている。

4-1-② アドミッションポリシーに沿って、入学選抜等が適切に運用されているか。

入学要件・受験資格は学校教育法などの法律に基づいて、学則第 14 条に明示されている。入学試験の種別は表 4-1-1 に示したように、推薦入試と試験入試、特別入試の三つがある。試験入試は、前期・後期の 2 回に分けて行われる。

推薦入試は、本学を第一志望（専願制）とし、高等学校長の推薦のある者の中から面接と小論文試験の点数に内申点や調査書の内容を総合的に勘案・検討して、本学の大学教育

表 4-1-1 入学試験の種別と出願資格・選考方法の概要

種 類	出 願 資 格	選 抜 方 法
推薦入学	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校卒業見込みの者および卒業生であって出身高等学校長から推薦された者。(現役生、1 浪生) 	<ul style="list-style-type: none"> ・本学で実施する面接・小論文試験（90 分、1000 字程度）の結果および出身高等学校長から提出された推薦書と調査書によって審査し判定する。
試験入学	<ul style="list-style-type: none"> ・高等高等学校卒業見込みの者。 ・高等学校卒業生。 ・高等学校卒業生と同等の学力がありと認められる者。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本学の実施する筆記試験（英語・国語）及び面接の結果と調査書を総合して判定する。
特別入学	<ul style="list-style-type: none"> ・社会人や帰国子女であって出身高等学校長等からの調査書を提出した者。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本学が実施する面接・小論文試験（90 分、1000 字程度）の結果に、出身高等学校長から提出の調査書等を勘案して審査し判定する。

にふさわしい者を選考している。高校在学中の評定平均値は特に指定はしていない。これは、高校在学中の学業は確かに重視しなければならないが、それ以上に高校在学中の課外活動等を含む高校生活全体の中で、何か具体的目標を持って 3 年間持続的かつ真剣に打ち込んできた生徒の方が、入学後も学業はもとより、学校行事等にも積極的に取り組み、大

大きく成長するという実績に基づくものである。すなわち、本学のアドミッションポリシーにより適合した者だと言えるからである。

〔試験入試（前期・後期）〕

試験（入学）入試では国語と英語の試験の結果に、高校からの調査書に記載されている内申点と面接を加味して総合的に判断して合格者を選考する方法をとっている。推薦入試同様に面接を重視しているのは、本学のアドミッションポリシーに適合する者であるかどうかを判断するためである。面接を通して、志願者と面接教員との間で本学の建学の精神等への理解や勉学意欲などの確認がなされるという点で、有効な方法であると考えられる。そのことは特別入試においても何ら変わる点はない。

なお、各入試の実施にあたっては、学長の委嘱に基づいて入試委員が選ばれ、学長を委員長とする入試委員会とその庶務を学務課が担当して入試業務が厳正かつ適切に行われるように努めてきた。入試委員には、原則として家政学科長、児童学科長、学務課長、学生課長及び専任教員である入試問題作成・採点者が選ばれ、入試委員会を構成している。

4-1-③ 教育にふさわしい環境の確保のため、収容定員と入学定員及び在籍学生数並びに授業を行う学生数が適切に管理されているか。

家政学部家政学科と児童学科の入学定員・志願者数・合格者数・入学者数は表 4-1-2 に掲げるとおりである。少子化に伴い志願者数の急激な減少が予想されたことから、とりわけ児童学科においては平成 3(1991)年度の児童学科定員 120 人を最高に、順次定員の減少をはかり、平成 17(2005)年度は 60 人となった。表 4-1-2 にあるように、平成 17(2005)年度は家政学科・児童学科ともに志願者数が定員を超えたが、その後、家政学科は平成 18(2006)年、平成 19(2007)年度と定員を確保できなかった。しかし、平成 20(2008)年度以降は定員を確保することができている。

児童学科は平成 18(2006)年度、19(2007)年度と、入学者は定員の 80%となったが、平成 20(2008)年度には、児童学科で保育士養成が認可されたこととも関連して、志願者が増加し、入学時定員はほぼ確保されている。平成 22(2010)年 5 月 1 日現在の本学在籍学生数は 378 人であり、定員 400 人の 94.5%となっている。

入学者を出身地別にみると、青森県内の出身者が 90%を超えている。東北（岩手・秋田・宮城県）からの入学生は 8.8%であり、ごく一部の者を除いて入学者は北東北に限定されている。

過去 3 年間の退学者数は表 4-1-3 に示すとおりである。年度による変動はあるが、両学科各学年で年間 1~3 人の退学者に留まっている。過去 3 年間の平均退学率は 2.2 %であり、学科によって大きな違いはない。2 年次までの退学者の割合が高く、推薦入学合格者に退学者がやや多い傾向がみられる。退学理由としては、大学への不適應によるものも増加している。また、近年の不況の影響で経済的事由による退学者も出ている。日本私立学校振興・共済事業団による 2008 年の調査では、私立大学の家政学部における中途退学率は 3.0 %と報告されている。それと比較しても本学の退学率は、特に問題はないといえる。

東北女子大学

表 4-1-2 学部学科別 志願者数・合格者数・入学者数の変動 (過去5年間)

		入学の種類		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
家政学部	家政学科	一般入試	募集定員	20	20	20	20	20
			志願者	28	18	28	32	29
			合格者	17	17	21	23	28
			入学者	15	13	12	19	24
		公募推薦入試	募集定員	20	20	20	20	20
			志願者	31	23	25	25	18
			合格者	31	20	25	25	18
			入学者	31	20	25	25	18
		その他 (社会人・留学生・帰国生徒を含む)	募集定員	若干名	若干名	若干名	若干名	若干名
			志願者	0	0	0	2	0
			合格者	0	0	0	2	0
			入学者	0	0	0	2	0
	合計	募集定員	40	40	40	40	40	
		志願者	59	41	53	59	47	
		合格者	48	37	46	50	46	
		入学者	46	33	37	46	42	
	児童学科	一般入試	募集定員	30	30	30	30	30
			志願者	78	52	35	61	52
			合格者	74	44	34	58	48
			入学者	57	27	29	37	42
公募推薦入試		募集定員	30	30	30	30	30	
		志願者	14	21	13	27	16	
		合格者	14	20	13	27	16	
		入学者	14	20	13	27	16	
その他 (社会人・留学生・帰国生徒を含む)		募集定員	若干名	若干名	若干名	若干名	若干名	
		志願者	0	0	0	0	0	
		合格者	0	0	0	0	0	
		入学者	0	0	0	0	0	
合計		募集定員	60	60	60	60	60	
		志願者	92	73	48	88	68	
		合格者	88	64	47	85	64	
		入学者	71	47	42	64	58	

表 4-1-3 退学者数の変動（過去 3 年間）

	平成 19 年度					平成 20 年度					平成 21 年度					19～21 年度合 計
	1年	2年	3年	4年	計	1年	2年	3年	4年	計	1年	2年	3年	4年	計	
家政学科	1	1	2	0	4	1	1	0	0	2	2	2	0	1	5	11
児童学科	3	1	2	1	7	0	1	0	0	1	2	2	1	0	5	13
合 計	4	2	4	1	11	1	2	0	0	3	4	4	1	1	10	24
在籍者数	78	80	114	95	367	110	75	78	111	374	100	109	73	78	360	1,101
退学者率 (%)	5.1	2.5	3.5	1.1	3.0	0.9	2.7	0	0	0.8	4.0	3.7	1.4	1.3	2.8	2.2

※中途退学者率は、総在籍者に対する退学者の割合。

（2）4-1の自己評価

本学のアドミッションポリシーは、平成 21 年(2009)年以降、大学案内パンフレット、ホームページ、各種の進学説明会や進学相談会、各高校の進路担当教員を対象とする巡回訪問、それに加えて高校の進学関係の教員を対象とする進学説明会及び、オープンキャンパスや学園祭など様々な機会を活用して明確に表明されている。それと同時に、本学が求める学生像に沿って、入学要件、入学試験等は適切に運用されているので、一定の評価水準に達していると判断される。

教育環境確保についても良好な状態にある。定員割れの状況はマイナス要因ともなるが、家政学部だけの小規模大学であるにもかかわらず、49 人という比較的多数の専任教職員を配置して学生のニーズ等に対応している結果、少人数授業による学習効果の増進をはじめ手厚い助言指導等を展開できるように配慮し、かつ実行しているという点で、教育環境としても、かなり高い水準の評価を与えることができる。

また、退学者割合が低いことも評価できる。

（3）4-1の改善・向上方策（将来計画）

様々な機会を活用しながら引き続き、広報委員会、入試委員会、学務課を中心に、本学のアドミッションポリシーの周知徹底の努力を継続していくことにしている。また、建学の精神との関係を構造化して明示する必要がある。もともと、より万全なアドミッションポリシーの明確化のためには、本学の建学の精神や校訓が、高校生や高校の先生方にどの程度知られ理解されているか、また一般社会や企業などの認識はどうかなどを明確に把握していく作業の積み重ねも必要であると言わなければならない。というのは、それらの作業を通して、より効率的なアドミッションポリシーの明確化の方途・方法が明らかにできるからである。

入学者の選抜方法についてはアドミッションポリシーに沿った入学要件、入学試験等が

適切に運用されていると言える。なお、本学においても指定校推薦など入学試験の多様化が今後の課題となるが、その場合においても、入学者選抜方法の明確なポリシーに沿ったものにするを原則とするべきである。

入学定員に対する入学者の適正な管理は概ね成果をあげている。今後は、退学者の更なる減少等を図るため、学習支援・学生に対する相談、カウンセリング等のさらなる充実を図っていくことにしている。

4-2. 学生への学習支援の体制が整備され、適切に運営されていること。

《4-2の視点》

- 4-2-① 学生への学習支援体制が整備され、適切に運営されているか。
- 4-2-② 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を実施している場合には、学習支援・教育相談を行うための適切な組織を設けているか。
- 4-2-③ 学生への学習支援に対する学生の意見等を汲み上げる仕組みが適切に整備されているか。

(1) 4-2の事実の説明(現状)

4-2-① 学生への学習支援体制が整備され、適切に運営されているか。

〔入学前教育〕

平成22(2010)年度の推薦入試合格者から入学前教育を実施している。推薦入学の場合には、合格から入学まで4ヶ月ほどの期間があることから、勉強意欲低下に伴う基礎学力の低下を防ぐとともに、入学後の大学の学習への準備を目的としている。推薦入学者と一般入学者では、入学後の基礎学力に違いがあることがGPAによる追跡調査により判明したことが根拠になっている。

〔ガイダンス等〕

新入学生に対しては、オリエンテーション(初日)、ガイダンス(2日目)により4年間の学業を含めた学生生活全般にわたり、その概略を指導している。また、入学後、講義開始1週間後に学科別に1年生対象の履修指導を行い、履修上の不安の解決に努めている。

従来、本学は助言教員制をとっており、1・2年次ではクラス主任が木曜日の第9時限目にクラス伝達の時間を設けて学生に対してガイダンスなど、きめの細かい指導や相談を行って学習支援に役立ててきた。3・4年次になるとクラス主任の指導に加えて、卒業研究指導教員が卒業研究の指導のみならず学習全般にわたる支援を行う体制をとっている。

〔合宿研修〕

1年次の5月から6月にかけて、学園所有の山の家「ヴィラ柴田」で、学科ごとに1泊2日の「合宿研修」を行い、大学の建学の精神に基づく学風の理解と連帯意識を高めるとともに、有意義な大学生活を全うするための基本的な方向を確認するために役立てている。

入学後も、学期の初めに学習等についてのガイダンスを実施し、定期的に各種の学外実習

についてのガイダンスや卒業論文ガイダンス等を行い、また、必要に応じて随時ガイダンスを実施している。

〔研究室の利用〕

本学では、学生への学習支援体制の一環として、学生が事前のアポイントを取らずに各教員の研究室を自由に訪問できるオフィス・アワーを設けている。

〔図書館などの施設利用〕

学習支援体制の一環としてコンピュータ実習室は原則として平日は午後8時まで、図書館の開館時間を6時半までとし、学生の勉学の便を図っているが、予想通り利用者が多く、うまく機能している。

〔学習支援としての実習支援体制〕

本学では、家政学科で高等学校教諭一種免許状（家庭・情報）、中学校教諭一種免許状（家庭）、栄養教諭二種免許状及び栄養士免許証が取得できる。また児童学科では、幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状と保育士資格が取得できる。これらの免許や資格を取得するためには、学内はもとより学外実習が義務づけられている。

学生が学外実習をスムーズに行い学習成果をあげるために、本学には、実習も含めた教育課程全般の改善を立案・審議・実施するため、次に示す委員会が設置されている。幼稚園教諭から高等学校教諭までの教職課程履修者の実習支援を担当する教職課程委員会、栄養士課程履修者の実習支援を担当する栄養士課程委員会及び保育士課程履修者の実習支援を担当する保育士課程委員会がそれである。事前指導・事後指導・観察実習・ガイダンスに加えて実習反省会を実施して、実習を終了した上級生が各実習の総括を行うと同時に、下級生に実習の状況や反省点等を伝え、事前の学習支援に役立つように努めている。

〔その他〕

なお、就職支援として、特別指導委員会がある。この委員会は、管理栄養士試験や教員採用試験対策のために特別指導を計画的に行っており、着実に成果をあげている。

4-2-② 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を実施している場合には、学習支援・教育相談を行うための適切な組織を設けているか。

本学においては、通信教育は実施していない。

4-2-③ 学生への学習支援に対する学生の意見等を汲み上げる仕組みが適切に整備されているか。

〔助言教員制度〕

学務課が学生の学習の指導・相談に対応するのはもちろん、前述の助言教員制は学生からの意見を汲みあげる上で大変有効である。1・2年次では、主に週一回行われるクラスガイダンス（毎週木曜日の第9時限目、クラス伝達の時間に実施）時や、3・4年次においては、クラスガイダンス等の他に、卒業研究指導教員が研究指導を行う中で、学生の希望や

意見を汲み上げるとともに、個別的な学習の相談等にも対応している。また、クラス主任、卒業研究指導教員が、関係委員会の中で学生の意見等を報告することにより、組織対応にも反映させる手厚い支援体制をとっている。

【学生による授業アンケート】

平成 19(2007)年度から、FD 委員会、学務課が中心になって授業評価を実施している。本学の教育内容・授業内容等について、学生の満足度や希望等を把握して、教員が担当する個別の授業及び各科・学年全体の教育改善に役立てるためである。したがって、個別の授業評価の結果を各教員に通知するとともに、全体を統計処理した報告書等を作成し、全教員に配布するとともに FD 研究会等で解説・討論している。これらのことは個々の授業改善というまでもなく、学生に対する学習支援の基礎・基本的あり方及び学習支援に対する学生の意見等を汲み上げる適切なシステムとしても十分活かされていると評価している。

【オフィス・アワー】

平成 20(2008)年度からオフィス・アワー制度を全学的に実施しており、学期初めのガイダンスや掲示により、制度の趣旨を学生に周知させることに努めている。学生が学務課・クラス主任・卒業研究指導教員以外の教員からも種々の指導や相談が受けられることで、学生への学習支援及び学生の意見等を汲み上げるシステムとして機能している。

【学生生活実態調査・大学に対する評価と満足度】

なお、平成 19(2007)年度から厚生補導委員会(平成 21(2009)年度から学生委員会に発展的に改組)が中心になって、全学を対象として、学生生活実態調査も行っており、結果報告書を作成している。調査項目には学習支援体制に係る項目も盛り込まれている。また 4 年次を対象として、平成 21(2009)年度大学に対する評価と満足度のアンケートも実施し、学生委員会で議論している。

(2) 4-2の自己評価

助言教員制度は、個々の学生の修学指導・相談に手厚く対応でき、学生の学習支援に大きな役割を果たしている。また、本学の建学の精神や校訓を学生に理解させ、実践させるために必要不可欠だけでなく、学習支援にも役立っている。

学生による教員の授業評価や学生生活実態調査は、今後その効果が期待できるものであるが、既に学生の声を実現したものとしては、図書館の開館時間の延長をあげることができる。しかし、平成 21(2009)年度の大学に対する評価と満足度のアンケートでは、特に家政学科の学生が、図書館の開館時間になお不満を抱いている。これは家政学科固有の問題として、実験や実習の多さが原因と思われる。家政学科のカリキュラムあるいは図書館の開館時間の更なる見直しが課題である。

授業評価の効果については、今後も調査を継続し、年度、学科、学年、科目、必修・選択、クラス規模別、各調査項目等々のクロス及び比較分析をさらに深めなければ明らかにならないこともあるが、現時点での分析、活用レベルでも学生の意見を汲み上げる仕組みとして、大いに機能していると評価している。

オフィス・アワー制度については、学生によって十分に利用されているかどうかは評価の分かれるところである。というのは、本学の場合には、専任教員は授業のある時以外は、研究室にいるのが実情だからである。そのため、学内にはオフィス・アワー制度不要論があることも事実である。

退学者の割合が低いことは前述したが、それは学習支援体制が整備されていることによるものと評価できる。また、平成 21 (2009) 年度から、カウンセリングの出来る女性教員による相談体制を設けたことにより中途退学者対策がより充実したものになった。

(3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

授業評価の質問項目については、更に考慮すべき余地があり、随時、よりよいものに変更していかなければならない。本学の場合、学生による教員の授業評価だけではなく、学生自身の勉学に対する姿勢の自己評価も質問事項に含まれており、その相互の関係の分析・総合を通じて調査結果を学生の学習支援にフィードバックして役立てていくことができる。

また、学務委員会では学科のカリキュラムの再調査、並びに図書運営委員会を中心に図書館等の開館時間の延長を検討し、学習支援に出来る限り対応していくことを今後の課題としている。

4-3. 学生へのサービス体制が整備され、適切に運営されていること。

《4-3の視点》

- 4-3-① 学生サービス、厚生補導のための組織が設置され、適切に機能しているか。
- 4-3-② 学生に対する経済的な支援が適切になされているか。
- 4-3-③ 学生の課外活動への支援が適切になされているか。
- 4-3-④ 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等が適切に行なわれているか。
- 4-3-⑤ 学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げる仕組みが適切に整備されているか。

(1) 4-3の事実の説明（現状）

4-3-① 学生サービス、厚生補導のための組織が設置され、適切に機能しているか。

学生サービス、厚生補導に関わる業務は学生課が主体となり、各委員会、保健室、クラス主任などと緊密に連携しながら、学生生活が安全且つ充実したものになるよう支援に取り組んでいる。従来の厚生補導委員会を平成 21 (2009) 年 4 月より学生委員会と改称し、より学生の生活に密着して支援できるように組織を改めた。新しく改善された学生委員会の組織体制は図 4-3-1 に示すとおりであり、庶務は学生課において処理されている。

また、学生課の支援サービス、役割は学生生活全般と関わりが深く、その守備範囲はかなり広範で、持続性、高い専門的能力を必要とする分野にまで及んでいる。日常的な指導をはじめ、月別指導、年間を通して継続的に指導を要するものなど、その内容をあげると多岐にわたっているが、本学は 1 学年が 100 人、総数合わせても 400 人の小規模大学であるため個々の学生とのふれあいも多く、指導も充実している。

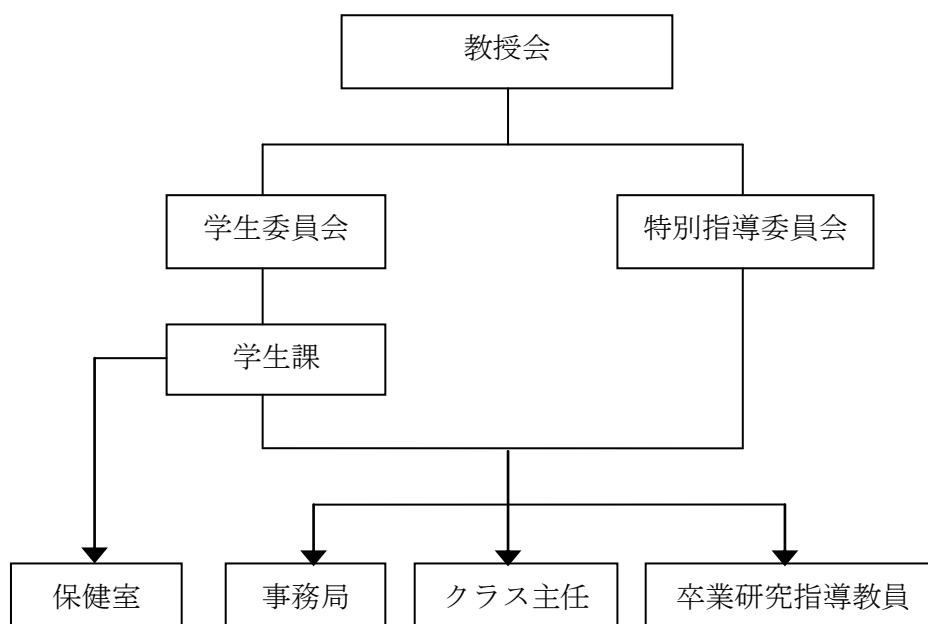


図 4-3-1 学生委員会の位置づけ

平成 19(2007)年度実施した「学生生活実態調査」は、その結果を分析することで学生の生活状況（心的状況含む）が理解でき、またカリキュラムの問題点なども分かってくる。それらの結果を日常の指導やカリキュラムの見直しに役立てている。

学生課による主な業務は次の通りであるが、「建学の精神」に関わるものについては、日常生活を通し、折にふれ、学期初めのガイダンス等で導入できるように指導に努めている。以下学生課の特に学生生活支援に関する業務として、学生に明示している学生課の役割を列挙する。

《学生課の役割》

学生課は主として次の業務を行い、学生に対する直接的なサービスを行っている。

- ① 諸許可事項（内外学生団体・集会・掲示印刷物・自家用車通学等）
- ② 学友会活動・課外活動（学友会行事や部活動等）の支援
- ③ 学生指導（学生ガイダンス・学生相談・生活指導）
- ④ 就職関係（教職・栄養士・一般）
- ⑤ 厚生関係（奨学金・清掃整理・保健・傷害保険）
- ⑥ ロッカー室・下足室の管理
- ⑦ 学生証発行・学生個人写真撮影・学生健康診断の実施
- ⑧ クラス役員一覧・宿所届・個人記録票の管理
- ⑨ アルバイト紹介
- ⑩ 下宿・アパート紹介
- ⑪ 遺失物管理

- ⑫ 部活動の顧問・コーチ連絡会
- ⑬ 1年次合宿研修会
- ⑭ 父母懇談会
- ⑮ 避難訓練

本学は開学以来、助言教員制を採用しているが、1・2年次の学生に対してはクラス主任が、3・4年次の学生に対してはクラス主任及び卒業研究指導教員が学生の相談相手となり、大学教育に関する問題や、個人生活に関わる悩み事などについて、適切な助言・指導が与えられるよう任に当たっている。週一回のクラスガイダンス（毎週木曜日の第9時限目、クラス伝達の時間に実施）では、学生課連絡、学園、学内行事の呼びかけ他、その他の必要情報の提供や個人生活に関する助言、指導など、学生課として連絡してほしい話題を、掲示での告示と共にクラス主任に促しを依頼している。

また、近年では各教員がオフィス・アワーの時間を設け、個別に各研究室で学生の相談に応じられる体制を整えている。各研究室前には各々のメールアドレスや電話番号も表示されているので、他学生の目を気にすることなく相談等が活発に行われ、学生への不安が解消されている。

学生が教育研究活動中（正課、行事、課外活動その他）に事故などで身体に傷害を被るような怪我を生じた場合に対応するため、学生全員を学生教育研究災害傷害保険に加入させている。事故が発生した場合、保健室担当者が事故発生報告書を作成、学長に報告するとともに、怪我の内容、傷害状況によっては保険請求の手続きをとっている。平成21年度の事故発生件数は、1件であった。また、近年、介護等体験やインターンシップなど、外部へ実習に行く機会が多くなったため、万が一、学生が事故の加害者になってしまった場合に備え、来年度より賠償責任保険についても、全員加入とするよう検討している。現在は介護等体験やインターンシップの参加者のみ賠償責任保険に加入している。

4-3-② 学生に対する経済的な支援が適切になされているか。

奨学資金制度では、日本学生支援機構（第一種及び第二種）、地方自治体、財団法人などの外部奨学生事務の取り扱いが学生課が中心となり行っている。学生委員会・クラス主任との連携をはかり、学生が経済的に心配なく学業の充実が図れるよう対応に努めている。平成21(2009)年度の奨学生の状況を表4-3-1に示す。

また本学では学園独自の奨学金制度（柴田学園奨学金）を設けており、人物・学業共に優秀、且つ家計に困難をきたしている学生に対して、若干名の特別支援体制を整えている。奨学金の貸与額は年額授業料と教育充実費に相当する額となっているので、家計支持者の失職、もしくは病気等で家計に急変が生じた場合でも、学業を継続させる上で重要な制度となっている。本学園の奨学金制度は、一時的困窮を救済するには充実しているが、4年間の貸与を受けるとその総額は400万円に達する。返済期間が10年なので家計負担が大きくなり、そのため卒業生の中には一部延滞が発生している事も事実である。

表 4-3-1 平成 21 年度の奨学生の状況

平成 21 年 9 月 1 日現在

種別/学年・学科	1年次		2年次		3年次		4年次		合 計	備 考 (貸与額等)
	家政	児童	家政	児童	家政	児童	家政	児童		
柴田学園奨学生	1	1	-	-	-	-	-	-	2	年額 授業料+教育充実費相当額
日本学生支援機構	第一種	5	10	7	7	5	6	4	7	197 第一種 (月額) 1~4年 ○自 宅...54,000 ○自宅外...64,000
	第二種	15	30	17	28	12	16	10	18	
青森市奨学生	—	—	—	—	—	—	—	—	—	月額 33,000円
弘前市奨学生	—	—	—	—	—	—	—	—	—	月額 25,000円
八戸市奨学生	2	—	—	—	—	—	—	—	2	月額 40,000円
青森県教育厚生会	—	—	—	—	—	—	—	—	—	年額 250,000~300,000円
あしなが育英会	—	—	—	—	—	—	—	—	—	月額 60,000円
計		23	41	24	35	17	22	14	25	201 (56.0%) ★日本学生支援機構 (有利子) 第二種 (月額) 3万、5万、8万、10万円、12万円から選択できる。
			64 (64.6%)		59 (54.1%)		39 (53.4%)		39 (50.0%)	
在籍学生数	42	57	45	64	35	38	31	47	359	

近年、奨学金を希望する学生が増加の傾向をたどり、貸与額も高額になってきており、高校からの予約進学者も年々増えている。日本学生支援機構の奨学生で、平成 21(2009)年度の予約進学者は 50 人である。在学採用が 10 人とあわせると計 60 人となり、1 年次入学生 99 人の 64.6%が何らかの形で奨学制度を受けていることになる。本学入学生、在生も含め、その家計は全体的に見てゆとりのある状況とは思えない。したがって、何かしら経済的不安や生活に困窮をきたした場合は常に相談が受けられるよう、学生に対して呼びかけを行っている。

なお、学生へのアルバイト紹介にあたっては、学業に支障をきたさない範囲で、本学学生にふさわしくない職種は除外して指導しながら、学生課で対応・紹介している。

また、県内・外の遠隔地から入学する学生については、保護者の経済的負担を軽減するためにも、学生寮（清風寮）への入寮を積極的に勧めている。寮費は三食付きで月額 4 万円（光熱費除く）とアパートや下宿での生活よりも経済的であり、さらに学生の便宜を図って昼食は弁当で提供されている。表 4-3-2 に示すように、全学生 378 人の 14.8%に当たる 56 人の学生が入寮している。寮以外にも民間のアパートや下宿の斡旋等を掲示で紹介しているが、この場合にも契約条件等を学生の負担がより軽減するように業者と交渉して条件を満たす物件のみ学生に情報を提供している。

表 4-3-2 学年ごとの寮生数(平成 22 年 5 月 1 日現在)

学 科	学 年				合 計
	1 年	2 年	3 年	4 年	
家政学科	6	5	5	4	20 人
児童学科	13	10	9	4	36 人
学年別数	19	15	14	8	56 人

4-3- ③ 学生の課外活動への支援が適切になされているか。

課外活動への支援として、学友会活動への支援のほか、学友会研修会（春季）や学友会合宿研修会（夏季）を実施し、学友会のリーダー育成にも努めている。全学生で構成される学友会には 4 月と 11 月の年 2 回の定例総会があり、そこで主な学友会行事や予算・決算などが承認され、学生の意見や要望の吸い上げ等も行われる。

全学生の投票で選ばれた会長 1 人と副会長 2 人が中心となって組織される執行委員会（他の委員は会長任命）、特別委員会（新入生歓迎会実行委員会、体育祭実行委員会、神無月祭実行委員会、送別会実行委員会、予算編成委員会など）、体育部会、文化部会が総会で承認されたそれぞれの活動を行っている。総会で承認されなかった事柄については、各クラスで毎年 4 月に互選される代議員、全学年で合計 20 人による代議員会の承認が必要になっている。なお、執行委員会、代議員会、選挙管理委員会、体育部会、文化部会には専任の教職員が顧問として学生課と連携して支援している。

現在、学友会の体育部会、文化部会に所属する部や同好会等の公認団体が 30 団体存在するが、専任の教職員が顧問として学生課と連携して各団体を支援している。特に本学では課外活動の活性化のために、体育部会・文化部会の部活動の学生には各種大会に出場参加を勧め、その経済的支援を行っている。東北地区大学体育大会の連盟費と大会参加料は全額補助し、体育部会や文化部会の遠征に際しては、基本的には県外の大きな大会 1 回を限度として、遠征旅費（2 泊まで）の半額を補助している。さらに必要ならば、各種の大会遠征に際し、各部の顧問あるいは学生課の教職員が引率して、人的にも学生の課外活動を支援している。また、マスメディアで取り上げられた学生の学術活動や部活動の活躍の様子を、教授会での報告と同時に在学生全体にも話題提供をし、学生への意欲向上や士気高揚に役立てている。

その支援の状況は、表 4-3-3 に示している。例えば、平成 21（2009）年度第 60 回東北地区大学総合体育大会では、体育部会から 6 部計 51 人の学生が出場参加しており、学生の遠征旅費（激励費含む）の補助として、大学の厚生補導費から合計 1,070,010 円が援助されている。

表 4-3-3 学生の課外活動への支援状況

(平成 21 (2009) 年度実績 円)

学友会・サークル活動	活動資金支援			その他	
	件数	金額	単価	件数	具体的な支援の方法
東北地区大学体育連盟費	1	168,835			
学友会役員合宿経費	1	150,155			経費補助, ヴィラ柴田無償提供
大学地区体遠征旅費補助	1	352,070			
体育・文化部会コーチ謝礼	1	320,000			謝礼: 8人×40,000円
学友会新旧役員引継会	1	50,000			経費補助
演劇部卒業公演会場使用料	1	28,950			経費補助
合計	6	1,070,010			

10月の神無月祭は、伝統的な学園祭である。この学園祭を成功させるために、夏季の学友会合宿研修会では、神無月祭実行委員会リーダー28人、学友会委員会28人、学生課教職員数人の計60人以上が、本学園の福利厚生施設である山の家『ヴィラ柴田』に合宿し、学園祭の内容とテーマの打ち合わせ、スケジュール調整などの意見交換を実施している。これにかかる交通費や食費はすべて、大学の厚生補導費の予算で賄われている。学校行事や学友会行事の中で最大のイベントである「神無月祭」は、年々来学者数も増加し、学びの集大成を飾る一大行事として重要視されている。

神無月祭実行委員会は、「広報」・「装飾デザイン」・「前夜祭」・「後夜祭」・「祭典」・「展示」・「模擬店」・「音響・照明」の8つの担当に分かれている。神無月祭実行委員会の本部は、実行委員長と副実行委員長及び各担当のリーダーで構成され、この本部を裏方的存在の学友会委員会が支えている。特に毎年3年次のリーダーが中心となって、自発的に計画（企画・運営・会計等）に取り組んでいる。この行事は将来教員や栄養士など、指導する立場を目指す学生にとって大きな成長をとげる機会として位置付けられており、その成果は十分認められるものである。本部及び各担当には、学生課を中心として顧問が配置され協賛の形で助言、指導を行っている。あくまでも環境にやさしいエコ活動を意識した工夫、アイデアを盛り込んだ手作り活動に心がけており、特に両学科の研究・作品作りには毎年定評があり、社会的にも認められて充実した活動となっている。11月中旬には学生課長、各顧問を交えた反省会を実施し、アンケート結果をもとに次年度計画に向かう態勢を整えている。また春季の学友会研修会では、学友会執行委員会と学生課とで新年度に向けての研修会を学内の合宿所で実施している。学生課関係の年間行事について表4-3-4に示す。

表 4-3-4 学生課関係の年間行事一覧

月	行 事	主な活動内容
4	○学生健康診断 ○学生個人写真撮影(1年次) ●第一回定例総会・新入生歓迎会 ●東北地区総合体育大会 幹事会出席	・内科、X線、歯科、心電図、検尿、その他 ・学生証、個人記録票、他 ・各行事、予算、会員(1年次)の承認及び 歓迎会実施 ・主管大学での打ち合わせ
5	●学園総合体育大会(5校合同) ○父母懇談会(4年次) ●東北地区総合体育大会出場選手のため の壮行式 ●東北地区総合体育大会出場	・学園5校合同体育大会(約1000人) (短大、専門学校、3校全体のリーダーとして企 画・運営) ・4年生としての心構え、自覚を持つための全学的 指導について、及び就職指導に関してなど ・体育部選手の激励 ・各競技に出場
6	○合宿研修会(1年次) ●体育部・文化部総会(前期)	・山の家「ヴィラ柴田」にて1泊2日の研修会実施 ・活動方針並びに各部目標の承認
7	●学友会・学園祭(神無月祭)実行委員会 との合宿研修会 ○体育部関係、顧問コーチ連絡会	・山の家「ヴィラ柴田」での研修会(1泊2日) 各リーダーによる企画・運営の進捗状況の説明 及び検討事項の確認 ・活動状況、予算等について打ち合わせ及び懇談会
10	●学園祭(神無月祭)開催 ○避難訓練	・本学の学びの集大成を広く社会にアピール する(研究、展示、祭典他) ・非常災害を想定し、人的、物的被害を最小限に 止めるための基本事項を学ぶ
11	○学友会、新役員の立候補受付及び選挙 ●第二回定例総会	・役員改選の告示・選挙 ・学友会役員、特別委員会(新入生歓迎会・体育大 会・神無月祭・送別会)の実行委員長の承認、学 友会中間決算、神無月祭決算報告、その他
12	●体育部・文化部総会(後期) ●送別会、新入生歓迎会、学園祭(神無月 祭)、体育大会など特別委員会発足	・各部の部会長の承認及び打ち合わせ ・各学年、クラスの係学生との打ち合わせ企画
1	○個人写真撮影(在学生)	・学生証、実習調査票、個人記録票、その他
2		
3	●送別会 ●学友会研修会(新役員)	・4年生を送る会実施 ・諸事項に関する研修会

○学生課担当 ●学友会顧問指導

4-3-④ 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等が適切に行なわれているか。

有意義な学生生活を送るためには、心身の健康が最も重要であるため、学生全員に年1回の健康診断を実施し、健康状態の把握に努めている。健康診断の受診率は表4-3-5のとおりである。検査項目は、全学生に対して内科・歯科・胸部X線・尿検査(糖・蛋白・潜血)を、新入生にはこれに加えて心電図検査及び麻疹抗体検査を行っている。平成21(2009)年度より、全学生に対して体組成計を利用した体脂肪等の測定も開始した。

近年、大学生の麻疹の流行を受けて、教育実習等の外部実習の際に麻疹に対する十分な免疫があることを条件とする受け入れ先が多くなったため、麻疹抗体検査で抗体価が低い学生に対しては予防接種を勧めている。また、高校3年時に麻疹・風疹の無料予防接種の制度があるため、入学前に予防接種を受けるよう、合格通知書とともに啓発を促している。

表 4-3-5 健康診断受診率 平成 22 年 5 月 1 日現在

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
学生総数 (人)	373	360	378
受診者数 (人)	368	359	377
受診率 (%)	98.7	99.7	99.7

保健室には養護教諭の資格を持った職員が常在しており、負傷や体調不良の際は、気軽に利用できるようになっている。保健室の年間利用件数は、表 4-3-6 のとおりである。平成 21 (2009) 年度の内科的主訴の増加は、新型インフルエンザの流行が原因である。外科的主訴の増加は、保健室で視力・血圧・体重などの測定が自由にでき、また些細な傷や怪我でも受け入れられるように、来室しやすい雰囲気作りに努めているからと思われる。医療措置が必要な学生には、学校医をはじめとする近隣医療機関に協力してもらい、早期受診を勧めている。

表 4-3-6 保健室年間利用者数 平成 22 年 3 月 31 日付

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
健康相談	13 件	25 件	23 件
内科的主訴	261 件	249 件	344 件
外科的主訴	97 件	106 件	168 件
利用者合計	371 件	380 件	535 件

学生には心身の健康状態の調査を毎年行っており、健康相談等の事後措置を行っている。また、クラス主任により学生の個別相談も含めてきめ細やかな指導がなされている。必要に応じて臨床心理士の資格を持つ教員が、カウンセリングを行っており、学生の悩みや問題に迅速に対応している。また、学内の各部署、教員間での情報交換を密に行い、チームで学生の生活、学習、精神面のサポート援助を実施している。以上の点からも学生の大学生活への適応は極めて良好であると考えられる。

4-3- ⑤ 学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げる仕組みが適切に整備されているか。

本学の学友会は、本学学生及び本学教職員をもって構成されており、会員の自主的組織として、会員の総意に基づいて運営されている。その目的は、学生相互・学生教職員相互の親睦を深め、学生生活の向上及び本学の発展に寄与することである。年2回の定例総会、及び年2回の体育部会・文化部会全体総会での意見や提案は、学友会活動を支援するために学生課によって汲み上げられている。また総会に次ぐ審議議決機関として、代議員会があり、各学年代表代議員20人(家政学科8人、児童学科12人)をもって構成されており、各クラスの意見が反映される仕組みとなっている。臨時に予算の執行が必要な場合や、緊急を要する場合には、代議員会を開催して承認されればよいシステムになっている。その他に、特別委員会として新入生歓迎会実行委員会、体育祭実行委員会、神無月祭実行委員会、送別会実行委員会などが毎年成立し、各学友会行事が、主体的に学生によって運営されている。各委員会には、学生課の教職員が顧問となり、適宜助言と指導を与えている。これらの行事が円滑に実施されるのは、学友会執行委員会の裏方的存在のお陰でもある。また学生課の教職員をはじめ多くの教職員が支援できる体制になっているからでもある。さらに学生が自主的に、各行事の終了後にアンケートを実施し反省会を開き、各行事の総括をして来年度につなげる努力をしている。その反省会で提案された意見は、各顧問を通じて学生課が汲み上げる仕組みとなっている。また学友会室前に設置してある意見箱の内容は学生の要望・要求を知る上でも重要であり、「充実した学生生活」を送る上での実態把握に役立っている。

一方、本学は小規模校なので、保健室や各クラス主任からも学生の意見や情報が学生課に汲み上げられるような体制に必然的になっている。従って、学生課を中心として、学生サービスに対する学生の意見を汲み上げる仕組みは適切に整備されている。なお、学生課で処理できない問題は、学生委員会で審議され、必要ならば教授会に提案や報告ができる体制になっている。

(2) 4-3の自己評価

近年、奨学金を希望する学生が増加の傾向をたどり、貸与額も高額になってきている。何らかの奨学金の貸与を受けている学生は全体の5割以上で、入寮者は全学生378人中14.8%である。一時的困窮を救済するには、本学園独自の奨学金制度(柴田学園奨学金)が充実しており、学業を継続させる上で重要な制度となっている。

また、助言教員制が機能しており、クラス主任や卒業研究指導教員を介し、また学友会の定例総会、体育部会・文化部会全体総会、各種行事の反省会、代議員会、及び学友会室前に設置されている意見箱などを通して、学生の意見や要望などを学生課が中心となって汲み上げ、学生サービスに役立っている。本学は小規模校であるため、学友会執行委員会をはじめ各実行委員会や文化部会・体育部会などと、各顧問の教職員及びクラス主任と連携して、学生課が中心となり全学挙げて学生支援に取り組んでいる。そのため一人ひとりの学生との関わりも深く、学生からの意見や要望を汲み上げる体制は適切に機能している。定期的実施している学生生活実態調査、各行事終了後のアンケート結果は次年度計画の重要資料として、また支援を向上させる意味でも重要な役割を果たしている。

他大学に比較し学内行事が多く、それをサポートする学生課やその下部組織となる顧問体制は、学生の将来的目的確立や意識向上などの成長につながっているところが多く、十分評価できる。

(3) 4-3の改善・向上方策 (将来計画)

学生委員会が中心となって実施している学生生活実態調査、及び大学に対する評価と満足度に関するアンケート調査は、今後も定期的の実施していきたい。その上で、今後多様化・複雑化していくであろう学生自身の悩み、相談は臨床心理士の指導の下、いつでも対応できるよう学内での研修会を図りたい。

他大学の情報や研修を受けた教員の研修内容は、委員会、学生課、クラス主任などにも幅広く報告してもらい学生指導に役立てていきたい。

奨学金は安定した学生生活を送る上での経済援助として極めて大きな役割を果たす。従って学園奨学金制度・日本学生支援機構の奨学金についてなど、卒業後の返還金も含め、学生の経済事情に合わせた内容で応募させていく必要がある。

学費困窮者、未納者については、充実した学業が継続可能となるよう、事務局、クラス主任との連携を密にし、適切な支援態勢を整えていきたい。学園奨学金については、貸与額、返還期間(10年間)の見直しを行い、学習意欲と能力がある学生に対しては、小額から高額まで選択性にし、採用枠を広げたり貸与人数を増したりしていく方向で検討を要請したい。将来的には成績、人物共に優れ、学生の範になり得る学生に対しては「一部特待生制度」や「授業料免除制度」を設け、人材育成に貢献することも必要である。

4-4. 就職・進学支援等の体制が整備され、適切に運営されていること。

≪4-4の視点≫

4-4-① 就職・進学に対する相談・助言体制が整備され、適切に運営されているか。

4-4-② キャリア教育のための支援体制が整備されているか

(1) 4-4の事実の説明 (現状)

4-4-① 就職・進学に対する相談・助言体制が整備され、適切に運営されているか。

本学は、学生に専門的知識や技能を授けるだけでなく、これらの知識・技能をはじめ、望ましい勤労観、職業観を確り育成することによって、個人や学校と社会の円滑な接続が図られるという立場で、学生が人間として自立することと職業の関係等を、就職ガイダンスでは勿論、各種の相談・助言制度等を通して学生に伝え、かつ、ともに考えながら学生自身の自立への目標を達成していくためのキャリア教育を大切にした活動を展開している。また、今日では男女共学校が増加している中、本学は一貫して女子教育を貫き女性の社会的進出・貢献を目指し、入学してくる学生個人の要望が叶えられるよう就職支援に努めている。

表 4-4-1 就職支援のための年間スケジュール

月	2・3年生	4年生
4		教採：願書の取り寄せ方法について 教採：模擬試験(東京アカデミー)
5	就対(栄養士) : 1.年間の流れの説明 : 2.心構え 3.希望調査 就対セミナー : (日経ナビ) : 職務適性テスト	教採：願書の記入の仕方説明 教採：模擬集団討論
6		教採：模擬集団討論
7	教採：夏季特別指導講座	教採：時事通信社講演 就対(幼稚園) : 求められる教師像 : 決定までの流れ : 履歴書の書き方 : 就職希望調査(1回目)
8		教採：教採二次対策(関東) : 模擬授業・実技練習(音・体)
9		教採：教採二次対策(東北) 教採：青森県講師希望者説明会
10		就対(幼稚園) : 前年度の試験内容 : 開拓の仕方 : 就職希望調査(2回目)
11	就職セミナー : (日経ナビ) : 合同企業説明会への : 参加の仕方他	就対(栄養士) : 希望調査と心構え 教採：講師希望確認書類の提出について (他県)
12	就対セミナー : (ジョブカフェあおもり) : エントリーシート : 志望動機 : 自己アピールの書き方	教採：冬期特別指導講座 就対(栄養士) : 県内対策 : 希望に基づく企業研究 : 活動の流れ 就対(幼稚園) : 就職状況確認
1	就対セミナー : (ジョブカフェあおもり) : 面接対策 教採：模擬試験(東京アカデミー)	
2	就対セミナー : (ジョブカフェあおもり) : 適性検査 教採：春期特別指導講座	就対 : 管理栄養士国家試験特別講座 : 模擬試験
3	就対：次年度に向けての心構え 就対：就職試験合格者体験発表会	就対：就職試験合格者体験発表会

※就対：就職対策支援、教採：教員採用試験対策

上記の基本方針をモットーに、就職・進学に関しては、大学教職員が一丸となって取り組むため、学生委員会内に就職対策委員会を設置し、学生課の就職担当職員及びクラス主任との連携を密にしながら、個人の能力を最大限に生かせるよう相談・助言を含めた支援体制を作り上げている。

1) 学生委員会（就職対策）及び学生課（就職部）による支援

学生が早い時期から仕事、職業に対する意識を高め、将来的方向を定めるきっかけを作り、目標に向かっていけるよう、表 4-4-1 に示すように年間を通し分野別支援体制を整えている。近年は若年者就職支援（ジョブカフェあおもり）や日経ナビより講師を招き、困難な就職活動状況を伝えキャリアカウンセリングなどを実施し、学生の教員採用試験及び就職支援活動に生かせるプログラムを構成している。また、平成 21(2009)年度には「就職の手引き」を作成配布し、支援活動のガイダンスには常に必携させ、就職資料として積極的に活用させている。

学生は年間スケジュールを知ることにより、目指す就職活動に向かう姿勢の確立や特に職種別採用試験の内容を盛り込んだ「受験（内定）届」には関心度が高く、就職部に対する相談や質問を受ける機会が増えた。

2) 資格取得支援

家政学科では、中学・高等学校教諭一種免許状（家庭・情報）、栄養教諭二種免許状の課程認定を受けているのに加え、栄養士免許も取得可能である。また、児童学科は幼稚園・小学校教諭一種免許状の取得ができるよう教育課程が編成されているのに加え、平成 20(2008)年度からは県内初の 4 年制大学における保育士資格の養成が認められた。近い将来において就職の間口は現在より更に広まっていくものと思われる。また、毎年「就職試験合格者体験発表会」を開き、4 年生の現役合格者に、「合格までの歩み」について報告をしてもらい、低年次の学生に対する就職指導に生かしている。

学生は入学時より、免許・資格を生かした就職に就きたいという者が 70%を占めており、4 年生になってもその考え方にあまり変化は見られない。従って希望を叶えるべく、採用試験に向けての特別指導講座や、管理栄養士合格対策講座、模擬試験の実施、模擬面接など可能な限り低年次よりプログラムを組み早期からの能力開発に役立てている。

その他、専門職以外の進路、就職決定に役立てられるよう学内検定はもちろんのこと、本学系列の経理専門学校との連携を活かし、ダブルスクーリングとして夜間コースで資格取得が出来るよう支援している。

4-4-② キャリア教育のための支援体制が整備されているか。

前掲 4-4-①の冒頭で、本学におけるキャリア教育の立場を述べたが、インターンシップは、その一環をなすものとして、大学における専門的教育研究と実社会における各種の就業体験を結びつけることによって、具体的で現実味の高い職業観や自己の適性をより明確にすることができる。すなわち、学生にとっては自己の分析（価値観・興味・能力・環境）の結果と業種・職種の特質との関係について考え、理解するよい機会となり、さらには、今後の生き方を検討することによっては、高い職業意識の形成と主体的職業選択力が

高まると考えている。

他方、本学は教員や栄養士養成を主としているために、夏季・冬季および春季休暇中にも実習を実施している。教育実習や栄養士学外実習は、職業現場での体験実習でもあるので、免許・資格を生かす就職を目指す学生にとっては、まさにインターンシップに代替えしうるものであると考えている。したがって、今のところ一般企業でのインターンシップ制度を積極的には取り入れてはいない。しかしながら、講義や実習に支障がないことを条件に、希望があればインターンシップを認めている。平成 21(2009)年度は 4 月にガイダンスを行ったが、本年度は、不況のため受け入れ企業の減少と新型インフルエンザの流行により、希望者の不安と受け入れ側の不備が相まって実施数の増加はなかった。希望者 3 人で実施者 2 人、1 人は相手側の新型インフルエンザのため中止となった。実施者は「学生と違い、社会へ出るということは責任を背負うことであると同時に、職業意識の高まりを感じた」とのことで、キャリア教育としての効果はあったと考えられる。

資格取得のための支援体制は《資格取得支援教育》で詳述した通りである。具体的な支援体制は、教授会の下部組織として特別指導委員会が資格関係のエキストラカリキュラム事項を検討審議し実務を行っている。教員養成については夏季および冬季休暇中に受験に必要な科目の対策を行っている。管理栄養士国家試験対策は 4 年生および一般人(既卒者、本学園短期大学、他校卒業者も含む)を対象として 2 月に実施している。その他の資格試験については委員会やクラス主任が受験や受験勉強を促している。

(2) 4-4 の自己評価

平成 17(2005)年度から平成 21(2009) 年度卒業生の就職率の推移は、図 4-4-1 に示す通りである。平成 21(2009)年度卒業生の就職率は、平成 22(2010)年 5 月 1 日現在、家政学科 93.1%、児童学科 100%、全体では 97.4%を占め今年度も良好な状態で締めくくることが出来た。他大学は、就職率で就職希望者に対する就職及び進路決定者の割合を示すが、本学は決定者数÷(卒業者数-進学者数)で計算するため、純粋な就職率で示されている。平成 16(2004)年から平成 20(2008)年まで大学通信社がまとめた、全国の大学就職率の調査が雑誌等に掲載されたが、「全国の女子大学中就職率 5 年連続第 1 位」を維持し、全国各地で活躍が期待される注目度の高い大学と自負している。特に大学で取得した免許・資格を活かしての就職率は毎年 6 割~7 割近くにも及び、卒業生の離職者が殆んど見られないのも本学の特徴である。就職実績の高さには定評がある。

特別指導委員会が企画し、毎年学期の最後に実施している「各種就職試験合格者体験発表会」と「冊子へのまとめ」は、在学生にとって 4 年生が実践した就職活動を身近に感じることができ、難関を突破した合格までの歩みが良く理解できる。これは低年次学生に刺激を与えるのと同時に、就職指導にも活かされている。

現在、関東圏に就職した卒業生(教員、栄養士、企業等)とのネットワーク作りを強化し、新しい情報を在学生に伝えるよう考慮している。

前述したように、早い段階から継続的に行っている実践的就職支援や、各種検定試験は一人ひとりの学生に対し手厚くサポートすることが可能であり、小規模大学ならではのメリットである。インターンシップの必要性は説かれているが、社会情勢の変化による受け

入れ側の企業などの大きな変動は、希望させる側としても大きな不安と言わざるを得ない。前述のように積極的に取り入れてはいないものの、ガイダンスを実施し希望者を募る努力をしたが、社会情勢や受け入れ側の安定を待たなければならない。家政学科では教職を希望する学生数が減少し、栄養士を希望する学生数が増加する傾向にある。一方、児童学科は教職志向に向いているのが大半であるが、中には若干企業関係を希望する学生もいるので、インターンシップは必要である。本学において、可能かつ社会情勢に合ったインターンシップ制度のあり方について検討する必要がある。

就職率の推移（過去5年間）

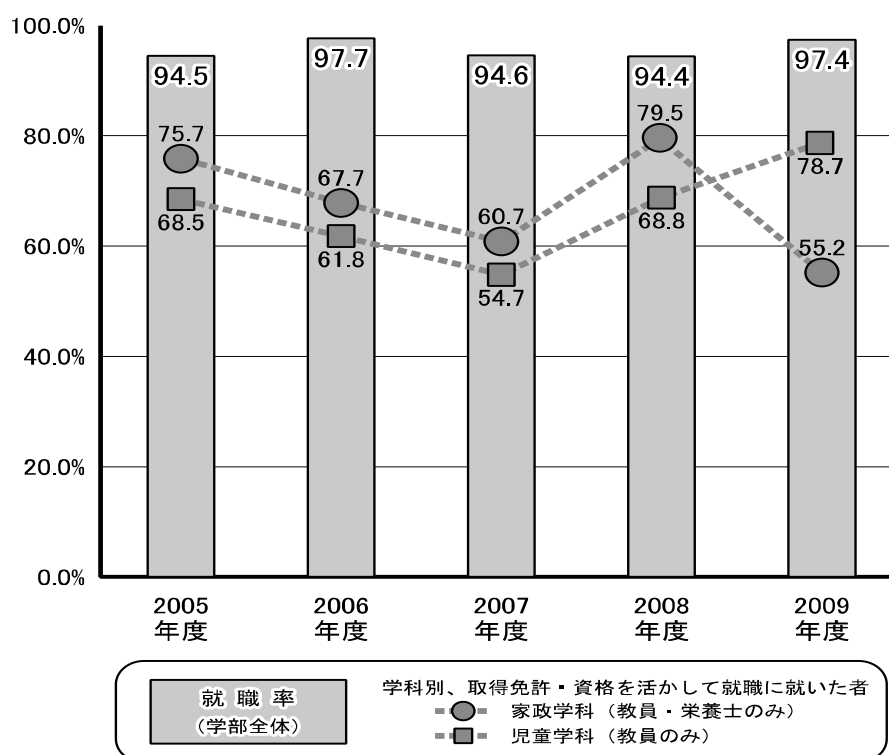


図 4-4-1 就職率の年次変化

また、すでに一部実施に移しているが、資格取得に関するガイダンスを行事予定に入れると同時に、資格取得対策特別指導講座や資格取得に関連した科目の内容の充実に努めている。資格取得という目標は、勉強する意欲を亢進させ、積極的なチャレンジ精神を育成させる。資格取得後、そして卒業後は、広く社会貢献できる職業人として活躍できる人材育成のために、充実した支援体制を構築していく必要がある。

〔3〕 4-4の改善・向上方策（将来計画）

就職対策委員会、クラス主任との連携・協力体制を密にし、一人でも多くの学生が希望の職種に就けるよう、支援をさらに強化することになっている。本学で取得できる免許・資格を生かしての職種には限りがあることを考慮し、今後は大学で学んだ知識、技術その専門性を生かした就職には何があるのか、柔軟な考えで検討し、指導していくことが重要である。

平成20年度から保育士養成コースが発足したことにより、今後、児童学科の就職先間口が現在より広がるものと予測できる。したがって、保育園・児童福祉施設など、就職先の開拓に積極的に取り組み、保育士養成コースの活性化を図ることになっている。

高度情報化社会である現在、学生の就職活動においては、求人票はもとよりインターネット上の求人・応募が急増しているため、学生にとってはインターネットからの就職情報の収集が必須のものとなっている。したがって、コンピュータールームを2室にし、パソコン台数を倍増するとともに、学生課に設置されている機器の見直しを行い、学生が時間にとらわれず十分に活用できる環境作りを進めている。一般企業を希望する者への対策として、学生課では、企業訪問を促したり、OGネットワークづくりの再編計画を検討することになっている。

今後の就職指導の重要性を考えると、インターンシップの導入も考慮していかなければならないが、単位化や正課の就職支援科目にするには、カリキュラムの改定に関わることもあり、まだまだ大きな問題が残る。学生課では、特に具体的就職支援につながるような就職資料として、現在の『就職の手引き』をより一層充実させることにしている。同時に学園の母、柴田やすが思いを込めて詠んだ「大学を建てししるしに乙女どち はげみ学びて つくせ世のため」の句を再確認させ、入学時から勤労に対する意識を高め、就職の意義、意欲の啓発に役立たせ、一人ひとりが身を持って、句の精神を活かしていける指導の取り組みを継続して行くことにしている。また、本学で可能なインターンシップ制度のあり方について検討することとする。さらに、資格取得に関するガイダンスを行事予定に入れ、資格取得対策特別指導講座や資格取得に関連した科目の内容の充実に努め、実効性の高い就職支援体制の構築を行うことにしている。

〔基準4の自己評価〕

学生へのサービス体制は学生委員会を中心に各委員会、クラス主任との連携を図り学生の立場を考慮した運営に努めている。特に、学生課の指導とクラス主任の協力のもと、学生が学内行事の企画・運営を行うことは、教員・学生間のコミュニケーションが図られるとともに学生が充実した学生生活を送る上で効果をあげている。

就職・進路の支援については「求人情報の提供」、「就職ガイダンス」、「各種就職試験対策講座」、「個別相談」の4つを柱に、学生一人一人の目指す職業へのアプローチの仕方を学ぶ機会を高いレベルで提供している。

〔基準4の改善・向上方策（将来計画）〕

入学時から卒業にいたるまでの学生サービスについては、教職員が一丸となって取り組むシステム作りや小規模大学でなければできないメリットを活かした指導に努めてきたが、

一般企業への就職希望者に対するインターンシップの導入については情報提供が少なかったため、より前向きな検討が必要である。また、実施している各種アンケート、特に「学生生活実態調査」の集計・分析結果を教職員に説明検討する機会を持つことにより、共通理解をさらに高め、学生指導上に役立てることにしている。

基準 5. 教員（教育研究活動、教員人事の方針、FD(Faculty Development)等）

5-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。

《5-1の視点》

- 5-1-① 教育課程を適切に運営するために必要な教員が確保され、かつ適切に配置されているか。
- 5-1-② 教員構成（専任・兼任、年齢、専門分野等）のバランスがとれているか

(1) 5-1の事実の説明（現状）

5-1-① 教育課程を適切に運営するために必要な教員が確保され、かつ適切に配置されているか。

本学における平成 22(2010)年 5 月 1 日現在の教員配置表を、表 5-1-1 に示した。全専任教員は 33 人となっており、これは大学設置基準上の必要専任教員数 19 人に対し、14 人も多く基準を満たしている。また本学では、家政学科と児童学科で教職課程を開設している。教科に関する科目の必要専任教員は、家政学科（中学校教諭、高等学校教諭、及び栄養教諭の教職課程を置く場合の特例）では 8 人以上、児童学科（小学校教諭及び幼稚園教諭の教職課程を置く場合の特例）では 5 人以上確保されている。また教職に関する科目の必要専任教員は、家政学科（中学校教諭、高等学校教諭、及び栄養教諭の教職課程を置く場合の特例）では 2 人以上、児童学科（小学校教諭及び幼稚園教諭の教職課程を置く場合の特例）では 4 人以上確保されている。さらに教職課程に関しては両学科で共用することができるので、本学では教職課程認定基準上の必要専任教員数は十分に確保され、かつ指定科目別の必要教授数等も充たし適切に配置されている。

また本学では、家政学科に栄養士養成課程、児童学科に保育士養成課程を開設しており、その教員配置を表 5-1-2 と表 5-1-3 に示した。これからそれぞれの課程での法律に基づく必要教員数が確保され、かつ適切に配置されていることが分かる。本学における教員の配置は表 5-1-1 に示したが、教員 33 人の他に、さらに助手 6 人を含めた合計 39 人が、学生の教育に携わっている。家政学科、児童学科ともに合わせて教職の現場経験ある実務家教員が 7 人配置されており、理論だけでなく、現場経験に基づいた学生への教育指導が行われている。

表 5-1-1 大学の教員配置

学部名	学科名	入学定員	収容定員	設置基準上必要専任教員	教員合計	教員構成			
						教授	准教授	講師	助教
家政学部	家政学科	40	160	6	15	4	6 (2)	5 (3)	0
	児童学科	60	240	6	18	10 (4)	7	1 (1)	0
	学科共通			7					
	合計	100	400	19	33	14(4)	13 (2)	6 (4)	0

()は女性教員の内数

平成 22 年 5 月 1 日現在

表 5-1-2 栄養士養成課程の教員数 平成 22 年 5 月 1 日現在

教育内容	配置基準	本 学	
		専 任	非常勤
社会生活と健康	専任 1 人以上 人体の構造と機能の担当は 医師 1 人以上	4	
人体の構造と機能			2(1)
食品と衛生			
栄養と健康	専任 1 人以上	1	2
栄養の指導	専任（管理栄養士）1 人以上	1(1)	
給食の運営	専任（管理栄養士）1 人以上	1(1)	2(2)
助 手	専任 3 人（2 人は管理栄養士）	3(2)	
合 計	7 人	10	6

() 資格保有者の内数

表 5-1-3 保育士養成課程の教員数 平成 22 年 5 月 1 日現在

系列	配置基準	本 学	
		専 任	非常勤
保育の本質・目的の 理解に関する科目	専任 1 人以上	3	1
保育の対象の 理解に関する科目	専任 1 人以上	1	4
保育の内容・方法の 理解に関する科目	専任 1 人以上	4	3
基 礎 技 能	専任 1 人以上	2	2
保 育 実 習	専任 1 人以上	1	0
総 合 演 習		1	0
合 計	専任 8 人以上	12	10

5-1-② 教員構成（専任・兼任、年齢、専門分野等）のバランスがとれているか。

全教員のうち女性教員は 10 人と少ないが、助手 6 人および副手 1 人は全員女性である。職位別のバランスでは、教授 14 人、准教授 13 人、講師 6 人、助教 0 人となっている。

家政・児童両学科における、開設授業科目の専兼比率を示したものが表 5-1-5 である。専門教育科目の全開設科目では、家政学科 70.79%、児童学科 68.24%、共通教養科目・外国語科目・保健体育科目の全開設科目では、家政学科 57.41%、児童学科 61.54%となっており、専任教員が兼任教員を上回っている。また共通教養科目・外国語科目・保健体育科目の必修科目における専兼比率は、家政学科では 50.00%であるが、児童学科では 28.57%と、専任教員よりも兼任教員が上回っている。特に、共通教養科目・外国語科目・保健体

育科目において、学内で適任の教員がない場合や専任の負担を軽減するために、外部からの非常勤講師によって、講義・実習が行われ、バランスを維持している。

表 5-1-4 専任教員と非常勤教員の割合 平成 22 年 5 月 1 日現在

学部名	学科名	入学定員	収容定員	在籍学生数	専任教員 (講師以上)	在籍学生数 / 専任教員数	非常勤講師		助手
							専門	教養	
家政学部	家政学科	40	160	162	15	10.8	16		4
	児童学科	60	240	216	18	12	27		2
	合計	100	400	378	33	11.5	43		6

表 5-1-5 家政学科、児童学科開設科目の専兼比率 平成 22 年 5 月 1 日現在

学部	学科	授業科目		必修科目	選択 必修科目	全開設 授業科目
家政学部	家政学科	専門教育科目	専任担当科目数 (a)	11	0	63
			兼任担当科目数 (b)	6	0	26
			専兼比率 (a/(a+b)*100)	64.71%	0.00%	70.79%
		共通教養科目 外国語科目 保健体育科目	専任担当科目数 (a)	3.5	12	15.50
			兼任担当科目数 (b)	3.5	8	11.50
			専兼比率 (a/(a+b)*100)	50.00%	60.00%	57.41%
		教職科目	専任担当科目数 (a)	15.86	0	15.86
			兼任担当科目数 (b)	2.14	0	2.14
			専兼比率 (a/(a+b)*100)	88.11%	0.00%	88.11%
	児童学科	専門教育科目	専任担当科目数 (a)	10	2	50.50
			兼任担当科目数 (b)	2	1	23.50
			専兼比率 (a/(a+b)*100)	83.33%	66.67%	68.24%
		共通教養科目 外国語科目 保健体育科目	専任担当科目数 (a)	2	14	16
			兼任担当科目数 (b)	5	5	10
			専兼比率 (a/(a+b)*100)	28.57%	73.68%	61.54%
教職科目		専任担当科目数 (a)	21.36	0	21.36	
		兼任担当科目数 (b)	9.64	0	10.64	
		専兼比率 (a/(a+b)*100)	68.90%	0.00%	66.75%	

教員の年齢構成は、表 5-1-6 の通りである。61 歳以上の教員が全体の 42.4% を占めてお

り、教授では64.3%が61歳以上である。31歳から45歳の教員数が30.3%、51歳から60歳の教員数が21.2%である。専任教員の定年は65歳であるが、平成19(2007))年度からは、定年に達した教員では、継続して勤務する場合には、再契約可能な一年の任期による雇用契約となっている。66歳以上の教員の割合が36.4%と高いのはこのような事情によるものである。また、全体に年齢構成が高齢傾向にあるが、特に年齢構成のバランスが問題とはいえない。

表 5-1-6 専任教員年齢別構成

平成 22 年 5 月 1 日現在

学部名	職位	71歳以上	66～70歳	61～65歳	56～60歳	51～55歳	46～50歳	41～45歳	36～40歳	31～35歳	26～30歳	計
家政学部	教授(人)	3	4	2	3	2	0	0	0	0	0	14
	(%)	21.4	28.6	14.3	21.4	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100
	准教授(人)	2	3	0	0	0	2	2	3	1	0	13
	(%)	15.4	23.1	0.0	0.0	0.0	15.4	15.4	23.1	7.7	0.0	100
	講師(人)	0	0	0	1	1	0	1	0	3	0	6
	(%)	0.0	0.0	0.0	16.7	16.7	0.0	16.7	0.0	50.0	0.0	100
	助教(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100
	計(人)	5	7	2	4	3	2	3	3	4	0	33
	(%)	15.2	21.2	6.1	12.1	9.1	6.1	9.1	9.1	12.1	0.0	100

(2) 5-1の自己評価

現在の教員数は、大学設置基準あるいは各教員養成課程基準または栄養士養成課程基準の教員配置数を上回っており、教育を行う上で必要な教員を確保しているのは評価できる。しかし、教員のバランスには、改善すべき余地が残されている。特に、年齢構成にややバランスを欠いている面が見られるので、将来の教員の採用に当たっては、このような面も考慮していかなければならない。

また、家政・児童学科ともに非常勤の教員に依存する割合が高く、この状態を改善する必要がある。このことは開講科目専門担当の教員の分布に偏りがあることを示している。特に、卒業必修となる科目で専任教員が担当していない科目があることは問題となる。栄養士養成課程では、養成基準の最低基準を満たしているが、分野によっては補充が必要な分野があり、教育内容の充実のためには補充が必要とされる。

(3) 5-1の改善の方策(将来計画)

本学の教員構成の問題は、年齢構成のバランスを是正することである。採用に際して年齢を考慮して行く必要がある。平成22(2010)年度には、30歳代の若手教員5人を採用しており、改善が図られている。また、家政学科では分野別の必要教員数を見直し、是正を図っていく。家政・児童両学科ともすべての卒業必修科目の担当に、専任教員を充てられるよう改善することが肝要である。

5-2. 教員の採用・昇任の方針が明確に示され、かつ適切に運用されていること。

≪5-2の視点≫

5-2-① 教員の採用・昇任の方針が明確にされているか。

5-2-② 教員の採用・昇任の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

(1) 5-2の事実の説明(現状)

5-2-① 教員の採用・昇任の方針が明確にされているか。

「東北女子大学教員選考規程」の定めに従って、本学教授を以て組織し、学長が委員長となる人事委員会の審査に基づいて理事長が行うことになっている。

「採用」については退職者の補充を中心に、大学設置基準で求められる資格を満たす候補者の中から、大学・学科の教育方針及び各教員養成基準、栄養士養成基準に示される教員配置等を考慮して行っている。

従来の教員採用では、学内外の大学と関係の深い関係者からの推薦にもとづいて人選をしていたが、平成21(2009)年度には、教員の募集に当たり、主要な関係各大学に、募集要項を送付し推薦を依頼する他、独立行政法人科学技術振興機構のJREC-INに会員登録してインターネット上でも公募し、教員の採用を実施した。

採用者の職位の決定については、前記「教員選考規程」及び東北女子大学「教員資格の審査基準に関する内規」に基づき所定の審議を経て行われている。

内部昇任については、年一回、学長が推薦した候補者を人事委員会が東北女子大学「教員資格の審査基準に関する内規」の資格基準に照らして審議し、承認の得られた者について教授会の議を経て、理事長に昇任を申請する手続きを経て発令されている。

5-2-② 教員の採用・昇任の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

「採用」・「昇任」については、①で記したように「東北女子大学教員選考規程」及び東北女子大学「教員資格の審査基準に関する内規」に基づいて人事委員会の審査承認、教授会の議を経て理事長に昇任申請して発令される手続きをとりながら適切に運用されている。

(2) 5-2の自己評価

「東北女子大学教員選考規程」及び東北女子大学「教員資格の審査基準に関する内規」は、大学設置当時に制定されて以来、改正されないまま運用されてきたが、近年の大学設

置基準、学校教育法の大学関連規定の改正等及び教員人事管理の公正さと教育研究活動に対する意欲の向上を図る立場から、上記の「選考規程」及び「審査基準に関する内規」の改正を平成 20(2008)年に行い実施に至ったところであり、効果の検証には今少しの時間を要する段階にある。

(3) 5-2の改善・向上方策（将来計画）

今後 2~3 年間の実績を踏まえながら、専攻分野の異なる教員及び教育研究経歴の大きく異なる教員の業績評価等についての適切さ等についても、さらに検討を続け判断することとする。

教員採用についても、本学の教育方針を理解する教員を広く募集するために、完全な公募制に移行するよう検討する。

5-3. 教員の教育担当時間が適切であること。同時に、教員の教育研究活動を支援する体制が整備されていること。

≪5-3の視点≫

- 5-3-① 教育研究目的を達成するために、教員の教育担当時間が適切に配分されているか。**
- 5-3-② 教員の研究活動を支援するために、TA (Teaching Assistant)・RA (Research Assistant) 等が適切に活用されているか。**
- 5-3-③ 教育研究目的を達成するための資源（研究費等）が、適切に配分されているか。**

(1) 5-3の事実の説明（現状）

5-3-① 教育研究目的を達成するために、教員の教育担当時間が適切に配分されているか。

本学では、月曜日から土曜日まで講義が行われており、家政学科と児童学科の1週間の時間割は、延べ27コマで構成されている。なお1コマの時間数は2授業時間で、1授業時間は45分である。講義・演習科目は1コマ（2授業時間）で配置されているが、実験・実習科目は1.5コマ（3授業時間）で構成されている。ただし、旧カリキュラムの4年次で開講されている演習科目「情報通信ネットワーク(2)」は前期1コマ（2授業時間）、後期2コマ（4授業時間）で配置されている。

実習科目では、原則として教員1人に対して、助手1人が配属され、当該教員を支援している。特に実験・実習科目では、授業の延長や進度の遅い学生に対する補習などによって学生の指導を行っている。

表5-3-1には、各教員の担当授業時間数を示している。平成22(2010)年5月1日現在の授業時間数は、最高20時間、最低4時間、平均して10.9時間である。本学園の就業規則による大学教員の責任担当時間数は14時間（7コマ）となっている。平均的に責任担当時間数を超過してはいない。授業時間数が最低の教授は、学長職を兼務しているためであり、授業時間数が最低の准教授は、併設の短期大学等の授業も担当しているためである。また

授業時間数が最高の准教授は、情報系実習科目を担当し、実習室のコンピュータの台数の関係上、2班に分けて授業を行っているためである。

表 5-3-1 学部専任教員 1 週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均）

	授業時間数 (時間)			備考
	教授	准教授	講師	
最高	16.0	20.0	14.0	1 授業時間 45 分
最低	4.1	4.0	8.5	
平均	10.6	10.9	11.3	
責任授業時間数	14.0	14.0	14.0	

※家政学部専任教員 33 人

(平成 22 年 5 月 1 日現在)

5-3-② 教員の研究活動を支援するために、TA (Teaching Assistant)・RA (Research Assistant) 等が適切に活用されているか。

本学は大学院を設置していないこともあり、TA 制度は導入していない。

5-3-③ 教育研究目的を達成するための資源（研究費等）が、適切に配分されているか。

教育研究目的のための研究費の状況は表 5-3-2 に示すとおりである。教育研究費総額は、明示されていないが、平成 20(2008)年度より個人研究費については教育職員に一律 30 万円支給されることになった。個人研究費の支給については、柴田学園研究費支給規定に基づいて行われている。個人研究費は、学会等の研究旅費ならびに研究に要する消耗品および図書の購入として使われるが、物品の購入に使用できるのは 20 万円までとなっている。

表 5-3-2 学内研究費の配分状況

研究費内訳	平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
	研究費(円)	研究費総額に対する割合(%)	研究費(円)	研究費総額に対する割合 (%)	研究費(円)	研究費総額に対する割合(%)
研究費総額	1,438,715	100.0	5,280,155	100.0	6,471,098	100.0
個人研究費	1,438,715	100.0	5,150,155	97.5	5,741,098	88.7
共同研究費	—	—	—	—	—	—
受託研究費	—	—	—	—	600,000	9.3
科学研究費補助金	—	—	130,000	2.5	130,000	2.0

(2) 5-3の自己評価

本学の教員一人当たりの担当時間数は、平均すると約 11 時間 (5.5 コマ) である。概ね妥当な持ち時間数であるが、20 時間の教員もおり教員間で持ち時間の差が大きい。担当授業時間については、一人の教員が担当する科目数、受講者数、科目の内容等により、講義準備、学生のレポートの採点、論文指導、卒業論文担当学生数などによっても、教員の負担は異なってくる。さらに、本学ではクラス主任制をとっており、クラス主任となっている教員とそうでない教員とで学生指導に関わる時間が大きく異なってくる。

また、教員の一部は、学内の学務分掌により委員会組織の委員として業務を行う以外に学務課・学生課などの部署に配属され事務業務に携わっている。教員と事務職員が一体となって教育研究体制を支えてゆくことが重要であることはいままでもないが、教員の事務業務への関与が大きくなると、それらの負担は大きく、教員が本来の学生の教育指導また研究に十分力を発揮できないことになる。したがって、その負担は講義担当時間数だけでは計れないものがある。

研究教育の目的を達成するための個人研究費の支給が行われるようになったことは、評価できる。

(3) 5-3の改善・向上方策(将来計画)

現在、最も大きな課題は、学務課および学生課において事務業務に携わっている教員の負担を、事務職員の拡充などにより軽減することである。

研究費の配分等についても、学科会議等で各学科の特徴をいかして、その用途について決定・実行できるように変更することが急務である。

5-4. 教員の教育研究活動を活性化する取組みがなされていること。

≪5-4の視点≫

- 5-4-① 教育研究活動の向上のために、FD 等の取組みが適切になされているか。
- 5-4-② 教員の教育研究活動を活性化するための評価体制が整備され、適切に運用されているか。

(1) 5-4の事実の説明(現状)

- 5-4-① 教育研究活動の向上のために、FD 等の取組みが適切になされているか。

〔学生による授業評価〕

本学では平成 19(2007)年度に「自己点検・自己評価委員会」を立ち上げたが、それ以前には、FD 等の具体的取組は行ってはこなかった。すなわち、教員に対して研修や研究を行うなどの組織的取組みは大学としては実施してこなかった。これまでの経緯としては、平成 19(2007)年度に学生による受講科目に対する「授業評価アンケート」を行い、授業担当教員に集計結果を明示することで、教員個人が教育研究のための研鑽を積む資料として活用してきた。また、この個別のアンケート結果を、様々な視点による集計分析する作業を行うことで、教員個人はもとより、教育研究機関としての大学全体が抱えている実情を

明らかにして、それを『授業評価アンケート実施報告』にまとめ、それをもとに平成20(2008)年6月に全教職員を対象に「学生による授業評価の集計結果についての検討会」を実施して研修を行った。

平成21(2009)年度には2回目の「授業評価アンケート」を実施し、授業担当教員に集計結果を通知するとともに、集計、分析については前回と異なる視点から全体の評価傾向をより詳しく見るために、個別の授業、学年、学科別、授業形態別及び質問項目間のクロス集計等の分析評価をすすめ、『授業改善』の調査報告書に纏めて全教員に配布し、大学全体のカリキュラム改善にも活用している。

本調査は、本学が開講している全科目（卒業研究、臨地臨床実習、旧教養科目を除く）が対象で、その質問項目は、授業内容の理解度、目的目標の明確さ、方法・教材の工夫、学生自身の取り組み状況等と総合的満足度の14項目である。その分析結果は、家政学科と児童学科、学年間、選択と必修、「共通教養科目」と「専門教育科目」及び「教科に関する科目」と「教職に関する科目」等の間で評価得点の差が少しずつ見られる。2～3の例を挙げれば、家政学科と児童学科の比較では児童学科が高得点を示している。授業形態別では両学科とも講義より演習が高得点を得ている。なお、平成20(2008)年度入学生より新カリキュラムが適用されているが、選択・必修科目別では、両学科とも前期は選択科目、後期は必修科目の獲得ポイントが高くなっている。また、家政学科の学生の興味・取り組みの平均点では、教職科目より専門科目が高く、児童学科では授業評価全般で平成19(2007)年度は教職科目、平成21(2009)年度は専門科目が高得点を得ている。

最終評価項目の「総合満足度」については、平成19年、平成21年度とも、全科目平均が5点満点中4点台を維持している。平成21年度後期に限れば従前よりポイントがさらに上昇して4.2に達している。また、両学科とも8割を超える科目が4.0以上に集中しており、児童学科では、4.5以上の科目が最も多く天井効果を示している特徴も見られる。

【授業研修（公開授業）】

平成21(2009)年度に、教育の内容及び方法の改善を図り、教員の教育力の向上を図ることを目的とした全学的組織として授業改善（FD）委員会を立ち上げ設置した。それ以後、教員個人はもとより、教育研究機関としての大学全体の教育研究活動の向上のために、概ね1ヵ月に1回の割合で「授業研修（公開授業）」を行っている。これは、FD委員会が指名した教員の授業を参観研修するというものである。時間割に従って実施されるので、その時間帯に授業の無い教員が授業研修に参加するという方法で行っている。

【講演会等への参加】

FDに関係する講演会やシンポジウムにも教員が積極的に参加するよう推奨して、教員一人一人の意識改革にも努めている。

5-4-② 教員の教育研究活動を活性化するための評価体制が整備され、適切に運用されているか。

前述したように、本学では平成19(2007)年度に「自己点検・自己評価委員会」を立ち上げ、平成20(2008)年6月に全教職員を対象に「学生による授業評価の集計結果についての

検討会」を実施し研修を行った。その限りで、教員の教育研究活動を活性化するための評価体制の整備が始まったということではある。ただ、授業評価の集計結果についての検討会等を踏まえた組織的検討課題の抽出などは十分には行われた訳ではない。そのため、学生に対するフィードバックも十分とは言いがたい状況にある。

平成 21(2009)年度に、全学的組織として授業改善 (FD) 委員会を設置したことにより、教員の教育研究活動を活性化するための評価体制が整備された。学生による「授業評価アンケート」を行い、授業担当教員に集計結果を明示するとともに、その総括研修の実施。それに加えて公開による「授業研修」を概ね1ヵ月に1回の割合で実施し、教員の教育研究活動を活性化するための評価体制は適切に運用され始めた。

(2) 5-4の自己評価

教員の教育研究活動を活性化するために、平成 21(2009)年度に全学的組織としての授業改善 (FD) 委員会を設置し、評価体制等の組織的な整備がなされたことは評価できる。また授業の内容及び方法の改善・向上のために学生による「授業評価アンケート」の第2回目を実施し、授業担当教員に集計結果を明示して第1回目の結果と比較できるようにするとともに、その全体を総括した『授業改善』の調査報告書を配布して研修に供していると同時に、公開「授業研修」を概ね1ヵ月に1回の割合で実施して、教員の教育研究活動を活性化するための評価体制は適切に運用し始めたことは評価できる。

(3) 5-4の改善・向上方策 (将来計画)

全教職員が、教員のFDに対する全学的な取り組み方針と内容を共通理解することが重要なので、FD委員会が中心になって、更にこれを徹底させることが必要である。そのため、新たなFDに対する具体的な取り組みを立案、実施していく必要がある。

個別的には授業研修 (公開授業) への参加出席者が、当初の予想に反して少ないことから、前述の点からも、多くの教員の参加を促すため、ある程度、強制を伴う方策を打ち出す必要がある。また、FDに関係する講演会やシンポジウムへの参加の成果を、学内にその情報を提供して行く機会を設ける必要もある。

[基準5の自己評価]

教員数では大学設置基準および教育職員免許法に定める必要な教員数は満たしており、また専門分野での教員の配置は概ね良好で、教育目的を実現する機能を果たしている。また、教員の教育担当時間数も妥当なものである。しかし、一部の専門分野では基準数を超える+ α の教員数が不十分だったり、主要授業科目に専任担当者がいない場合があったりする。また、教員の年齢構成にややバランスを欠く傾向が見られる。さらなる教育の充実を図るためには、今後こうした点を考慮した教員の採用が必要になる。

教員の教育研究の活性化は個々の教員に任せられ、組織的には行われてはいない。また教員の研究活動は必ずしも活発とはいえない。FDでは学生による「授業評価」が導入されているが、現在その精確な解析と教員及び学生に対するより一層効果的なフィードバックの方法を検討しているところである。

【基準5の改善・向上方策（将来計画）】

教員の年齢のバランスがやや崩れており、今後の教員の採用に際しては、このような点を考慮して行う。

大学として研究活動を活発化する組織的な取り組みが必要であり、それとともに教員の研究教育活動を評価する仕組みの構築について検討する。

基準 6. 職員（教育研究支援、職員人事の方針、SD(Staff Development)等）

6-1 職員の組織編制の基本視点及び採用・昇任・異動の方針が明確に示され、かつ適切に運営されていること。

《6-1の視点》

- 6-1-① 大学の目的を達成するために必要な職員が確保され、適切に配置されているか。
- 6-1-② 職員の採用・昇任・異動の方針が明確にされているか。
- 6-1-③ 職員の採用・昇任・異動の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

(1) 6-1の事実の説明（現状）

6-1-① 大学の目的を達成するために必要な職員が確保され、適切に配置されているか。

平成22(2010)年5月1日現在、本学の事務局の人員配置は図6-1-1のようになっている。学園全体の人員配置とのバランスの中で、大学職員の適切な人員確保と配置に努めている。

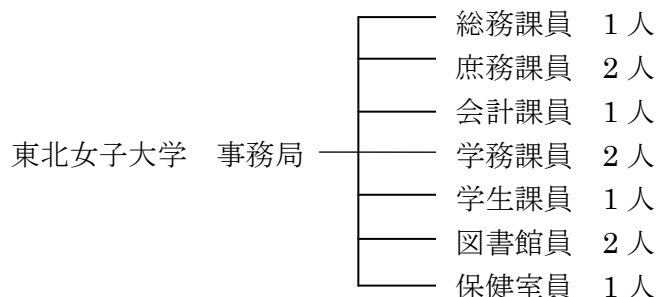


図 6-1-1 事務局の人員配置

6-1-② 職員の採用・昇任・異動の方針が明確にされているか。

職員の採用・昇任・異動については、法人本部の基本的方針に基づき、教職員任免規程により、各所属長と調整した上で遂行している。職員の採用に関しては、小規模の大学であるため定期的な採用は行っていないが、補充が生じた際新人職員の採用を実施している。

平成18(2006)年度からは、定年退職者を対象とした高年齢者雇用安定法(改正高齢者法)に基づき、再雇用制度を導入している。

6-1-③ 職員の採用・昇任・異動の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

採用・昇任・異動に関する規程としては、「職員就業規則」、「教職員任免規程」、「事務分掌規程」があり、適切に運用している。

(2) 6-1の自己評価

法人本部・大学事務局のそれぞれの組織が、より一層の組織強化を図るためには、大学事務局内の異動はもとより、学園内の人事交流を積極的に行うことが必要である。更に各業務に高い専門性が求められていることから、学内研修、学外研修への機会を設ける必要がある。

(3) 6-1の改善・向上方策（将来計画）

本学は、小規模校ということもあり、少数精鋭でやってきたが職員数が足りているとはいえない。加えて年齢構成が高いため、中堅職員が不足しており、バランスのとれた年齢構成にするために、新卒者の採用の他に中堅者の採用を行う必要がある。これにより積極的な人事交流が可能となる。

6-2. 職員の資質・能力の向上のための取組み（SD等）がなされていること。

《6-2の視点》

6-2-① 職員の資質・能力の向上のための研修、SD等の取組みが適切になされているか。

(1) 6-2の事実の説明（現状）

新規採用の職員については、採用後に学園の創立者柴田やすの業績などが書かれた「ここに人ありき 柴田やす伝」を配付し、建学の精神及び本学園の歴史、就業規則等を理解してもらおう研修を実施している。

この新任研修のほかに、日本私立大学協会東北支部の事務研修会に、若手職員を中心に毎年参加している。

(2) 6-2の自己評価

新任研修は実施しているが、それ以外を対象とした学内研修の必要がある。また日本私立大学協会等で行われている外部研修会への積極的な参加が求められる。

(3) 6-2の改善・向上方策（将来計画）

新任研修は今後も継続し、経費等の問題もあるが今後も日本私立大学協会東北支部事務研修会に参加し、他の外部研修会への参加の機会を増やしていく必要がある。またSD委員会を立ち上げ、スキルを高め問題点の共有化を図ることが必要である。

6-3. 大学の教育研究支援のための事務体制が構築されていること。

《6-3の視点》

6-3-① 教育研究支援のための事務体制が構築され、適切に機能しているか。

(1) 6-3の事実の説明（現状）

教授会には、事務長が陪席し、教授会の内容・資料を職員に伝達し、共通理解に努めて

いる。

事務局・学務課・学生課・保健室・図書館事務室の職員は、学生と直接接する業務を行っており、学生の生の声を各委員会に届けている。

大学職員の勤務体制は8時30分～17時までであるが最終講義が17時30分（土曜日を除く）となっているため、学務課職員は、早番・遅番制をとり対応している。また図書館職員は、平成20(2008)年度から開館時間を18時30分（土曜日を除く）まで延長したことからフレックスタイムを導入し、平日18時30分までの勤務体制をとり学生への便宜を図っている。

（2）6-3の自己評価

大学の全入時代を迎え、厳しい教育環境の中、教員と職員が共通認識をもち、改善に取り組み一層の協力体制を確立する必要がある。特に本学の特徴である、学生へのきめ細かい助言指導を教職員が一致協力して実行してきたことが、高い就職率等の維持に結びついているので、大学内の組織間の有機的な連携協力による一体的協働体制が教育研究支援によく機能していると評価できる。

（3）6-3の改善・向上方策（将来計画）

平成20(2008)年度からカリキュラムのスリム化、また多様化する学生のニーズに対応するためカリキュラムの見直しを図り、同じく平成20(2008)年度入学生から児童学科で保育士資格も取得できるようになった。家政学科については近年志願者の管理栄養士へのニーズが高まっていることから、管理栄養士コースを立ち上げニーズに応えるため、学生数の確保に繋げることにしている。

学生サービスの点では、平成20(2008)年度から図書館の閉館時間を18時30分（土曜日を除く）に見直し、これに伴い図書館職員の勤務体制にフレックスタイムを導入したが、平成22(2010)年6月の新校舎完成を機にICタグによる図書館システムの再構築を行い、IC対応の自動貸出等の充実により、学生への支援体制を強化していき、更なる開館時間の延長に取り組む。

【基準6の自己評価】

本学は小規模大学ではあるが、取り扱い事務の種類は中規模大学とほとんど変わらないので、一人ひとりの職員は専門分化された特徴的担当業務のほか、様々で広範な事務を守備範囲としながら業務を遂行しているが、遅滞無く適正に処理されている点で評価できる。

また、昇任・異動等については、職員数が少ないながらも適宜行っている。

【基準6の改善・向上方策（将来計画）】

今後、大学の生き残りをかけ、淘汰されないためにも職員の増員と資質向上は必須であるが、職員の増員については固定経費の増加に繋がるので慎重を期すべきである。今後は年齢構成の高年齢化を解消するための取り組みを中心に行っていく。また、日常業務に取り組む責任意識の強化と一層の能力向上を進める。

基準 7. 管理運営（大学の管理運営体制、設置者との関係、設置者の管理運営体制等）

7-1. 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能していること。

《7-1の視点》

7-1-① 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

7-1-② 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

（1）7-1の事実の説明（現状）

7-1-① 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

大学では、学長の下に、家政・児童の両学科長、図書館長及び学務課長・学生課長を置き事務局には、事務長を配している。管理運営上の諸問題については、学務委員会で協議・検討を行っている。

理事会は通常年4回（3月・5月・9月・12月）の定例理事会及び必要に応じて臨時理事会を開催し、法人の事業計画・予算・決算をはじめ、財産の管理・運営・寄付行為や重要な資産の処分、設置している各学校の学部・学科に関することについて審議・決定を行うほか、学則変更に係わる重要事項の審議決定を行っている。監事は年4回出席し、法人の業務等の監査を実施している。

評議員会は、年3回（3月・5月・12月）定例会を開催するほか、必要に応じて臨時評議員会を行う。評議員会には、予算・決算及び事業計画、重要な資産の処分などを諮っている。

7-1-② 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

理事定数は、寄付行為により5人以上7人以内と定められており、選任区分は、第1号理事「この法人の前身たる財団法人柴田学園の設立当初より理事であった者のうち2人を理事の過半数の議決を以て選任する。但し該当者がいないとき又は理事の職務を行うに故障あるときにはこの限りでない」、第2号理事「この法人の経営する学校の学長又は校長のうち理事となるものは1人とし理事の過半数の議決を以て1人を選出する」、第3号理事「評議員のうちから選任する理事は理事の過半数の議決を以て1人を選出する」、第4号理事「前三項の規程により選任された理事以外の理事はこの法人に関係ある学識経験者のうちから理事の過半数の議決を以て選任する。」となっている。

平成22（2010）年5月1日現在の現員は、5人で内3人が常勤である。選任区分は第2号理事1人、第3号理事1人、第4号理事3人となっており、理事の任期は2号理事を除き4年である。理事長は、理事の過半数の議決により選任される。

また理事長以外の理事は、この法人の業務についてこの法人を代表しないこととし、理

事の代表権の制限をしている。

監事定数は2人であり、「監事は、この法人の理事、職員（学長（校長）、教員その他の職員を含む。以下同じ）又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事会が選任する。」と定められている。

平成22（2010）年5月1日現在、非常勤2人が選任されている。2人とも理事・評議員・職員との兼務はなく、任期は4年となっている。

評議員の定数は15人以上20人以内であり、選任区分は、寄付行為により、第1号評議員「この法人の職員（この法人の設置する学校の学長・校長・教員及びその他の職員を含む）のうちから選任された者6人以上8人以内」、第2号評議員「この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25歳以上のものうちから選任された者1人以上2人以内」、第3号評議員「理事4人」、第4号評議員「この法人に関係ある学識経験者のうちから選任された者4人以上6人以内」と定めている。

評議員会の議長は、評議員の互選で選任されている。評議員の選任については、第1号・第2号及び第4号に規定する評議員は理事の過半数をもって選任する。

平成22（2010）年5月1日現在の現員は、第1号評議員6人、第2号評議員1人、第3号評議員4人、第4号評議員4人の合計15人で、任期は4年である。

（2）7-1の自己評価

法人の管理運営については、理事会を中心に、評議員会が補佐し、予算・決算、学部・学科の新設等、さらに法人の財産管理・運用及び運営に関する方針を決定し、法人本部事務局との調整を取りながら適切な管理運営を行っている。

（3）7-1の改善・向上方策（将来計画）

教育機関に対する社会の環境の変化が激しく、社会の要請に応えるためには法人の意思決定は的確な判断とスピードが求められる。そのためには、役員会の開催回数を増やすとともに、現員を定数の上限に近づけ高い見識を備えた人材を確保し、運営体制の整備を進める必要がある。

7-2. 管理部門と教学部門の連携が適切になされていること。

《7-2の視点》

7-2-① 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

（1）7-2の事実の説明（現状）

管理部門として法人本部が設置され総務課・庶務課・経理課で構成されている。同室内で常に密接に連携して業務を遂行している。

教学部門としては、学務委員会、各委員会があり必要が生じた時、随時開催し検討事項を教授会へ諮り、決議され学長のもとで運営されている。

管理部門と教学部門の連携については、大学の教員が役員と兼務、又評議員にも就任している関係で互いに、問題と情報を把握し、意思の疎通を図っているため、連携は円滑かつ適切に行われている。

(2) 7-2の自己評価

大学所属の理事が1人、評議員には4人就任している関係で議案等について双方の考えを尊重しつつ協議、調整を行っており、連携は適切に機能している。

(3) 7-2の改善・向上方策（将来計画）

高等教育機関に対する社会の変化は、少子化に伴う志願者数や入学者数の減少、及び大学の増加や学部・学科の増設の影響で全入時代を迎え、特に地方の小規模校の学生確保が厳しい状況下にある。この中で安定的な学生数を維持するためには、管理部門と教学部門が共に危機意識を共有し連携を図りながら、本学の特徴を社会に継続してアピールしていく必要がある。

7-3. 自己点検・評価等のための恒常的な体制が確立され、かつその結果を研究教育をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築されていること。

《7-3の視点》

- 7-3-① 教育研究活動をはじめ大学運営の改善・向上を図るために、自己点検・評価の恒常的な実施体制が整えられているか。
- 7-3-② 自己点検・評価の結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築され、かつ適切に機能しているか。
- 7-3-③ 自己点検・評価の結果が学内外に適切に公表されているか。

(1) 7-3の事実の説明（現状）

- 7-3-① 教育研究活動をはじめ大学運営の改善・向上を図るために、自己点検・評価の恒常的な実施体制が整えられているか。
- 7-3-② 自己点検・評価の結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築され、かつ適切に機能しているか。

平成18(2006)年9月に設置された東北女子大学自己点検自己評価委員会が中心となり、日本高等教育評価機構の評価基準に従って、平成19(2007)年度に初めて自己点検・評価報告書を取りまとめた。これを機会に、本学の自己点検・自己評価委員会規則が整備され、また平成20(2008)年度には、本学の教育活動の質的向上を図ることを目的として、教育改善(FD)委員会が設置され、教員相互の授業参観を実施し、授業の改善に役立っている。本学の学務課では、平成19(2007)年度から、教員が授業改善のための資料として活用する「授業評価アンケート」を毎年実施し取りまとめて報告しており、教員の授業内容や授業方法の改善に役に立っている。さらに、学生委員会では、学生の生活の様子を把握し、今後の就学や大学生活の充実を目的とした「学生生活に関する実態調査」を平成19(2007)年度に実施しており、学生の要望を取り入れてカリキュラムの見直しをはじめ、学生の生活支援に役立っている。

なお、平成22(2010)年度大学機関別認証評価の受審に際しては、東北女子大学自己点検・評価委員会が中心となって、前回の経験を生かし、全学的にかつ総合的に継続して自己点検・評価に望む適切な体制が整えられている。

このように、教育研究活動の大学運営の改善及び水準の向上を図るために、自己点検・評価の恒常的な実施体制が整えられ、自己点検・評価の結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築されている。

7-3-③ 自己点検・評価の結果が学内外に適切に公表されているか。

日本高等教育評価機構の評価基準に従って、平成 19(2007)年度に初めて自己点検・評価報告書を取りまとめ、平成 19(2007)年度自己点検・評価報告書を平成 20(2008)年 6 月に刊行し、日本高等教育評価機構会員大学等 105 校に送付し公表した。

(2) 7-3の自己評価

本学では、自己点検・評価のための恒常的な体制は確立されつつあると認識している。しかし自己点検・評価の結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みをより強固にするためには、教職員が一体となって、自己点検・評価に取り組まなければならない。いかに直面する問題点や課題を全学一丸となって組織的に改善を図るかが求められる。また多くの教員や職員が報告書の作成に関わることで、改善事項の理解を深めることに繋がる。

(3) 7-3の改善・向上方策(将来計画)

自己点検・評価の報告書を刊行するサイクルを例えば 4 年に 1 回と決め、その周期ごとに大学の研究教育活動や管理運営などの見直しの契機にしたい。また、授業評価等の FD 活動を教職員・学生・保護者等へ開示して大学としての取り組みを公表するべきと考える。

[基準 7 の自己評価]

大学の管理運営とその体制については、小規模校の特徴を生かし、各部門、各部署と連携を密にしており、法人全体の組織運営は、適切に行われている。

自己点検・評価等については、改善の方向を明確に打ち出していくことにより、教育水準の維持・向上を目指す取り組みがなされ、またそれとともに施設・設備面での改善も協議され、新校舎移転を遅滞なく達成する上での効果があったと思う。

[基準 7 の改善・向上方策(将来計画)]

教育・研究体制の環境をより整えるためには、教職員の多くが常に改善を心がける姿勢が必要である。また外部の助言等も積極的に受け入れ、自己評価の見直しを進めていく方針である。

基準 8. 財務（予算、決算、財務情報の公開等）

8-1. 大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を有し、収入と支出のバランスを考慮した運営がなされ、かつ適切に会計処理がなされていること。

《8-1の視点》

- 8-1-① 大学の教育研究目的を達成するために、必要な経費が確保され、かつ収入と支出のバランスを考慮した運営がなされているか。
- 8-1-② 適切に会計処理がなされているか。
- 8-1-③ 会計監査等が適切に行われているか。

(1) 8-1の事実の説明（現状）

8-1-① 大学の教育研究目的を達成するために、必要な経費が確保され、かつ収入と支出のバランスを考慮した運営がなされているか。

本学の平成 21(2009)年度決算における資金収入の主なものは、授業料等の学生生徒等納付金収入 3 億 9,101 万円、国と地方公共団体からの補助金収入 6,291 万円、資産運用収入 373 万円、手数料収入 183 万円、私立大学退職金財団交付金などの雑収入 122 万円で、平成 21 年度資金収入合計は、4 億 6,086 万円となった。

支出の部では、人件費支出 2 億 7,542 万円、教育研究経費支出 4,904 万円、管理経費支出 1,816 万円、新校舎建築に係る施設関係支出 13 億 3,654 万円、設備関係支出 887 万円で、平成 21(2009)年度資金支出合計は 17 億 386 万円、収支差額は新校舎建築関係支出が発生したことにより 12 億 4,300 万円の支出超過となった。

平成 21(2009)年度消費収支の収入の部は、帰属収入合計が 4 億 6,116 万円となり、帰属収入から基本金組入額 2 億 1,571 万円を控除した消費収入の部合計は、2 億 4,544 万円となった。

消費支出の部合計は 3 億 7,701 万円となり、1 億 3,157 万円の消費支出超過となったが、これは新校舎関連の基本金組入額が発生した一時的現象であり、新校舎関連の基本金組入額を控除すると消費収入超過となり、健全な収支バランスとなる。

学園全体では、独立採算制を目指しているが、収支の悪化している部門が複数あり、今後継続して運営して行くためには生徒数の増を大前提とする、早急な立て直しが課題である。

8-1-② 適切に会計処理がなされているか。

本学園では、公認会計士 2 人による監査を受け学校法人会計基準及び企業会計原則にのっとった会計処理が適正に行われている。

8-1-③ 会計監査等が適切に行われているか。

本学園の会計監査は公認会計士 2 人によって行われ、全ての元帳及び帳票書類等の照合、図書館書籍・通帳等の実査、計算書類照合等細部に渡り実施されている。年度内の中間監査時に疑問点をその都度質問また確認し、正確な会計処理についての、適切な指導・助言を受けているので会計処理の適正化、迅速化が図られている。また監事による内部監査も

実施されている。

(2) 8-1の自己評価

本学の平成 21(2009)年度の資金収入は、学生生徒等納付金収入の割合が 84.8%、補助金収入 13.7%、合わせて 98.5%と極めて高い。他の収入の割合が少ないことは、収入の基盤である学生数の確保が安定的な運営を維持するための絶対条件であるといえる。

日本私立学校振興・共済事業団の「平成 21(2009)年度版 今日の私学財政」によると、単一学部で家政学部 500 人までの規模の大学の全国平均を見ると、帰属収入に占める消費収入の割合は、学生生徒等納付金 74.9%、補助金 14.2%であり本学は、学生生徒等納付金 84.8%、補助金 13.6%となり学生生徒等納付金に依存している体質がうかがえる。帰属収入に対する消費支出の全国平均は、人件費比率 71.8%、教育研究経費比率 25.4%、管理経費比率 8.9%となっており、本学は人件費比率 59.9%、教育研究経費比率 15.9%、管理経費比率 5.4%である。本学の教育研究経費の比率は全国平均より低くなっているが、その要因としては独立採算制をとっていないことにより他部門の人件費比率の高さ、ことに平成 21 年度決算では青森県私立学校教職員退職金財団の業務方法書が、平成 21(2009)年 3 月 12 日付で改正され、平成 21(2009)年 4 月 1 日に施行されたことにより、退職手当資金の累計額が負担金の累計額を上回る場合には、その超過額を脱退時に「特別納付金」として納入しなければならないことになった。新たな基準の適用による退職給与引当金の増加額 4 億 2,606 万円が発生したことにより学園全体で 103.6%の高い数値となったことと、新校舎建築工事のための蓄財などにあり、今後教育研究経費の大幅な増額を図っていく必要があるが新校舎建築後には、減価償却額の増加等により、大幅な回復が見込まれている。

更に私立学校の会計に精通した公認会計士による監査が行われているため、これまでも適正な会計処理が実施されてきた。

(3) 8-1の改善・向上方策（将来計画）

平成 22(2010)年 6 月に新校舎が完成し、建設費は自己資金の持ち出しと日本私立学校振興・共済事業団からの借入 5 億円を予定している。

今後は、借入金返済、借入利息の支出が発生し財政的に厳しくなる恐れがあるため、独立採算制への検討をはじめとし、遊休資産の有効活用やカリキュラム改革などにより、少子化の流れの中で、どのようにして入学者を定員数確保できるか教職員が一丸となり取り組む必要がある。

8-2. 財務情報の公開が適切な方法でなされていること。

《8-2の視点》

8-2-① 財務情報の公開が適切な方法でなされているか。

(1) 8-2の事実の説明（現状）

平成 21(2009)年度決算については、消費収支計算書と貸借対照表を学園報「にわうるし」で教職員・学生・父母等に開示する。また法人本部事務局に備え付けており、事業報告書ならびに財産目録等と同様申し出により閲覧できる環境を整えている。

(2) 8-2の自己評価

在学生はもとより、各高校及び高校生へ学校案内の資料のひとつとして同封している。

(3) 8-2の改善・向上方策（将来計画）

これまでは、「短大学園たより」により開示してきたが、平成 22(2010)年度から学園報「にわうるし」での開示とともにホームページ上でも閲覧できる方向で検討を進めている。また内容についても資金収支計算書をはじめとする計算書類等を平明な説明と共に、併せて開示することで検討を進めている。

8-3. 教育研究を充実させるために、外部資金の導入等の努力がなされていること。

《8-3の視点》

8-3-① 教育研究を充実させるために、寄附金、委託事業、科学研究費補助金、各種 GP (Good Practice) などの外部資金の導入や収益事業、資産運用等の努力がなされているか。

(1) 8-3の事実の説明（現状）

委託事業として、平成 21(2009)年度に県から委託を受け県民を対象とした食育啓発活動を実践する「青森県食育啓発事業」を実施したが、平成 22(2010)年度も継続事業となる。

学園が所有している土地の一部を駐車場として貸し出ししたり、また建物も一部有効活用し、施設設備利用料収入を得ている。寄附金は学園にとって重要な外部資金となるが、実学を旨とする女子大学であることや、地域性により中々進まないのが現状である。

(2) 8-3の自己評価

主なものは補助活動事業収入をはじめとする事業収入がある。学園の中では一部赤字事業もあるが、全体としては順調に展開しているので、教育研究活動を充実させる財源の一部となっている。

(3) 8-3の改善・向上方策（将来計画）

事業収入の充実を維持しつつ今後は、本学が女子大学という特性もあり寄附金を集めにくい環境にあるが、休止状態の同窓会組織を復活させ卒業生と母校の繋がりを強化し、資金面もふくめた連携を進める活動が現在行われている。

[基準 8 の自己評価]

平成 21(2009)年度は、大学新校舎建築関連の基本金組入額の発生と青森県私立学校教職員退職金財団の業務方法書が改正されたことにより退職給与引当金（負債）が大幅増になり退職給与引当金繰入額が増えたことで、消費支出超過となったが、一時的なものであり平成 22(2010)年度に新校舎建築工事も終了し、平成 23(2011)年度には解消される見込みである。

【基準8の改善・向上方策（将来計画）】

本学の帰属収入4億6,116万円のうち、学生生徒等納付金収入は3億9,101万円で84.8%を占めている。学生生徒等納付金収入の割合が高くなることは、学生数の動向により急激に財政が悪化する恐れがある。今後は少子化に向けた取り組みが重要になってくる。

支出については、本学の教育研究経費の割合が低いことから大幅に研究費等の増額を図り、更に教育研究の充実に努めていく。

基準 9. 教育研究環境（施設設備、図書館、情報サービス・IT環境等）

9-1. 教育研究目的を達成するために必要なキャンパス（校地、運動場、校舎等の施設設備）が整備され、適切に維持、運営されていること。

《9-1の視点》

- 9-1-① 校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、附属施設等、教育研究活動の目的を達成するための施設設備が適切に整備され、かつ有効に活用されているか。
- 9-1-② 教育研究活動の目的を達成するための施設設備等が、適切に維持、運営されているか。

(1) 9-1の事実の説明（現状）

- 9-1-① 校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、附属施設等、教育研究活動の目的を達成するための施設設備が適切に整備され、かつ有効に活用されているか。

1) 校地・校舎

本学は、昭和 44(1969)年に認可され、その後昭和 62(1987)年に校舎が増築され現在に至っている。校地は J R 弘前駅の南方約 3km、徒歩約 30 分の豊原キャンパスに位置し、姉妹校の女子高校と市立中学校が隣接する文教地区にある。

収容定員は 400 人であり、表 9-1-1 に示されるように校地の総面積は 60,070 m²である。学生一人当たり面積は、158.9 m²であり、大学設置基準の学生一人当たり 10 m²を十分上回っている。

校舎は鉄筋コンクリート一部 4 階建て、校舎面積は 6,713 m²であり、大学設置基準上必要な面積 4,958 m²を満たしている。

表 9-1-1 大学設置基準の校地、校舎面積との比較

校地面積	設置基準上必要面積	校舎面積	設置基準上必要面積
60,070 m ²	4,000 m ²	6,713 m ²	4,958 m ²

2) 講義室等

表 9-1-2 に示されているように、講義室・演習室・自習室等の数は 28 室、面積は 1,840 m²である。講義室は、固定式または移動式スクリーン、AV 機器、プロジェクターが設置されている。演習室の中には 12 室のピアノ練習室も含まれ、児童学科学生のピアノの練習に活用されている。その他は、多目的ホールであり講義、公開講座また諸行事に使用される。

3) 実験実習室

実習及び実験室および関連施設についての状況は、表 9-1-3 に示すとおりである。家政学科の食物系実験室および関連が 8 室、被服系の実習室及び実験室が 5 室、児童学科で使用する実習室が 1 室、両学科共用の実習室・機械室がそれぞれ 1 室ある。

コンピュータ実習室にはパソコン 50 台が設置され、情報系の授業に使用されるとともに、

授業時間外は平日午後 8 時まで、学生に自由に開放されており、学生は卒論やレポートの作成などに活用している。

表 9-1-2 講義室・演習室の状況

講義室・演習室 学生実習室	室数	面積の合計 (㎡)	専用・共 用の別	収容人数 (総数)	学生総数 (人)	在籍学生 1 人当 たり面積 (㎡)	備考
講義室	11	1,173.4	専用	900	378	3.1	
演習室	15	284.1	専用	138	216	1.3	
学生自習室	1	125.4	専用	10	378	0.3	
その他	1	257.7	専用	117	378	0.7	

表 9-1-3 実験・実習室等の状況

用途別室名	室数	総面積 (㎡)	収容人数 (総数)	収容人員 1 人当 たりの面積 (㎡)	使用学科	備考
栄養学実験室	1	99.9	48	2.1	家政	
食品学実験室	1	99.9	48	2.1	家政	
精密機械室	1	33.3	14	2.4	家政・児童	
理化学実験室	1	99.9	48	2.1	家政	
調理実習室	1	130.3	48	2.7	家政	
調理科学実験室	1	99.9	48	2.1	家政	
天秤室	1	33.3	10	3.3	家政	
食品加工実験室	1	99.9	24	4.2	家政	
衛生学実験室	1	99.9	48	2.1	家政	
CAD 実習室	1	66.6	40	1.7	家政	
被服材料実験室	1	99.9	48	2.1	家政	
被服整理実習室	1	99.9	48	2.1	家政	
被服工作Ⅰ(洋裁室)	1	99.9	48	2.1	家政	
被服工作Ⅱ(和裁室)	1	99.9	48	2.1	家政	
絵画工作実習室	1	99.9	40	2.5	児童	
コンピュータ実習室	1	159.5	50	3.2	家政・児童	

4) 附属図書館

「附属図書館」の総面積は、247 ㎡であり自習可能な閲覧室、特別閲覧室、書庫からなっており閲覧席は 40 席である。平成 22(2010)年 5 月 1 日現在の所蔵資料は、図書 36,868 冊、雑誌類 139 種類、視聴覚資料 559、契約データベースは 1、電子ジャーナルはない。書庫は開架式であり、学生は自由に必要な本を閲覧できる。コンピュータは導入されているが、図書管理の電子化等については平成 22(2010)年 6 月の新校舎完成時に整備される。

開館時間は、平成 20(2008)年度より平日 18 時 30 分まで開館し学生の便宜を図っている。土曜日は 8:30~13:00 までの開館である。夏季および冬季休業中の開館は週 3 日程度とな

り、開館時間は 16:00 までとなっている。年間の開館日数は 267 日である。

5) 運動施設

体育館（アリーナ 919 m²）は、ステージ付きで体育の授業、クラブ活動に利用されるとともに、学期初めのガイダンスおよび大学祭等の行事にも利用されている。運動場として大学から徒歩 7 分の場所にある柴田学園総合グラウンド（面積 43,073 m²）内に陸上競技場があり、体育の授業・学園総合体育大会、また課外活動に使用されている。

6) 寄宿舎など

学生の支援施設として、200 人収容の寄宿舎が大学から 700m の地域にある。学生寮は県外出身者を始め遠隔地からの学生のための施設で、学習室・ミシン室・ピアノボックスなどを揃えており、居室にはベッド・クローゼット・学習机を備え付けている。職員は寮監、栄養士 3 人が常勤し、バランスの取れた食事を準備し、安心・安全な寮生活を送れる体制を整えている。

福利厚生施設としてキャンパス内に合宿所を設置し、クラブ活動に積極的に利用している。また岩木山麓にある学園の山の家「ヴィラ柴田」は、新入生の合宿研修会、学友会活動の合宿研修、スキー実習等に利用されている。

9-1-② 教育研究活動の目的を達成するための施設設備等が、適切に維持、運営されているか。

建物設備は法の規定により、消防設備点検・地下タンク点検・煤煙点検を実地している。また設備の維持、運転上の検査としてボイラー性能検査・電気設備点検を行い、その結果に基づき、改善等を行い維持管理に努めている。

(2) 9-1 の自己評価

キャンパスは閑静な文教地区にあり、教育研究活動のために良い環境にある。学生寮は共同生活を通じ、本学の特徴である正しい躰が自然に身に付くように工夫されている。

また、山の家は、建学の精神に基づく学風の理解と連帯意識を高め、有意義な大学生活を全うするための基本的方向を確認する新入生の合宿研修の場として活用されている。

それぞれの設備については、法定点検も含め維持、管理には万全を期している。

(3) 9-1 の改善・向上方策（将来計画）

校舎については、築 40 年を経過し老朽化が見られるが現在、清原キャンパス（学園総合グラウンド隣）に平成 22(2010)年 6 月完成予定の校舎移転新築工事を進めている。

校舎面積は、現校舎の 6,713 m²に対して新校舎は 11,567 m²と 1.7 倍強の規模となる。コンピュータ実習室はこれまでの 1 室から 2 室になり、授業展開の上からもまた学生の教育活動に柔軟に対応できる体制が図られる。新たに HACCP(ハサップ)対応の給食運営実習室を整え、栄養士養成校として最新の衛生管理システムを導入し実習環境の充実を図る。

図書館面積についても、これまでの 247 m²から 559 m²と 2.2 倍強と大幅な面積の増加に伴い閲覧座席数も 40 席から 79 席に増え、自動貸出機を備えた最新の図書管理システムの

導入により利用する学生の便宜が図られる。

9-2. 施設設備の安全性が確保されていること。

《9-2の視点》

9-2-① 施設設備の安全性（耐震性、バリアフリー等）が確保されているか。

（1）9-2の事実の説明（現状）

校舎は築40年経過し老朽化が見られるが、特殊建築物の対象になるため、建築物の維持管理状態を3年毎に専門技術を要する資格者（1級建築士）に調査を依頼し、その結果を役所に報告している。体育館は、雪の影響により屋根が傷みやすいこともあり毎年春先にメンテナンスを行っている。

耐震、バリアフリーについては、昭和44年開学時のままである。施設設備については、自主点検・法定点検等により調査の指摘事項の改善で安全性は確保している。特に消防設備は年2回点検を実施して、火災の予防に留意している。

（2）9-2の自己評価

施設整備については、自主点検と外部委託の法定点検等を実施しており、安全性は確保されている。今後とも、法定点検は勿論のこと自主点検を行い、安全性の確保に努める。

（3）9-2の改善・向上方策（将来計画）

平成22(2010)年6月の新校舎の完成時には、耐震基準をクリアした建物及びエレベータの設置、また車イス対応のトイレ・図書館等全館バリアフリー化が図られ施設設備の安全性が確保される。

9-3. アメニティに配慮した教育環境が整備されていること。

《9-3の視点》

9-3-① 教育研究目的を達成するための、アメニティに配慮した教育研究環境が整備され、有効に活用されているか。

（1）9-3の事実の説明（現状）

緑の多い快適なキャンパスを維持するためサクラ、マツ、スギ、サワラなどの樹木の環境整備に努めている。また校舎内の清掃業務を委託し清潔で快適な教育環境を整えている。

学生の学友会活動の拠点となる学友会室及び学生ホールを有している。

（2）9-3の自己評価

清掃業務を委託している他に、学生が週1回講義室及び共用部分の一部清掃を行っている。また毎日の構内のゴミ回収を委託し、女子大らしい清潔で快適なアメニティとしての教育環境が整備されている。学生ホールは自習室を兼ねて利用され、コンピュータ実習室とともに空き時間に有効活用されている。

(3) 9-3の改善・向上方策（将来計画）

平成22年6月完成の新校舎では、個別冷暖房設備及び省エネタイプの照明器具・トイレの感知式照明またセンサー式手洗器などエコ対策を考慮した施設設備となっている。

学生が利用する場所として学生ホール・学友会室は勿論のこと、加えて体育部・文化部の部室、談話室及び各階に談話コーナーを設けている。また校舎敷地内にサクラなどを植樹し、校舎周辺には芝生を張り緑ゆたかで快適なアメニティを整備している。

[基準9の自己評価]

校舎の面積は、基準を満たしているが十分とはいえない。しかし新校舎完成時には現校舎の1.7倍強の面積になり大幅な増加が図られ、教育研究環境が充実する。

[基準9の改善・向上方策（将来計画）]

新校舎においては、エレベータの設置、車イス対応トイレなどバリアフリー化が図られ、直近の耐震基準をクリアした建物になり、安全な教育環境が整備される。

基準 10. 社会連携（教育研究上の資源、企業、地域社会等）

10-1. 大学の持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされていること。

《10-1の視点》

10-1-① 大学施設の開放、公開講座リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされているか。

(1) 10-1の事実の説明（現状）

【大学施設の開放について】

図書館の開放は従来行われてこなかったが、その他の大学施設については、例えば「市民検診」のために体育館の使用を許可したり、「社会福祉士及び介護福祉士国家試験」の会場として教室やホールの施設使用に協力したりしてきた。また、夏期公開講座、管理栄養士国家試験対策講座あるいはスクールカウンセラー等によって、大学が持っている物的・人的資源を社会に提供している。

【夏期公開講座について】

東北女子大学の公開講座は、平成 5(1993)年から「夏期公開講座」として開催し、平成 21(2009)年で通算 13 回を迎えた。当初は、参加者を高校生に絞り開催していた講座もあったが、近年は小・中・高校生そして一般人を含め、広い年齢層を対象にテーマを設定し開講している。募集にあたっては弘前市の市民広報や県内の各新聞紙上、本学ホームページによる告知、市内および近隣地域へのポスターやチラシの配布などにより広く受講生を募り、多くの市民が参加している。

また開講される講座数が 6~7 講座になると、2 日間に渡って公開講座が開催されることになる。そのため複数の受講が可能であるため、午前・午後と一日を通して、中には連日参加する熱心な受講者もいる。特に、好評を博し継続的なシリーズとなっている講座では毎年続けて参加する人も多く見られる。テーマによって参加者数が異なり、音楽関係や調理実習等の講座で参加者が多いが、専門性が高かったり、講義形式の講座だったりすると、やや少ないというのが現状である。ちなみに、平成 21(2009)年度の公開講座は 3 講座で、計 83 人の参加があった。過去 3 年間の開講講座数と参加者数は表 10-1-1 の通りである。

【管理栄養士国家試験対策講座について】

毎年 3 月に約 1 週間にわたって行なわれる学生対象の管理栄養士の国家試験対策講座は学外の受講希望者にも公開されている。日本栄養士会青森支部を通して、受講者を募集しており、毎年外部からの参加がある。

【スクールカウンセラーについて】

臨床心理士の資格を有する心理学専門の教員が、精神的情緒的にもっとも不安定な時期である生徒を抱える中学校現場でのスクールカウンセリングを実施している。

表 10-1-1 過去 3 年間の夏期公開講座

実施年度	講座数	講座名	参加数
平成 19 年度	6	実習「フレッシュ カラーパスタ」 歌唱「歌い継ぎましょう 童謡・唱歌を」その 5 実習「バロック式リコーダーの指導法について」 講演「今後の教育変化をどのように描きうるか」 講演「なぜサル・クマなどが人里へ出て来るようになったか」 講演「風水で読み解く弘前入門」	178 人
平成 20 年度	3	実習「手作り豆腐とおからで昼食」 実習「体験！アイデア紙造り」 講演「ハリー ポッター～その物語と成長について」	71 人
平成 21 年度	3	実習「青森県産小麦でニョッキニョッキ」 歌唱「歌い継ぎましょう 童謡・唱歌を」その 6 講演「本の読み方について」	83 人

(2) 10-1の自己評価

図書館は市内に市立図書館の他に、市内の 6 大学が所有していることもあって、図書館開放という点では社会に貢献してきたとは言いがたいが、その他の大学施設の使用については積極的に応じて、多少なりとも社会貢献を果たしてきた。

公開講座については、受講者は概ね満足し、次回もぜひ参加したいという声も多いことから、地域の要望に応じてきたと思われる。今後も本学の特色・特徴を生かした講座を継続していくことが望ましいと思われる。

専門性をいかしてスクールカウンセリングを行うことは地域社会に貢献するという意味で評価することができる。

(3) 10-1の改善・向上方策（将来計画）

平成 19(2007)年に、弘前市内 6 校教育機関による協議の場として、「学園都市ひろさき高等教育機関コンソーシアム」を設立した。その事業の一環として、連携する大学間相互の学生・教職員の利用に資するため、図書館の開放を将来行う予定である。

公開講座に継続的に参加する人の多くは 50～70 代で、20～30 代の参加者が少ないという現状がある。10 代も含めた若い世代の参加者を増やすために、テーマや開催時期・時間・曜日などの検討が必要である。とりわけ、テーマについては、テーマによって参加者数に大きなバラツキがあることから、地域社会のニーズに対応した魅力あるテーマの設定、内容・調整などが今後の課題であり、その方向で改善していかなくてはならない。

本学の人的資源を活かした社会貢献について検討する必要がある。

10-2. 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されていること。

≪10-2の視点≫

10-2-① 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されているか。

(1) 10-2の事実の説明(現状)

教育においては弘前市内の他大学から非常勤講師を招き、逆に他大学に非常勤講師として赴き、教育面では大学相互間において相互補完的關係を構築している。研究面においては、青森県内の大学、短期大学で法律学・政治学を研究・担当している者で青森法学会を設立し、年に一度、総会・研究発表会の開催と青森法政論叢の刊行によって学問的な向上・発展につとめている。

図書館については、弘前市内の3大学の間で、相互貸借利用の協定が結ばれており、学生は他大学の図書館の利用ができる体制になっている。

平成19(2007)年に、弘前市内6校教育機関による協議の場として、「学園都市ひろさき高等教育機関コンソーシアム」を設立した。その事業の一環として、今後の連携大学間の交流による大学の魅力向上の取り組みの一つとして、①FD(Faculty Development)活動の実施、②単位の互換性についての検討、③学生の県外流出を防ぐことを目的に、地元企業への就職対策の協議、などの実施が予定されている。

なお、企業との関係はこれまで十分に図られてきたとはいいがたい。

(2) 10-2の自己評価

教育活動については、まずは各教員が企業や他大学とどのような関係を構築することが可能で効果的かを考えることが必要であり、重要である。それを抜きにして、大学として適切な関係を構築していくことは困難であると考えられるからである。ただ、「学園都市ひろさき高等教育機関コンソーシアム」の設立は、他大学との関係を大きく前進させるものと期待される。

他の大学や企業との連携による研究はほとんど行われていない。研究活動については、各教員が社会との連携について何が可能で効果的かを深く考えることが重要である。

(3) 10-2の改善・向上方策(将来計画)

弘前市内6校教育機関の協議の場としての「学園都市ひろさき高等教育機関コンソーシアム」を、今後、更に発展させて、教育研究上において企業や他大学との適切な関係を構築していかなければならない。

10-3. 大学と地域社会との協力関係が構築されていること。

≪10-3の視点≫

10-3-① 大学と地域社会との協力関係が構築されているか。

(1) 10-3の事実の説明(現状)

弘前市内の4年制の大学としては本学の他に国立大学法人弘前大学と弘前学院大学・弘前医療福祉大学そして放送大学学園放送大学青森学習センターがあり、短期大学としては

本学園の東北女子短期大学と弘前医療福祉短期大学部がある。各々、大学としての規模や学部そして特色などを異にするが、その学生総数は1万人に及び、18万人都市である弘前市はまさに学園都市の名にふさわしく、地元経済への直接的効果は絶大なものがある。

表 10-3-1 本学学生が参加しているボランティア活動について

対 象	内 容	参加期間	参加人数
障害児・者への援助	自閉症児の長期、短期訓練の補助	長期休みの期間	4～5人
	ひまわり会（ダウン症児の早期療育相談の会） 水泳教室	月1回 土曜日	5～6人
		月2回	2人
	弘前市社会福祉協議会弘前市ボランティアセンター「桜祭り車いす応援隊」	4月中旬～5月上旬	延べ20人
	児童養護施設での学習支援	年間を通して継続	3～4人
イベント、行事の手伝い	スポレクトーチランの補助	随時	3人
	バザー、運動会、美術館の手伝いボランティア	随時	10人前後
	ボランティアデー	年2回	5人
	図書館での絵本の読み聞かせ	土曜日 月1回	7～8人
医療関係	献血	年3回（6月、10月、2月）	30人前後

高等教育機関は厳しい競争的環境にあるが大学相互が連携を強めることが重要であると考え、平成19(2007)年に、弘前市内6校教育機関による協議の場として、「学園都市ひろさき高等教育機関コンソーシアム」を設立した。これは、高等教育機関の発展から地域の発展へ、さらには地域の発展から高等教育機関の発展へと、より良い循環をもたらしていく体制を作り出し、一層の発展を目指すために、行政をはじめとする関係機関や市民の理解と協力を得ながら、「大学連携による学園都市ひろさき活性化促進事業」を実施するものである。

平成18(2006)年からは青森県の事業である「あおもり県民カレッジ連携機関」に参加している。その事業の一つである大学地域連携セミナー事業にも参加し、地域で開催される

住民対象のセミナーに講師を派遣している。

また、学生のボランティア活動を支援し、大学として地域・社会に貢献するよう努めている。活動内容は①障害児・障害者への援助 ②イベント、行事の手伝い ③医療関係に大きく分けられる。(詳細は表 10-3-1 を参照)

(2) 10-3の自己評価

学園都市である弘前市とその市民との間に良好な協力関係を構築しつつあると評価できるのではないだろうか。更なる具体化はもちろん必要とされる場所である。

(3) 10-3の改善・向上方策(将来計画)

「学園都市ひろさき高等教育機関コンソーシアム」と「弘前市」及び「弘前商工会議所」が連携して、平成 20(2008)年度に文部科学省に対して「戦略的大学連携支援事業」の申請を行うことなどの努力をしており、このような取り組みを続けることによって、大学と地域社会との協力関係が更に密接で深いものになると考えられる。

また、ボランティアについては、学内に地域社会に関わる情報コーナーを設けたり、コーディネーター的な役割を持つ担当者を配置したりする必要がある。

[基準 10の自己評価]

図書館は市内に市立図書館の他に、市内の 6 大学が所有していることもあって、図書館開放という点では社会に貢献してきたとはいいがたいが、その他の大学施設の使用については積極的に応じて、多少なりとも社会貢献を果たしてきた。公開講座については、受講者は概ね満足し、明年度もぜひ参加したいという声も多く、地域の要望に伝えてきた。また、専門性をいかしてスクールカウンセリングを行うことは地域社会に貢献するという意味で重要である。さらに、平成 19(2007)年に、弘前市内 6 校教育機関による協議の場として、「学園都市ひろさき高等教育機関コンソーシアム」の設立は、他大学との関係を大きく前進させるものと評価できる。平成 21 年 10 月に、教授会で設置が承認された地域資源活用研究センターは、平成 22 年 4 月から始動し始めたばかりで、その効果は未知数ではあるが、各教員が社会との連携について何が可能で効果的か考える契機にもなっており、今後期待される。なお、学園都市である弘前市とその市民との間に良好な協力関係を構築しつつあると評価できる。

[基準 10の改善・向上方策(将来計画)]

平成 19(2007)年に設立された「学園都市ひろさき高等教育機関コンソーシアム」の事業の一環として、連携する大学間相互の学生・教職員の利用に資するため、本学の図書館の開放を将来行う予定である。また、「学園都市ひろさき高等教育機関コンソーシアム」と「弘前市」及び「弘前商工会議所」が連携して、平成 20(2008)年度に文部科学省に対して「戦略的大学連携支援事業」の申請を行うことなどの努力をしており、このような取り組みを続けることによって、大学と地域社会との協力関係が更に密接で深いものになると考えられる。また、新たに設立された地域資源活用研究センターが、今後、社会との連携について何が可能で効果的かをハードの面とソフトの面から精査し、本学の物的・人的資源を活

かした社会貢献について検討する予定である。

公開講座のテーマについては、テーマによって参加者数に大きなバラツキがあることから、学務課では、地域社会のニーズに対応した魅力あるテーマの設定、内容・調整などが急がれ、その方向で改善を行う。

基準 1 1. 社会的責務（組織倫理、危機管理、広報活動等）

1 1 - 1. 社会的機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされていること。

《1 1 - 1 の視点》

- 1 1 - 1 - ① 社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がされているか。
- 1 1 - 1 - ② 組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされているか。

（1）1 1 - 1 の事実の説明（現状）

1 1 - 1 - ① 社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がされているか。

本学園の基本となる規定は「学校法人柴田学園寄附行為」、「柴田学園職員就業規則」を柱に、「柴田学園組織規程」、「柴田学園個人情報保護規程」、「柴田学園情報公開規程」、「柴田学園公益通報規程」として定められている。これらの規定は、学園内全組織の社会的機関としての組織倫理を確立する指針となっている。

本学においては、研究機関における「公的研究費の管理・監査に関する規程」に基づいて、「不正防止計画推進委員会」を置き、研究費の不正な使用に対する体制整備を図っている。また「研究倫理規程」により研究を遂行する上で求められる研究者の行動・態度の倫理的規準を定めている。他に「セクシュアル・ハラスメント対策委員会規則」を定め、相談窓口を設けている。

1 1 - 1 - ② 組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされているか。

組織倫理については、教授会、各委員会、各部署、法人本部と連携をとり適正な運営ができるような体制を整えている。

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づき、不正防止を防ぐ体制は大学のみならず法人事務局と連携した体制を整えている。

（2）1 1 - 1 の自己評価

社会的機関としての組織倫理は、現在のところほぼ基本的なところは整備されている。公的研究費の不正防止・セクシュアル・ハラスメントの防止など具体的ケースに対して規程の整備と適正な運営体制を行っている。

（3）1 1 - 1 の改善・向上方策（将来計画）

組織倫理の諸規程は、今後必要に応じて研究倫理委員会で見直し、社会の変化に迅速に対応する。各防止委員会の体制作りをすることにより未然に防止する環境を整えていく方針である。

1 1 - 2. 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能していること。

《1 1 - 2 の視点》

- 1 1 - 2 - ① 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能しているか。

(1) 11-2の事実の説明（現状）

本学の「危機管理規則」により、諸般の危機に迅速かつ適正に対処するための管理体制、対処方法等を定め学生、職員等の安全確保を図っている。

防火・防災対策は、消防計画に基づき教職員で構成している自衛消防隊が火災予防・火災・地震等の災害時の対応に当たるとともに、年1回学生の避難訓練を実施している。

消防計画には、防火管理者の権限及び業務・防火管理委員会・予防管理組織・建物等の自主検査及び消防設備等の点検等を定めている。

消防訓練は、全学生の避難訓練を実施し、防火管理者から火災・地震等の災害時の注意事項、対処の仕方を伝え危機管理の周知を図っている。

(2) 11-2の自己評価

火災に対しては、年1回実施している全学生の避難訓練、また消火器・屋内消火栓・自動火災報知器等の消防設備は、点検業務を年2回専門業者へ委託し、万全を期している。

日曜・祝日・夜間の火災に関しては、警備員が常駐して巡回警備により対応している。

電気設備については、東北電気保安協会と保守契約を結び、点検を受けている。また漏電等を24時間監視する自動通報方式を採用し、漏電・火災を未然に防止する体制を整えている。

地震対策としては、耐震基準をクリアした新校舎が平成22(2010)年6月に完成する。

(3) 11-2の改善・向上方策（将来計画）

平成22(2010)年6月に新校舎が完成するので、現在の校舎より防火・地震耐性は、強化される。危機管理委員会が中心になって、今後も全学生の火災・地震等を想定した避難訓練を実施し、災害時の行動を身に付ける訓練を続ける。

11-3. 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されていること。

《11-3の視点》

11-3-① 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されているか。

(1) 11-3の事実の説明（現状）

教員は専門とする学問分野の研究業績について、所属する学会等において研究発表している。大学としては、紀要編集委員会において編集し、学園が発行にあたり学内外の諸機関に配布している。一方、教育研究成果を一般市民に発表する夏期公開講座を毎年継続して開催し、多数の参加を得て、好評を博している。

(2) 11-3の自己評価

教育研究成果の学内外への広報活動する体制は、ホームページ・ポスター・「広報ひろさき」での紹介等に限られ、効果的な広報活動としては新聞メディアの活用などによる改善を要する。

(3) 11-3の改善・向上方策（将来計画）

教育研究の成果にかかわる情報手段として、ホームページの活用を強化し迅速かつ広域的・効果的な発信に努めたい。

[基準11の自己評価]

社会的機関としての、組織倫理に関する規程と適切な運営については整備されている。危機管理の体制は、適切に機能している。教育研究成果を公正かつ適切に広報する体制は、これまで順次整備されてきている。

[基準11の改善・向上方策（将来計画）]

組織倫理・危機管理・広報体制は、法令との関係を反映させるため、常に見直しできる体制作りをしなければならない。そのため教授会、学務委員会、各委員会で現行制度・運用の状況に関心を持つ必要がある。

今後は、広報委員会が中心となって、ホームページの充実をはじめ、教育研究活動の成果の迅速な公開を進める。

IV 特記事項

特記事項－1 新キャンパスへの移転・新校舎建築工事の着手と本体の完成

平成 21 (2009) 年 4 月、新キャンパス住所地・弘前市清原 1 丁目 1-16 で、新校舎の建築工事を開始し、平成 21 (2009) 年度末までには、校舎本体がほぼ完成した。本報告書提出の時点では、校舎全体の完工、内部新設備の搬入及び外構工事も終わり引き渡し手続きを残すのみとなっている。本編、基準 9. 教育研究環境の項では、当然のことながら、平成 21 (2009) 年度の状況について記述し、改善・向上方策 (将来計画) として、新キャンパスについて触れられている。

本学は設立以来、40 年を経て、新キャンパスへの移転が実現することになり、8 月からは、充実した新たな環境で学園生活が展開されるが、特に、キャンパス空間の拡張、校舎等の拡充及び施設設備の飛躍的改善が実現されるので、特徴的事項を列記しておく。

なお、現在の施設設備はすべて設置基準に適合しているものであることを付記しておく。

- 1) 校舎敷地の拡充 現在の 16,997 m² (基準は 4,000 m²) から 41,838 m² の 2.46 倍の広々としたキャンパスとなる。
- 2) 校舎の拡充 現在の 6,713 m² (基準は 4,958 m²) から 11,567 m² の 1.72 倍に拡大し諸施設・設備が充実される。
- 3) 管理運営関連施設 事務室、学務・学生課の面積は現在の 1.6 倍にあたる 267.3 m² となり機能的改善も図っている。
- 4) 教員研究室の完備 個人用研究室 (24 m²~27 m²) 35 室を完備。
- 5) 講義室等の充実改善 普通講義室 1, 集団実習室 (マイクロテーピング等) 1 を増設し、全講義室にプロジェクター、スクリーン等を整備。
- 6) 実験実習、特別室等の拡充 視聴覚室の改善整備：現代的機器類の整備と集中制御方式の採用。各種の実験・実習室の充実整備：調理実習室・HACCP (ハサップ) 設備等最新器具の充実。被服実習室・資料作品室等の拡充。コンピュータ実習室を 1 室から 2 室に増設。教育方法・教材開発実験室の新設等。
- 7) 学生が自由に使用できる卒論用学生実験室 2、学生実習室 2 及び学生ゼミ室 2 の計 6 室を新設。
- 8) 体育館 現在の 1.48 倍にあたる 1,364 m² に拡充し、館環境及びステージ等の整備。
- 9) 多目的ホール 現在の 2.51 倍にあたる 647 m² にし、ステージ、大型スクリーン、プロジェクター等を備え 440 人を収容できる施設として整備。
- 10) 図書館の現代化整備 現在の 2.27 倍にあたる 559 m² にし、閲覧座席数も 40 席から 79 席に倍増するとともに最新の図書管理システムの導入により、利用学生の便宜を図る等の改善。
- 11) 学友会室、文化部室、体育部室等の整備及び礼法室 (茶室、生け花室兼用) の新設。
- 12) 学生ホール (1F) の拡張及び談話コーナー (6ヶ所：2F~5F)、談話室 (1ヶ所：3F) を新設し、現在の学生ホール 125.4 m² に対して合計で、299.7 m² の 2.4 倍弱に拡充整備。

以上の事項及び校舎周辺の緑地化整備等も進めており、教育研究・生活環境全体のアメニティの飛躍的改善を図っている。

特記事項－２ 青森県の事業とタイアップした食育啓発活動

本学は栄養士養成施設として、家政学科では栄養士の養成と同時に、教職課程の認定をも受けているので、栄養教諭及び家庭科教諭等の資質向上を目指した幅広い教育を展開・推進している。近年では、食環境・栄養環境の変化・多様化がみられるが、その負の側面としての生活習慣病などが増加傾向にある。それらの予防処置として食育啓発活動の重要性が指摘されている。したがって、本学ではすでに「栄養指導実習Ⅱ」で食育啓発に関する教育と実習（体験）を行ってきた。

青森県においても、平成 18(2006)年に「青森県食育推進計画」を策定し、豊かな県産農林水産物を活用した健康な食生活、恵まれた自然環境の中での農林漁業体験、そして先人の知恵が育んだ食文化の伝承など、青森県らしさを生かした食育を、県と県民との協働による「いただきます！あおもり食育県民運動」として展開してきた。今後、この運動をさらに発展させるため、県内の大学に食育啓発活動を委託し、近い将来、社会や家庭において食育を実践する立場になる大学生に、県民を対象とした直接的な啓発活動を実践させること等をとおして、未来の本県を担う食育指導者を育成するとともに、大学教員等による食育指導者の資質向上に向けた支援を行うこととなった。

表IV-2-1 平成 21 年度の実施状況

実施日	実施場所	対象
8月3日～4日	弘前総合保健センター	親子 15 組(30 人)、2 日で 60 人
8月19日	アリス保育園	3 歳～5 歳児 63 人
12月1日	平川市立金田小学校	全校児童 318 人
2月17日	リンゴベビーホーム	3 歳児 20 人
2月17日	花園保育園	3 歳～6 歳 70 人
3月3日	草薙小学校（すその保育園）	全校児童 38 人（13 人）
3月5日	文化幼稚園	3 歳～6 歳
3月8日	養生幼稚園	3 歳～6 歳

そこで本学は、社会への貢献活動と栄養士及び栄養教諭の資質向上を図るために、この食育啓発活動委託事業に積極的に協力することにした。委託期間は平成 21(2009)年及び平成 22(2010)年度で、一年毎更新の二年間である。主に県が訪問先の募集と取りまとめをし、その中から内容と実施日時が合えば活動をする形態をとっている。平成 21(2009)年度は表 IV-2-1 が示すように 8 回の活動を行った。いずれも、食育についての寸劇やペープサートを通しての啓発活動であり、家政学科 4 年および 3 年生で、栄養士課程を履修している学生達がこの活動に参加してきた。学生は参加することに積極的であり、この活動の意義の重要性及び活動の大変さや楽しさと同時に、感謝し感謝されることの大切さをも理解す

ることができたこと、さらには、実社会との触れ合い体験が栄養士養成教育に役立つことが多かったこと等は高く評価される。

特記事項－3 夏期公開講座での食育推進活動

本年は、この活動の他に、本学で定期的開催している夏期公開講座において、一般人を対象に食品加工・調理実習を含む食育推進の講座を開講するとともに、学園祭中に現在及び将来の食育指導者や栄養教諭を対象に、「家庭につなげる学校の食育」と題する特別講演会を実施して好評を得ている。

特記事項－4 教員採用推薦特別枠が12人に増加

本学卒業生の仕事ぶりや教員採用試験の結果が評価され、教員採用試験の一次試験が免除になる大学推薦特別枠（小学校教員のみ）を、関東の都県を中心に12人もらっている。平成19(2007)年以来、特別枠の人数が次に示す表のように増加している。ちなみに平成21(2009)年に、関東3県の小学校教員採用試験を受験した学生は21人で、そのうち15人(71.4%)が教諭・本採用になっている。

表IV-4-1 大学推薦特別枠の推移

	神奈川県	東京都	千葉県	埼玉県	横浜市	さいたま市	京都市
平成19年度	1(8)	—	0(1)	—	—	—	—
平成20年度	1(8)	—	1(1)	—	—	—	—
平成21年度	2(11)	—	2(3)	1(0)	—	—	—
平成22年度	2(9)	—	2(5)	1(1)	—	—	—
平成23年度	4	2	2	1	1	1	1

()内は本採用の人数

特記事項－5 実践力の育成を目指す特色ある初等教員養成カリキュラム

実践力の高い教員、保育士養成を目指して、児童学科では、幼稚園、小学校教員及び保育士養成の3教職課程を設定し、以下に示す特色ある教育を展開している。

小学校課程では、「教育実践の方法」「表現技術（音図体）の熟達」などの学習を主要課題としておさえ、基盤としての教育学、教科教育学を始め、授業全体をを少人数指導体制で実施し、重点的積み重ね学習で能力開発を徹底し、専門的知性に裏付けられた実践力と信頼性の高い小学校教員の育成を図っている。

幼稚園、保育士課程では、乳幼児・児童学等全般にわたる知的理解と高度な教育技術についての並行学習を行うことによって、乳幼児教育のスペシャリスト育成を目指している。本課程でも、専門知性教育力と情操教育面での実践力を身に付けることを重視している。

前記目標実現のために、幼・小・保育士課程では、1年次よりピアノ演奏力、読譜力の習熟時間を設定し、複数の指導者による小クラス教育で、基礎力及び専門的能力をより高められるように配慮している。また、算数、理科等についても興味関心を高め、「知る」喜

びを体験できる実験の重視と柔軟な科目選択もできるようにしている。

2年次には、授業科目「教職の理解」を設定し、卒業生現職教員の現場体験、管理職者の活動状況などの講義によって、早期に教職への学習意欲を高め、望ましい教師像のイメージを描けるようにしている。また、幼稚園課程では、本学園の幼稚園で、日常保育のサポートタイムを設定し、現実保育の観察、幼児との交流体験を行い、3年次実習に備えている。

3年次の幼稚園教育実習は、市内に指定協力幼稚園を設定し、きめ細かな実習効果を上げている。他方、学生の希望で、県内外のその他の幼稚園でも実習を行っているが、実習園には、大学から巡回指導教員を派遣して、その実状や教育活動の具体的課題等について情報交換を行い、次年度以降の指導改善に生かしている。

なお、3年次学生は、学友会を中心とした体育大会・学園祭等々の各種の全学的行事の中心的な存在として、主体的に企画立案、運営等にあたり、全学生の参加協力を引き出し、行事を成功に導いている。この過程で育まれる課題解決力、情熱、団結心などは、将来、教師または組織リーダー、あるいはフォロワー等として活動していく能力形成に大きな役割を果たしているもので、実践力形成の方法論からしても欠かせないものとなっている。

4年次においては、18日間の小学校教育実習の事前事後指導の中で“実習の心構え”の一つとして、各実習校の校長、教頭、教務主任、学級担任、技能主事等、直接・間接に指導にあたった教職員へ、実習で得た具体的体験を記したお礼状（ハガキ）を出すことによって、感謝の気持ちを表わす人間としての大切な習慣を身に付けさせている。

実習受け入れ協力校として、大学周辺の市立小学校10数校に依頼し、全実習生を配属しているので、管轄教育委員会に事前事後の報告等を行い、緊密な連携関係の中できめ細かな指導を行っている。

実習終了後も学生は、当該実習校の遠足・学習発表会等の行事に参加して、児童の成長や学校現場の日常活動を観察しながらサポーターとしての体験（週1回）を積むようにもしている。また、学生自ら全実習の流れや研究授業等を総括する反省録を作成し、3年生も全員参加させる反省会を実施している。同時に実習校及び県・市教育委員会との懇談会を開き、効果的な教育実習を生み出す協議を行い、地域に根ざした教員養成を行っている。

なお、教職課程履修者の実習資格認定では単位修得状況に加え、態度、教職への意欲を評価し、欠点が多い場合は改善指導を行った後に実習ができるようにしている。

卒業研究は、論文と実技・演奏、作品発表など4単位を課して、専門職者になるための学識及び自発的研究力と自己教育能力を育む基本分野として重視し、一連の実践力を育てる特色ある教員養成カリキュラムの完結を図っている。

特記事項－6 実験、実習を重視した中学校、高等学校及び栄養教諭養成カリキュラム

中学・高校、栄養教諭課程では専門的知識の確実な習得のために、特に実験・実習科目を重視して広く開講している。1年次では基礎的技術を、2年次ではその応用展開による造る喜びの体得、栄養教諭課程の3年次では学内外の実習が本格的に開始される。4年次では各学校等での完成実習を行うことによって、体験に基づく実践的学習指導ができる教員養成を目指している。

特に、栄養教諭課程では、センター式給食と県内数校しか無い自校式給食の2種類の学

校での観察実習等を行い、実施形態の異なる実践的給食指導や食育教育の在り方を学習させている。

教育実習終了後は、3年次全学生を含めた実習反省会を行い、実習の成果や課題について発表し、意見交換等を行ううことにより、教員養成課程の学習総括を行うと同時に3年次学生に対する事前指導の機能をも果たさせている。

また、体験的に本質を深く理解し、同時に教員として必要とされる各般の能力を総合的に育成する方法として、プロジェクトメソッド的手法を用いた共同研究を10年以上に亘って継続的に行い、その成果を学園祭で発表してきた。

例えば、1年次より各テーマを設定させ、上級生の指導のもとに各テーマの具体化を企画させる。絹をテーマにした展示発表では、蚕を生育し繭を作ることから始まり、絹織物の作品の製作まで行わせる。同様にウールでは羊の毛刈りを行わせ、綿では綿花の育成を行わせるなど、素材研究から作品の製作まで一貫した作業を通して、それらについての理解を深めさせている。近年は、りんご、菊、茶など食品の効能やオリジナルレシピの開発なども手掛けている。一連のテーマは次に示す表の通りである

家政学科 年次共同研究テーマ内容 (歴史・素材研究から作品製作まで)	
年度	研究テーマと作品製作
平成10年	伝統模様による刺し子の研究・作品製作
平成11年	蚕の成育研究と絹による作品製作
平成12年	羊毛の刈取りと研究・毛織物による作品製作
平成13年	綿の栽培研究と綿を用いた作品製作
平成14年	裂織技法の研究と様々な布地(素材:タオル、綿、絹、毛)による作品製作 その1
平成15年	裂織技法の研究ととうもろこし素材による新しい技法の研究(透し織) その2
平成16年	植物染色における濃染処理剤の研究と作品製作
平成17年	“りんご”の種類と効能 りんご(木・花)の染色と作品製作および食品・調理オリジナルレシピの開発
平成18年	“菊”の歴史と効能 食品・調理オリジナルレシピの開発 菊をテーマに被服作品製作

平成 19 年	“茶”の歴史と効能 食品・調理オリジナルレシピの開発 茶を染料にした被服工芸作品製作	
平成 20 年	被服系	テーマ「日和～あたたかさを感じて～」による作品製作
	食物系	漬物の歴史や世界の漬物について
平成 21 年	被服系	テーマ「実～季節の香を感じて～」による作品製作
	食物系	ヨーグルトから作る乳酸菌飲料やカッテージチーズなどについて

特記事項－7 スクールサポーターによる体験学習

児童学科では、小学校教諭一種免許状取得者への支援として、スクールサポーターによる体験学習（学習指導の補助・課外活動の指導の補助・学校行事の手伝い・評価活動の補助・読み聞かせ・その他の活動）を通して、小学校教員・学級担任として必要なことを学び、教育実践の力量形成に役立っている。スクールサポーターは、平成 18(2006)年度から、小学校本採用の合格者支援を目的に実習校の協力のもとに始められた。大学の講義のない日・週一日、また講義の空き時間を利用し、4 年次後期に行っている。今後は、カリキュラム内の単位制教科として実施できるよう、市の教育委員会と教育実習協力校の連携のもとに制度化する方向で検討している。

特記事項－8 関東圏での教員採用者を中心としたネットワークシステムの構築

平成 16(2004)年頃から関東圏での教員採用者数が増加したことを機会に卒業生との年代を超えたネットワークづくりを強化している。

毎年 1～2 月に本学教員 3～4 人が、関東方面に出向き、卒業生が勤務している小学校や職場等を訪問すると同時に、卒業生との懇談会を開いて卒業生同士の情報交換、協力の場として、有効活用を期待して組織したものである。

この会合には毎年 40 人ほどの参加者が見られるが、卒業年次を越えて、お互いが身近な良き相談相手となり、嬉しいこと、楽しいこと、また苦しいことなど様々な話題を提供し、会食をともにしながら親睦と連携の絆を深めている。

このネットワークを通してのサポート機能は、特に新卒教員の不安解消や安心感につながっているものであるが、さらには、これから関東圏での就職を希望する在学生や保護者にとっても心強い安心と励みとなっていることが高く評価される。

今後は年度別連絡員を決め、少なくとも夏期、冬期の 2 回実施を計画し、教員のみならず、企業就職者をも多数含めたネットワークづくりを強化していくことにしている。また、近い将来、この会をベースとして、同窓会関東支部の立ち上げも考えている。

特記事項－ 9 絵本読み聞かせボランティアへの参加

平成 20(2008)年より、青森県教育委員会の委嘱を受け、児童学科 3 年、4 年生を中心に「子ども読書活動の推進」活動に参加している。児童学科生は将来、幼稚園・小学校教員、または児童館職員等を希望しているため、特に読み聞かせや絵本に興味、関心が高い。これまで「読書推進県民大会」に 2 回、その他保育園、幼稚園そして図書館での活動にも積極的に参加し、子どもとのふれあいを通しながら、良質な絵本の紹介や興味づけ、絵本の持つ魅力等についても普及、啓発を行ってきた。この活動経験は、教員としての能力形成にも役立ち、確実に教員としての資質向上に繋がっている。

平成 20(2008)年度の県民大会では、地元テレビ局に「将来幼稚園、小学校の先生を目指す学生の運動」として取り上げられ、特集として放映されたが、このことがきっかけとなり、地元の小学校からも「絵本読み聞かせ」の依頼を受けるようになった。

特記事項－ 10 キンダーガルテン・サポーター

本学の幼稚園教育実習は、児童学科 3 年次の 8 月から 9 月中旬にかけて実施している。この実習が始まる前に幼児の理解、現場での人間関係や実際の仕事内容を実践的に深化させるために、空きコマ (1、2 時限) を活用して、4 月にシフト制で約 1 ヶ月間、本学園の柴田幼稚園で、新入園児のサポート活動を実施している。この活動を通して少しずつ園に慣れていく子どもたちの様子を目の当たりにすることにより、実習に対する学生の意欲向上に役立たせている。

また、幼稚園教員を目指す 4 年次学生には、10 月以降、園の行事 (音楽発表会、作品展、クリスマス会等) への手伝いを中心とした支援活動をシフト制で行っている。この活動は幼児の理解を深めることはもちろんのこと、教材づくりや環境整備をはじめ、幼稚園教諭としての幼児への関わり方なども実体験を通して深く学べる絶好の機会となるので、将来への心構えを確立する上で教育効果が高い。平成 21(2009)年度はインフルエンザの流行のため、一部活動が停滞したが、今後も一層キンダーガルテン・サポーター制度を充実し、教育実習や就職につながる実りある活動にしていくことにしている。

特記事項－ 11 県少年サポート (ボランティア) ピコット運動

平成 20(2008)年度より児童学科 4 年次の学生が、県警察本部より委嘱を受けて、小・中学生の万引き・薬物使用の防止や非行からの立ち直りのための支援活動「ピコット運動」を行っている。picot という名前の由来は、編み物やレース、リボン布などの端についている小さな輪の飾りをイメージしているが、少年サポートボランティアは、少年と社会のつなぎ目となることを目的としている。具体的な活動内容は、「非行少年や被害少年を継続的に支援し、再非行防止、立ち直り支援活動等の少年の健全育成のための活動」である。

平成 20(2008)年度は 2 人参加、このうち 1 人は東京都で開催された「全国少年警察学校ボランティア研修会」に青森県代表のパネリストとして参加した。また彼女の場合、平成 21(2009)年 3 月には、3 年間 (平成 19(2007)年～平成 21(2009)年) のボランティア活動の成果が、少年の非行防止に繋がったと認められ、警察ボランティア連絡会より表彰を受けた。地域新聞には、「学校と警察、地域が連携し犯罪のない安全、安心な町づくりに協力することの大切さを学んだ」という学生の意見が掲載された。この 2 人は、卒業と同時に幼

稚園教諭、あるいは小学校教諭として教育現場に立っているが、こうしたボランティア活動の経験は、教育現場での活力となり、また教育の幅を広げ、教師としての更なる意欲の喚起に繋がるものと考えている。

平成 21(2009)年度には、県警察本部より 3 人の児童学科 4 年次の学生が委嘱を受け活動した。そのうち 1 人は、これまでの経験を活かし、警察職員採用試験に挑戦し合格を果たした。平成 22(2010)年 4 月からは、少年補導職員として青森県内の警察署生活安全課に配属が決まっており、残りの 2 人は千葉県小学校教諭として活躍している。また本年度は、県警察本部より 3 人の学生が委嘱を受けている。

特記事項－ 1 2 高大連携キャリア形成支援事業への参加

標記の事業に、平成 20(2008)年度より、青森県教育委員会の依頼を受け、4 年生を中心に参加している。この事業は、本県の次代を担う高校生を対象に、年齢が少し上で親近感があり、頼もしい大学生の働きかけによって、高校生の中の心にある「やる気」を引き出し、目標に向かう意欲を喚起することをねらいとしているものである。

事業に参加するには、コミュニケーション等の研修を受けた者でなければならないが、本学学生は、家政・児童両学科に学び、将来、教員や栄養士等として「人」と関わる仕事に就くものが多いため、高校生自らの夢の実現に向かった主体的行動ができるようなキャリア形成支援にはかなりの影響を与えている。

平成 20(2008)年には県内 12 の研修協力校のうち 5 校を訪問し、ワークショップ等の企画に携わった。高校生にとっては年齢が少し上で親近感があり、頼もしい「ナナメの関係」である大学生からの経験談は身近なものとして良い影響を与えたとの評価を得ている。

また、活動後の学生の立場からみると、個人のコミュニケーション能力などのスキルアップにもつながっており、高校生と共に自分を見つめなおしたり、考えを模索したりするなど、自己啓発に役立ったという感想が多く見られた。

今後は参加学生が主体となって、学内での研修会を持つなどして、下学年のキャリア形成に役立てることにしている。

特記事項－ 1 3 献血活動における社会貢献

本学では、日本赤十字社からの協力依頼を受け、30 年以上も前から定期的に献血活動に協力してきた。献血の重要性を認識し、学生だけではなく、教職員も率先して献血に参加したことが認められ、青森県の血液不足解消に大きく貢献していると、これまで多くの感謝状を受けている。現在では、年 3 回(6 月、10 月、2 月)、大学に直接献血車が来て実施しており、事前に献血日時などのポスターを掲示し、当日は放送で学生に呼び掛けている。今後も、献血の協力は継続していく方針である。特に、低年次の学生には、献血の意味や価値・重要性について説明し、一人でも多くの学生が献血を通じて社会貢献できるように奨励していく。

東北女子大学

東北女子大学学生が参加している主なボランティア活動 (平成 21 年度実績)

取扱団体	活動内容	時期	参加人数
弘前市ボランティア支援センター	ボランティアデーへの参加	年 2 回	5 人
弘前市身体障害者福祉センター	自閉症児の長期、短期訓練の補助	長期休みの期間 (春、夏、冬休み)	延べ 20 人
日本盲導犬協会	盲導犬の普及ボランティア	年数回	4~5 人
青森県教育委員会	絵本の読み聞かせ:「子ども読書活動の推進」		6~7 人
青森県警察本部	ピコット運動		3 人位
青森県教育庁生涯学習	高大連携キャリア形成支援事業		15 人位
NPO 法人弘前こどもコミュニティ・ピープル	忍者修行大作戦	7 月	8 人
弘前市立図書館	図書館での絵本の読み聞かせ	月 1 回土曜日	7~8 人
弘前ひまわり会 (日本ダウン症協会支部)	ダウン症児の早期療育相談の会	月 1 回土曜日	7~8 人
	水泳教室	月 2 回	2 人
社会福祉法人弘前大清水学園	バザー・運動会・施設の祭りの手伝い		20 人位
弘前市弥生荘	ねふた運行と花火の夕べ、運動会の手伝い	夏休み	15 人
社会福祉法人弘前愛成園	児童養護施設での学習支援	年間をとおして継続	7~8 人
青森県自閉症協会	リフレッシュキャンプ (自閉症)	年 2 回くらい	3~4 人
教育実習先の小学校	スクールサポーター	週 1 回	
弘前市社会福祉協議会	桜祭り車いす応援隊	4 月中旬~5 月上旬	延べ 20 人

平成 22 年 6 月
東北女子大学